

(健 I 193)
令和3年11月25日

都道府県医師会
学校保健担当理事 殿

日本医師会
常任理事 渡辺 弘司
(公印省略)

「『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
(2021年11月22日Ver.7)』の周知について(依頼)」の送付について

平素、本会学校保健事業につきまして種々ご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、文部科学省において、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改訂について、本会あて周知方依頼がありました。

つきましては、別添のとおり資料をお送りしますので、貴会でもご了解いただくとともに会員への周知方、よろしくお願いします。

なお、マニュアル本体(別添2)及びこれまでの関連資料(別添3)は下記の文部科学省ホームページに掲載されていますことを申し添えます。

記

- 別添1 学校衛生管理マニュアル(Ver.7)の主な改訂箇所について
- 別添2 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～(2021.11.22 Ver.7)
- 別添3 関連資料1～18

文部科学省掲載ページURL

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html

以上

事 務 連 絡
令和3年11月22日

公益社団法人 日本医師会 御中

文部科学省初等中等教育健康教育・食育課

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
(2021年11月22日 Ver. 7)」の周知について（依頼）

このたび、文部科学省において作成している「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を改訂いたしました。

つきましては、御了知の上、貴会会員方に御周知いただくようお願いいたします。

（参考：文部科学省掲載ページURL）

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html

本件連絡先：
文部科学省
初等中等局教育局
健康教育・食育課
03-5253-4111（内 2070）

【改訂】

学校衛生管理マニュアルを改訂し、学校関係者の感染状況のデータやその分析結果を更新したほか、抗原簡易キットやマスク、新型コロナワクチン等に係る知見等を追記しました。ついては、本マニュアルを地方公共団体の衛生主管部局にも共有していただくようお願いします。

事 務 連 絡

令和3年11月22日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～『学校の新しい生活様式』～」の改訂について

この度、令和2年5月22日に発出した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」を改訂しましたので、お知らせします。

主な改訂箇所は、別紙のとおりとなります。

本マニュアルは、令和3年11月時点での最新の知見に基づき改訂したものであり、新たな情報や知見が得られた場合には、見直しを行うことを予定しています。

あわせて、本マニュアルについては、地方公共団体の衛生主管部局にも共有していただくようお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人担当課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して本件を周知されるようお願いいたします。

<本件連絡先>

文部科学省:03-5253-4111(代表)

○下記以外の保健指導・衛生管理に関すること

初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918・2976)

○身体的距離の確保にかかる人的体制の確保に関すること

- ・公立学校について 初等中等教育局 財務課(内3704)
- ・私立学校について 高等教育局私学部 私学行政課(内2533)
- ・国立学校について 総合教育政策局 教育人材政策課(内3498)

○障害のある児童生徒等に関すること

初等中等教育局 特別支援教育課(内3193)

○教職員の勤務に関すること

- ・公立学校について 初等中等教育局 初等中等教育企画課(内2588)
- ・私立学校について 高等教育局 私学部 私学行政課(内2533)
- ・国立学校について 総合教育政策局 教育人材政策課(内3498)

○各教科の指導に関すること

- ・下記以外 初等中等教育局 教育課程課(内2565)
- ・体育・保健体育 スポーツ庁 政策課(内2674)
- ・音楽・図画工作等 文化庁 参事官(芸術文化担当)(内3163)

○部活動に関すること

スポーツ庁 政策課(内3777)
文化庁 参事官(芸術文化担当)(内2832)

○修学旅行等に関すること

- ・修学旅行について 初等中等教育局 児童生徒課(内2389)
- ・遠足・集団宿泊的行事、旅行・集団宿泊的行事について
初等中等教育局 教育課程課(内2903)

○学校給食に関すること

初等中等教育局 健康教育・食育課(内2694)

○学校図書館に関すること

総合教育政策局 地域学習推進課(内3717)

○幼稚園における指導に関すること

初等中等教育局 幼児教育課(内2376)

学校衛生管理マニュアル（Ver.7）の主な改訂箇所について

1. 感染状況のデータ及び分析の更新【P. 4～9】

児童生徒や教職員等の感染状況について、文部科学省や厚生労働省から公表している最新のデータ、分析を更新。

- ・令和3年7月からの感染拡大期においては児童生徒等の感染者数も増加
- ・高等学校は「学校内感染」が他の学校種と比較して高い割合
- ・小中学校においても5人以上の感染事例が増加
- ・10人以上の感染事例を分析すると、高校の部活動、寮のほか、放課後児童クラブ・デイサービス等関係の事例が多い

2. 子供への感染に係る知見の更新【P. 10～11】

子供の重症化割合、デルタ株の子供への影響等について最新の知見を更新。

- ・小児例は無症状者／軽症者が多い
- ・重症化、死亡の割合は若者は低い傾向
- ・デルタ株が子供に感染した場合も従来株より重症化する可能性を示す証拠はない

3. 地域ごとの行動基準の設定の考え方の更新【P. 15～17】

「新たなレベル分類の考え方」（新型コロナウイルス感染症対策分科会提言）を踏まえ、マニュアルにおける行動基準の設定の考え方を更新。

マニュアル	分科会提言
レベル3	レベル4（避けたいレベル）
	レベル3（対策を強化すべきレベル）
レベル2	レベル2（警戒を強化すべきレベル）
レベル1	レベル1（維持すべきレベル）
	レベル0（感染者ゼロレベル）

4. 抗原簡易キットの活用について追記【P. 23】

教職員や児童生徒等の有症状者が直ちには医療機関を受診できない場合における抗原簡易キットの活用について追記。

※既に文部科学省より示している手引きの内容の反映

5. 透明マスク、マスクの素材の活用について追記【P. 41～42】

透明マスクの活用、不織布マスクが最も高い効果を持つことなどを追記。

6. 新型コロナワクチンと学校教育活動について追記【P. 44～45】

以下のことを追記。

- ・希望する教職員が接種を受けられることは重要
- ・ワクチン接種の有無によって学校教育活動に差を設けることは想定されていない
- ・接種を受ける、受けないによって差別やいじめなどが起きることのないように指導、保護者に対しても理解を求める
- ・何らかの理由で生徒等の予防接種歴を把握する場合には個人情報としての取扱いに留意

7. 保健所の業務がひっ迫している場合の対応について追記【P. 66～69】

保健所の業務がひっ迫している場合の濃厚接触者等の候補者のリストの作成、臨時休業の要否の検討等について追記。

※「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」（令和3年8月27日）の内容の反映



学校における新型コロナウイルス感染症
に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～
(2021.11.22 Ver.7)

はじめに

新型コロナウイルス感染症については、今なお警戒が必要な状況にあります。こうした中でも、持続的に児童生徒等の教育を受ける権利を保障していくため、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続していく必要があります。学校においては、児童生徒等の学びを保障するため、長きにわたり、校長のリーダーシップのもと、養護教諭の専門性を生かし、学校医・学校歯科医・学校薬剤師等と連携しつつ、教職員一丸となって、感染症対策と教育活動の両立に大変な御尽力をいただいております。初めに、これら関係者の皆様に対し、心より感謝を申し上げます。

文部科学省では、「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」（令和2年6月5日事務次官通知。令和3年2月19日改訂）において、持続的な学校運営の指針を示しました。

本マニュアルについては、同ガイドラインの考え方にに基づき、学校の衛生管理に関するより具体的な事項について学校の参考となるよう作成したものです。本マニュアルを参考に、各学校において感染症対策に努めていただきますようお願いいたします。

なお、本マニュアルは、令和3年11月時点での最新の知見に基づき作成したのですが、今後新たな情報や知見が得られた場合には随時見直しを行うものであることを申し添えます。

目 次

第1章 新型コロナウイルス感染症について	4
1. 学校における新型コロナウイルス感染症の現状と分析	4
2. 新型コロナウイルス感染症の子供への感染に関する特徴	10
3. 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について	12
4. 地域ごとの行動基準	15
5. 設置者及び学校の役割	18
(1) 教育委員会等の役割	18
(2) 学校の役割	18
6. 家庭との連携	19
第2章 学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策について	21
1. 児童生徒等への指導	21
2. 基本的な感染症対策の実施	22
(1) 感染源を絶つこと	22
(2) 感染経路を絶つこと	24
(3) 身体全体の抵抗力を高めること	31
3. 集団感染のリスクへの対応	33
(1) 「密閉」の回避（換気の徹底）	34
(2) 「密集」の回避（身体的距離の確保）	37
(3) 「密接」の場面への対応（マスクの着用）	40
4. 重症化のリスクの高い児童生徒等への対応等について	43
(1) 医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等	43
(2) 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合	44
5. 新型コロナワクチンと学校教育活動について	44
6. 出席停止等の取扱い	45
7. 児童生徒等及び教職員の心身状況の把握、心のケア等	47
8. 教職員の感染症対策	48

第3章 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について	50
1. 各教科等について	50
2. 部活動	52
3. 給食等の食事をする場面	55
4. 図書館	56
5. 清掃活動	56
6. 休み時間	57
7. 登下校	57
8. 健康診断	58
9. 修学旅行等における感染症対策	59
第4章 感染が広がった場合における対応について	60
1. 衛生主管部局との連携による地域の感染状況の把握	60
2. 学校において感染者等が発生した場合の対応について	62
3. 臨時休業の判断について	63
(1) 学校で感染者が発生した場合の臨時休業について	64
(2) 感染者が発生していない学校の臨時休業について	65
(3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域に属すると特定された地域における臨時休業の考え方について	65
4. 保健所の業務がひっ迫している場合の対応について	66
5. やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対するICTの活用等による学習指導について	70
第5章 幼稚園において特に留意すべき事項について	72
第6章 寮や寄宿舎における感染症対策	74
別添資料	
資料1. 関係法令抜粋	
資料2. (事務連絡)「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」(令和2年5月21日)	
資料3. (事務連絡)「学校の水泳授業における感染症対策について」(令和3年4月	

9日)

- 資料 4. (事務連絡)「学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断の実施等に係る対応について」(令和 3 年 3 月 1 日)
- 資料 5. (事務連絡)「臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の食に関する指導等について」(令和 2 年 5 月 13 日)
- 資料 6. (文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長・初等中等教育局教育課程課長通知)「熱中症事故の防止について(依頼)」(令和 3 年 4 月 30 日)
- 資料 7. (保健教育指導資料) 新型コロナウイルス感染症の予防
- 資料 8. 「ご家庭にある洗剤を使って身近な物の消毒をしましょう」
- 資料 9. 「有効な界面活性剤を含有するものとして事業者から申告された製品リスト」(2021 年 10 月 31 日版)
- 資料 10. 「0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方」
- 資料 11. 「「次亜塩素酸水」を使ってモノのウイルス対策をする場合の注意事項」
- 資料 12. 「新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見等の防止に向けた文部科学大臣メッセージ」(令和 2 年 8 月 25 日)
- 資料 13. 「新型コロナウイルス“差別・偏見をなくそう”プロジェクト」
- 資料 14. 「北海道の冬季の寒さに配慮した学校の換気方法」((地独)北海道立総合研究機構作成リーフレット)
- 資料 15. (文部科学省初等中等教育局長・文部科学省高等教育局長・スポーツ庁次長通知)「運動部活動に参加する学生等の集団における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について(通知)」(令和 2 年 9 月 3 日)
- 資料 16. 「感染リスクが高まる「5つの場面」」
- 資料 17. (文部科学省初等中等教育局長・文化庁次長通知)「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について(通知)」(令和 2 年 12 月 10 日)
- 資料 18. 「緊急事態宣言下における学生・生徒が行う部活動について」

第1章 新型コロナウイルス感染症について

1. 学校における新型コロナウイルス感染症の現状と分析

我が国においては、国内での感染拡大の可能性があった初期である令和2年3月2日から政府の要請により全国の一斉臨時休業が行われ、その後春季休業を経て、4月7日に政府の緊急事態宣言が行われたことや4月16日に全都道府県が緊急事態措置の対象となったこと等を受け、大部分の学校が5月末までの臨時休業を行いました。

文部科学省では、学校関係者に新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合に速やかな報告を求めており、学校が本格的に再開し始めた6月1日から令和3年10月31日までの間、児童生徒等 84,211人、教職員 7,843人の感染の報告がありました。

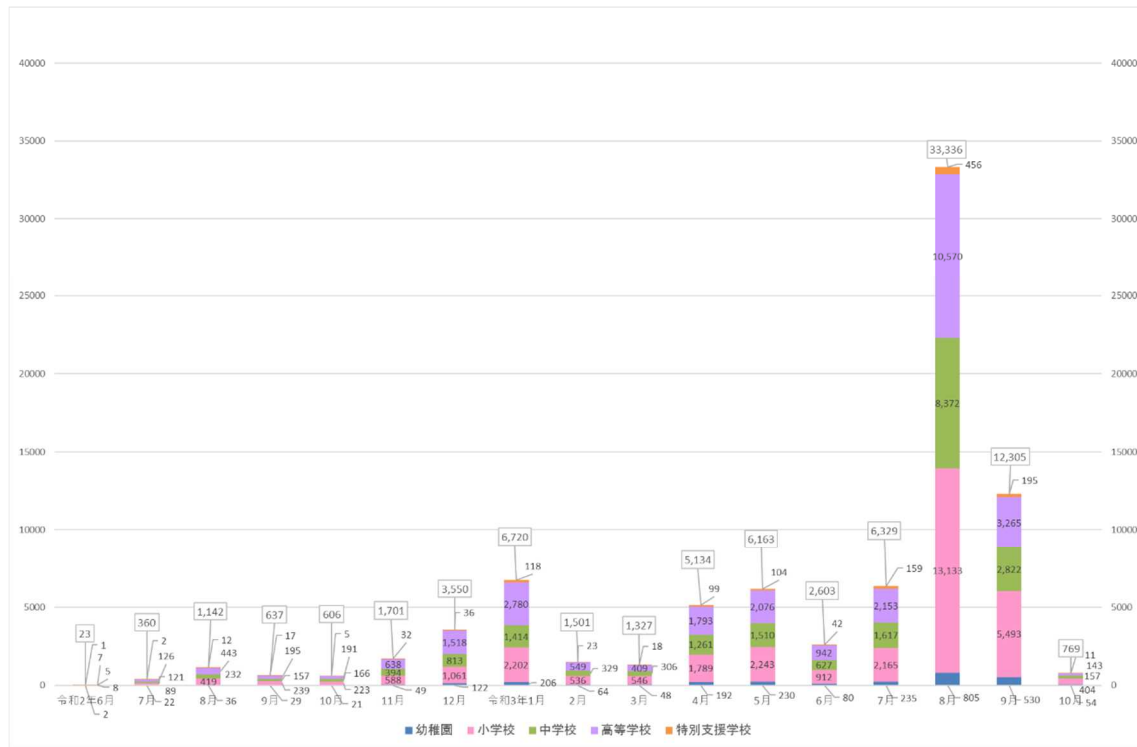
我が国において、新型コロナウイルス感染症の流行の波は数次発生していますが、学校関係者における感染状況についても基本的には同様の傾向を示しています。特に、強い感染力を持つデルタ株の影響を受けた令和3年7月からの感染拡大期においては児童生徒等の感染者数も増加しました。一方、感染の多くは引き続き家庭内で生じているところであり、学校教育活動を継続するために、学校においては、時々地域の感染状況に応じた感染症対策を徹底することが重要です。

これまでの感染事例について、感染経路や学校関係者への広がり状況をみると、次のとおりです。（なお、文部科学省ホームページにおいて最新の児童生徒等の新型コロナウイルス感染症の感染状況を公開しています。

(https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00020.html#a005))

<児童生徒等の感染者の推移>

※令和2年6月1日～令和3年10月31日までに文部科学省に報告があった情報を基に作成



※陽性診断日で月ごとに集計

※陽性診断日、学校種について報告のないものは含めていない

新型コロナウイルス感染症の国内発生動向

報告日別新規陽性者数

令和3年10月31日24時時点



※1 都道府県から数日分まとめて国に報告された場合には、本来の報告日別に過去に遡って計上している。なお、重複事例の有無等の数値の精査を行っている。
※2 令和2年5月10日まで報告がなかった東京都の症例については、確定日に報告があったものとして追加した。

※厚生労働省発表資料より

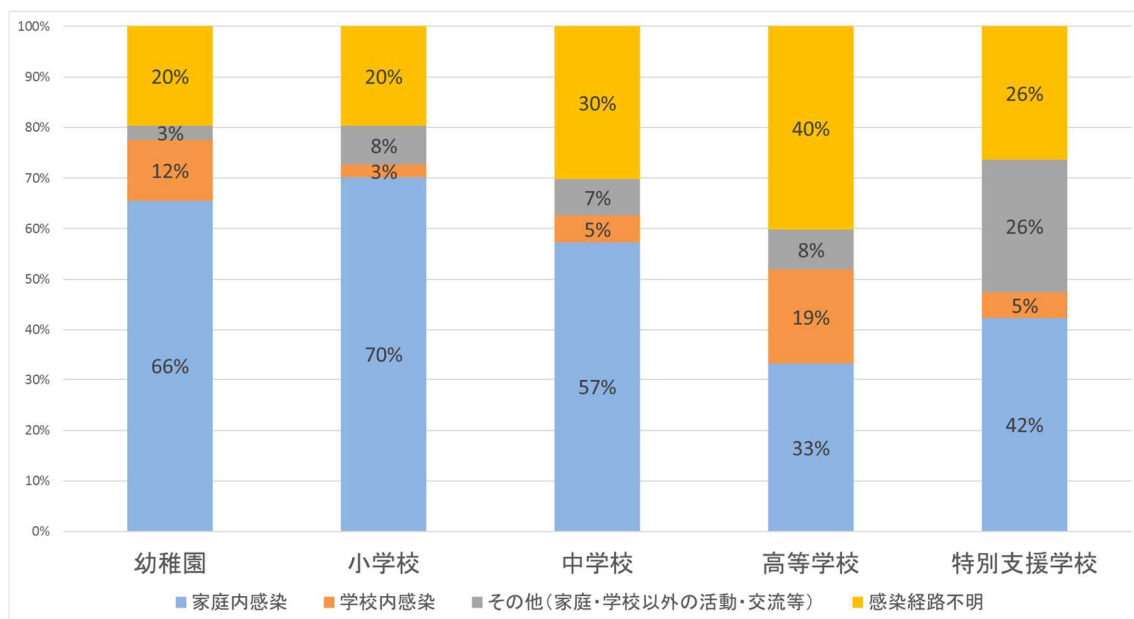
（１）児童生徒等の感染状況

感染経路については、小学生の70%をはじめ、多くの学校種で「家庭内感染」が最も高い割合となっています。一方、小学校から中学校、高等学校へと段階が上がるほど「感染経路不明」の割合が増加する傾向が見られ、高等学校は「感染経路不明」が40%になるとともに、「学校内感染」も19%と、他の学校種と比較して高い割合となっています。高等学校へと学校段階が上がるにつれて、生徒の生活圏が広がることから、学校外における行動についても自ら感染症対策を意識することができるよう、学校においてしっかりと指導するとともに、学校内でも、教員の直接的な監督下にはない行動や、自主的な活動が増えることから、感染対策について生徒自ら留意するよう、指導することが必要です。

また、感染経路の推移を見ると、令和3年7月からの感染拡大期においてもその傾向に大きな変化は見られません。

＜児童生徒等の感染経路＞

※令和2年6月1日～令和3年10月31日までに文部科学省に報告があった情報を基に作成



※学校種、感染経路について報告のないものは含めていない

＜学校種別感染経路の推移＞

※令和2年6月1日～令和3年10月31日までに文部科学省に報告があった情報を基に作成

※陽性診断日、学校種、感染経路について報告のないものは含めていない



(2) 教職員の感染状況

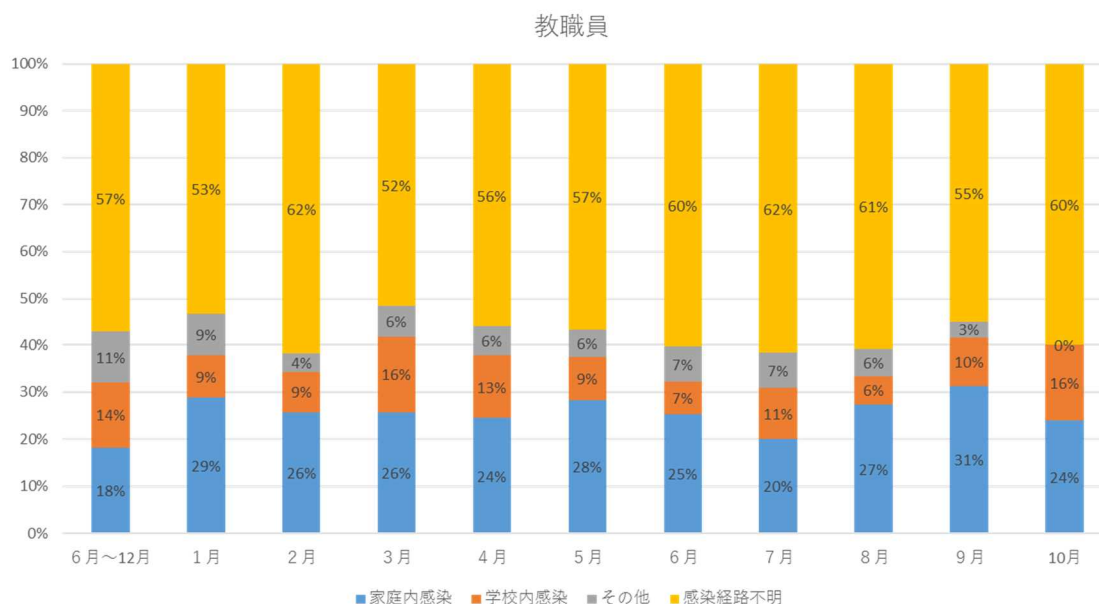
感染経路は、「感染経路不明」が58%、「学校内感染」は、10%となっています。

また、感染経路の推移を見ても、教職員の感染経路については「感染経路不明」が最も多いという傾向に大きな変化は見られません。

<教職員の感染経路の推移>

※令和2年6月1日～令和3年10月31日までに文部科学省に報告があった情報を基に作成

※陽性診断日、学校種、感染経路について報告のないものは含めていない



(3) 同一の学校において複数の感染者が確認された事例の状況

① 5人以上の感染者が確認された事例の内訳等

「学校内感染」及び「感染経路不明」を含め、同一の学校において複数の感染者が確認された事例は9,813件あり、このうち、5人以上確認された事例は3,300件でした。

さらに、この3,300件の内訳をみると、小学校1,047件、中学校801件、高等学校1,382件、特別支援学校70件であり、最近では小中学校においても件数が増えていることに留意が必要です。

<表 同一の学校において複数の感染者が確認された事例>

※令和2年6月1日～令和3年10月31日までに文部科学省に報告があった情報を基に作成

<表 同一の学校において複数の感染者が確認された事例>

学校種	発生件数	感染者数									
		2人		3人以上5人未満		5人以上10人未満		10人以上20人未満		20人以上	
小学校	3,504	1,307	37%	1,150	33%	853	24%	167	5%	27	1%
中学校	2,601	968	37%	832	32%	590	23%	181	7%	30	1%
高等学校	3,462	1,144	33%	936	27%	771	22%	429	12%	182	5%
特別支援学校	246	98	40%	78	32%	51	21%	17	7%	2	1%
合計	9,813	3,517	36%	2,996	31%	2,265	23%	794	8%	241	2%

※複数の感染者が同時期に確認されたものをいう。ただし、それぞれの家庭内で感染した児童生徒が同一学校にいる場合などを除く。

②10人以上の感染者が確認された事例の分析

成人での感染者の増加に伴い児童生徒等の感染者数も増加した令和3年8月以降の10人以上の感染者が確認された事例を分析すると、これまでの状況と同様、高等学校での割合が高くなっており、感染の場面は部活動が関係している事例が多く見られます。このほか寮での集団感染事例が一定数あるほか、放課後児童クラブ・デイサービス等での事例も確認されています。引き続き、特に高校生に対する基本的な感染症対策の徹底とともに、部活動や寮においても十分な配慮をお願いします。また、放課後児童クラブ・デイサービス等の運営主体と連携を図ることも重要です。

<表 10人以上の感染者の発生状況>

※令和3年8月1日から10月31日までに文部科学省に報告があったもの
※10人以上の感染者が発生した学校について、感染者のうち最も早い陽性診断日で「8月」または「9月・10月」に計上

令和3年8月

学校種	10人以上の感染者が発生した校数	考えられる感染の場面（※重複あり）						不明
		学級・学年等	部活動	寮	職員室	放課後児童クラブ・デイサービス等	その他	
小学校	116	3	—	—	—	34	4	75
中学校	93	3	9	—	—	—	18	65
高等学校	268	16	75	11	4	—	10	171
特別支援学校	11	1	—	—	—	6	—	4
合計	488	23	84	11	4	40	32	315

令和3年9月・10月

学校種	10人以上の感染者が発生した校数	考えられる感染の場面（※重複あり）						不明
		学級・学年等	部活動	寮	職員室	放課後児童クラブ・デイサービス等	その他	
小学校	5	2	—	—	—	—	1	2
中学校	2	1	—	—	—	—	1	—
高等学校	11	4	6	1	—	—	1	3
特別支援学校	0	—	—	—	—	—	—	—
合計	18	7	6	1	0	0	3	5

2. 新型コロナウイルス感染症の子供への感染に関する特徴

新型コロナウイルス感染症の小児例は無症状者／軽症者が多いとされています¹。また、新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち、重症化する人の割合²や死亡する人の割合は年齢によって異なり、高齢者は高く、若者は低い傾向にあります³。

一般的にウイルスは増殖・流行を繰り返す中で少しずつ変異していくものであり、新型コロナウイルスについては、令和3年11月現在において、全国的にデルタ株と言われる変異株にほぼ置き換わったと考えられています⁴。デルタ株については従来株よりも感染性が高いことが示唆されていますが、デルタ株が子供に感染した場合も従来株より重症化する可能性を示す証拠はなく、多くが無症状から軽症で経過しています⁵。

このほか、年代別の感染動向など、国全体の新型コロナウイルス感染症の動向については厚生労働省ホームページにおいて公表されています⁶ので御参考としてください。

¹ 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第6.0版

² 「重症化する人の割合」は、新型コロナウイルス感染症と診断された症例（無症状を含む）のうち、集中治療室での治療や人工呼吸器等による治療を行った症例または死亡した症例の割合。

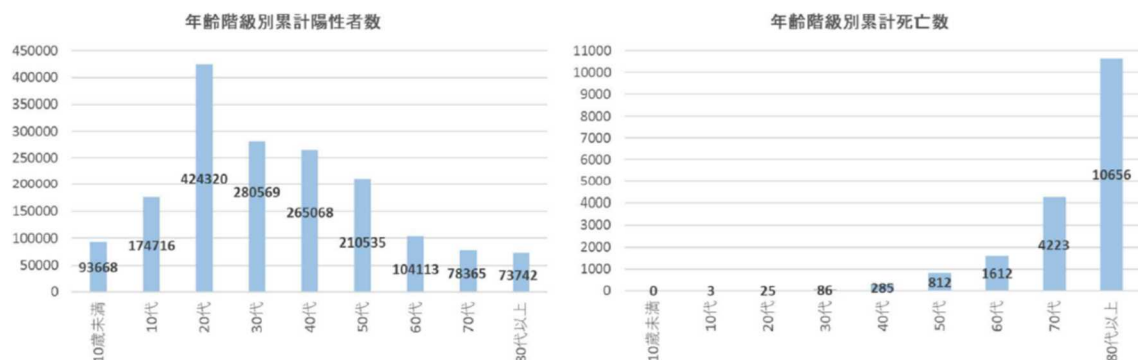
³ 「（2021年11月版）新型コロナウイルス感染症の“いま”に関する11の知識」（厚生労働省）

⁴ 同上

⁵ 「小児における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の現状と感染対策についての見解」（令和3年5月20日日本小児科学会予防接種・感染症対策委員会）

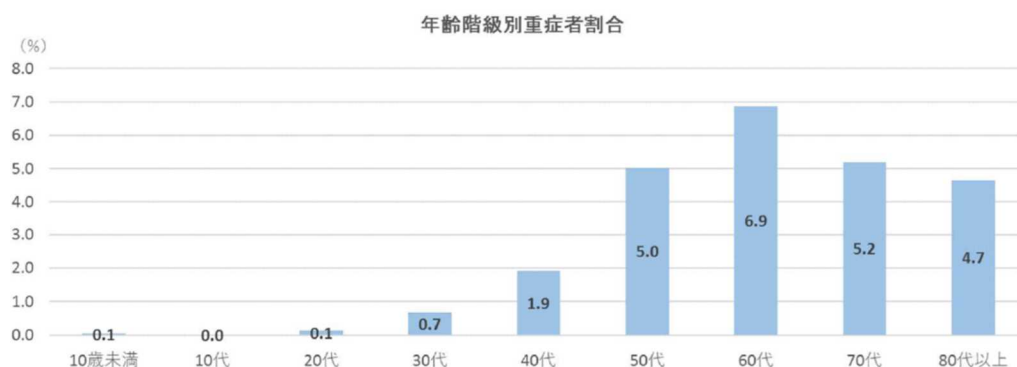
⁶ <https://covid19.mhlw.go.jp/>

<新型コロナウイルス感染症の国内発生動向> ※厚生労働省発表資料より



※令和3年11月2日24時時点

※現在厚労省HPで毎日更新している陽性者数・死亡者数は、各自治体がウェブサイトで公表している数値を積み上げたものである。これに対し、本「発生動向」における陽性者数・死亡者数は、この数値を基に、厚生労働省が都道府県に詳細を確認できた数値を集計したものであるため、両者の合計数は一致しない。



※令和3年9月28日24時時点（累計ではない。令和3年7月以降の感染拡大期以降において重症者数が多かった時点のものとしてこの時点の情報を掲載。）

※重症者割合とは、年齢階級別にみた重症者数の入院治療等を要する者に対する割合（ただし、重症者割合については、入院治療等を要する者の年齢構成が把握出来ている都道府県のみについて計算したもの）

3. 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

これまでの新型コロナウイルス感染症に関する現状を踏まえると、学校教育活動を継続するために、学校においては、時々地域の感染状況に応じた感染症対策を徹底し、特に、部活動や寮生活における集団感染に気を付けることが重要です。

具体的には、「3つの密（密閉・密集・密接）」を避ける、「人との間隔が十分とれない場合のマスクの着用」及び「手洗いなどの手指衛生」など基本的な感染対策を継続する「新しい生活様式」を導入するとともに、地域の感染状況を踏まえ、学習内容や活動内容を工夫しながら可能な限り、授業や部活動、各種行事等の教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していくことが必要です。

また、変異株であっても基本的な感染予防対策は従来株と変わらず、「3つの密」（特にリスクの高い5つの場面）の回避、マスクの適切な着用、こまめな換気、手洗いなどの基本的な感染症対策が推奨されています⁷。感染者を一人でも多く減らしていくため、適切な危機意識を持って、感染症対策に取り組んでいく必要があります。

また、どんなに感染症対策を行っても、感染リスクをゼロにすることはできないという事実を前提として、感染者が確認された場合には、迅速かつ的確に対処することができるよう、地方自治体内での教育委員会と衛生主管部局との連携や、学校医・学校歯科医・学校薬剤師等の専門家と連携した学校における保健管理体制を築いていくことが重要です。

学校関係者に感染が確認された場合には、感染者や濃厚接触者である児童生徒等が、差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などの対象にならぬよう、十分な配慮・注意が必要です。また、新型コロナウイルス感染症対策分科会の下に置かれた「偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループ」の「議論のとりまとめ」においても、差別・偏見等の防止に向けた取組の強化が挙げられています。さらに、令和3年2月13日に施行された改正後の新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」とします。）では、第13条において、差別的取扱い等の防止に係る規定が設けられました。⁸

⁷ 「（2021年11月版）新型コロナウイルス感染症の“いま”に関する 11 の知識」（厚生労働省）

⁸ 内閣官房では、偏見・差別を防止するためのリーフレットを作成しています。

https://corona.go.jp/emergency/pdf/henken_sabetsu_20210311.pdf

文部科学省では、新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見等の防止に向けた大臣メッセージ（別添資料１２）を公表したほか、子供たちが感染症に対する不安から陥りやすい差別や偏見などについて考えるきっかけとなるような啓発動画や関連資料などを作成しています（別添資料１３「新型コロナウイルス“差別・偏見をなくそう”プロジェクト」）。

子供たちの感染は継続しており、感染者や濃厚接触者である児童生徒等が、いつでも差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などの対象となり得るものであることを、学校関係者は認識しておくことが重要です。

このため、これらを適宜学校での指導等に活用し、差別・偏見等の防止に向けた取組を進めていただくようお願いします。また、保護者や地域社会への啓発も大切ですので、教育委員会等と学校が連携して取り組んでいただくようお願いします。



https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00122.html#project

また、文部科学省では、感染症の専門家の方にインタビューを行い、動画配信を行っています。児童生徒の新型コロナウイルスへの感染状況や学校の感染症対策などについてお話をいただいていますので、御覧ください。



https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00020.html#a002

(参考) 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年5月4日・6月19日改訂) から抜粋

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- ☐ 人との間隔は、**できるだけ2m(最低1m)** 空ける。
- ☐ 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
- ☐ 外出時や屋内でも会話をするとき、**人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを**着用する。ただし、**夏場は、熱中症に十分注意**する。
- ☐ 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- ☐ **手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う(手指消毒薬の使用も可)。

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- ☐ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ☐ 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- ☐ 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- ☐ まめに**手洗い・手指消毒** ☐ 咳エチケットの徹底
- ☐ こまめに換気(エアコン併用で室温を28℃以下に) ☐ 身体的距離の確保
- ☐ 「**3密**」の回避(密集、密接、密閉)
- ☐ 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- ☐ 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



密集回避



密接回避



密閉回避



換気



咳エチケット



手洗い

(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- ☐ 通販も利用
- ☐ 1人または少人数ですいた時間に
- ☐ 電子決済の利用
- ☐ 計画をたてて素早く済ます
- ☐ サンプルなど展示品への接触は控えめに
- ☐ レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- ☐ 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ☐ 筋トレやヨガは、十分に人との間隔をもしくは自宅で動画を活用
- ☐ ジョギングは少人数で
- ☐ すれ違うときは距離をとるマナー
- ☐ 予約制を利用してゆったりと
- ☐ 狭い部屋での長居は無用
- ☐ 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- ☐ 会話は控えめに
- ☐ 混んでいる時間帯は避けて
- ☐ 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- ☐ 持ち帰りや出前、デリバリーも
- ☐ 屋外空間で気持ちよく
- ☐ 大皿は避けて、料理は個々に
- ☐ 対面ではなく横並びで座ろう
- ☐ 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- ☐ お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- ☐ 接触確認アプリの活用を
- ☐ 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- ☐ テレワークやローテーション勤務 ☐ 時差通勤でゆったりと ☐ オフィスはひろびろと
- ☐ 会議はオンライン ☐ 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

4. 地域ごとの行動基準

特措法に基づく緊急事態措置は、都道府県単位で行われますが、学校教育活動の実施の可否やあり方は、児童生徒等及び教職員等の生活圏（主に児童生徒等の通学圏や発達段階に応じた日常的な行動範囲とし、加えて、地域の実情に応じて保護者の通勤圏や教職員の在住地の状況も考慮する）におけるまん延状況により判断することが重要です。

例えば臨時休業は、緊急事態措置の際でも「一つの選択肢」であり、生活圏において感染者が発生していない場合や、生活圏内において感染がまん延している可能性が低い場合などについては、必ずしも実施する必要はありません（第4章参照）。

また、臨時休業を実施する場合、教育委員会は、都道府県単位の緊急事態措置等を前提としつつも、それぞれの生活圏がどのような感染状況にあるかを把握し、児童生徒等の学びを保障する観点からどのような対応が可能か、必要に応じて地方自治体の首長とも相談し、地域ごとにきめ細かに対応することが必要です。

新型コロナウイルス感染症と共に生きていく社会を作るためには、感染リスクはゼロにならないということを受け入れた上で、可能な限りリスクを低減させる努力をしながら学校教育活動を継続することが重要です。このような考えから、地域の感染状況に応じた行動基準を下記のとおり作成しました。

感染は一旦収束しても再度感染者が増加する事態も十分想定されます。設置者及び学校においては、この行動基準を参考としつつ、地域の感染レベルの状況に応じて柔軟に対応しながら、学校教育活動を継続しつつ「新しい生活様式」への円滑な移行と児童生徒等及び教職員の行動変容の徹底を図っていくことが必要です。

なお、この行動基準は、令和3年11月時点における感染の状況を踏まえて作成したものであり、今後の感染状況の推移や最新の科学的知見を反映して適宜見直すことを予定しています。

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い 教科活動	部活動 (自由意思の活動)
レベル 3	できるだけ 2 m 程度 (最低 1 m)	行わない	個人や少人数での感染リスクの低い活動で短時間での活動に限定
レベル 2	1 mを目安に学級内で最大限の間隔をとること	↓ 収束局面 感染リスクの低い活動から徐々に実施 ↑ 拡大局面 感染リスクの高い活動を停止	感染リスクの低い活動から徐々に実施し、教師等が活動状況の確認を徹底
レベル 1	1 mを目安に学級内で最大限の間隔をとること	適切な感染対策を行った上で実施	十分な感染対策を行った上で実施

(参考)

本マニュアル	新型コロナウイルス感染症対策分科会提言 (※) における分類	
レベル 3	レベル 4 (避けたいレベル)	一般医療を大きく制限しても、新型コロナウイルス感染症への医療に対応できない状況。
	レベル 3 (対策を強化すべきレベル)	一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができず、医療が必要な人への適切な対応ができなくなると判断された状況。
レベル 2	レベル 2 (警戒を強化すべきレベル)	新規陽性者数の増加傾向が見られ、一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が生じはじめているが、段階的に対応する病床数を増やすことで、医療が必要な人への適切な対応ができている状況。
レベル 1	レベル 1 (維持すべきレベル)	安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況。
	レベル 0 (感染者ゼロレベル)	新規陽性者数ゼロを維持できている状況

※「新たなレベル分類の考え方」(令和 3 年 11 月 8 日新型コロナウイルス感染症対策分科会)

- ※ 各レベルの地域において、具体的にどのように教育活動を進めるかについては、第3章に詳述しています。
- ※ レベル1～3のいずれの地域に該当するかは、新型コロナウイルス感染症対策分科会提言における分類との対照表を参考としつつ、地域のまん延状況や医療提供体制等の状況を踏まえ、地方自治体の衛生主管部局と相談の上、学校の設置者において判断してください。

＜公立学校（大学以外）の場合の判断プロセスの一例＞

- ① 教育委員会は、地方自治体の衛生主管部局と連携したり、「学校等欠席者・感染症情報システム」（公益財団法人日本学校保健会が運営）を活用したりするなどして、地域の感染情報を収集する。
- ② ①や医療提供体制等の状況を踏まえ、地方自治体の衛生主管部局と地域区分について相談する。
- ③ 教育委員会は、首長（知事または市区町村長）とも地域区分について相談する。
- ④ 以上を踏まえ、地域区分を決定する。

5. 設置者及び学校の役割

(1) 教育委員会等の役割

地域内の学校における感染拡大を防止し、感染者が確認された場合に迅速に対応できるよう、以下の役割を担います。

- ① 地方自治体の衛生主管部局と連携し、各学校をとりまく地域のまん延状況について情報収集し、感染拡大への警戒を継続するとともに、臨時休業の必要性等について判断します。
- ② 各学校の対応状況の把握や必要な物品の整備等衛生環境の整備や指導を行います。
- ③ 学校の感染事例を集約し、域内に対応策を周知するとともに、都道府県・国が行う感染状況の調査に協力し、感染者情報及び感染事例について情報を提供します。
- ④ 学校単位で連携しにくい機関（医師会・歯科医師会・薬剤師会等）との広域的な対応のとりまとめや、設置者として、感染症対策に関する保護者や地域への連絡や情報共有などを行います。

(2) 学校の役割

学校長を責任者とし、校内に保健管理体制を構築します。併せて、学校医、学校歯科医、学校薬剤師等との連携を推進します。保健主事・養護教諭・各学級担任などとともに、学校医・学校歯科医・学校薬剤師等と連携した保健管理体制を整備します。

「新しい生活様式」を実践するためには、児童生徒等への指導のみならず、朝の検温、給食時間や休み時間、登下校時の児童生徒等の行動の見守りなど、教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）や地域学校協働本部による支援等、地域の協力を得ながら学校全体として取り組む必要があります。

また、感染者が確認された場合の連絡体制をあらかじめ確認し、冷静に対応できるように準備しておくことが必要です。

6. 家庭との連携

第1章で見たように、児童生徒等の感染経路については多くの学校種で「家庭内感染」が最も高い割合となっています。このため、学校内での感染拡大を防ぐためには、何よりも外からウイルスを持ち込まないことが重要であり、このためには各家庭の協力が不可欠です。

毎日の児童生徒等の健康観察はもちろんのこと、例えば、家族に発熱、咳などの症状がある場合には、感染経路の不明な感染者数が増加している地域では、児童生徒等の登校を控えることも重要です。

また、感染経路の不明な感染者数が増加している地域では、休日において不要不急の外出を控える、仲の良い友人同士の家庭間の行き来を控える、家族ぐるみの交流による接触を控えるなど、学校を通じた人間関係の中で感染が広がらないよう細心の注意が必要です。

こうしたことについて、保護者の理解と協力を得て、ご家庭においても「新しい生活様式」の実践をお願いしたいと思います。（第1章3.「新しい生活様式」の実践例を参照願います。）また、PTA等と連携しつつ保護者の理解が得られるよう、学校からも積極的な情報発信を心がけるとともに、家庭の協力を呼びかけることが重要です。

なお、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室では、感染症対策のための動画やポスター・チラシをホームページ⁹で公表しています。ご家庭における感染症対策の理解・協力を得るに当たり、積極的に活用してください（次頁に、ポスター・チラシの例を掲載するとともに、本マニュアルの別添資料としても添付しています）。

⁹ 新型コロナウイルス感染症対策「スマートライフのために」 (<https://corona.go.jp/prevention/>)

(参考)「感染リスクが高まる「5つの場面」」(第12回新型コロナウイルス感染症対策分科会(令和2年10月23日開催)資料から抜粋)(別添資料16)

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カフェなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



第2章 学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策について

学校においては、手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い「3つの密」を避ける、身体的距離を確保するといった感染症対策を徹底することが必要です。

また、冬季においては、空気が乾燥し、飛沫が飛びやすくなることや、季節性インフルエンザが流行する時期でもあることから、感染症対策を一層心がける必要があります。引き続き、必要な場面でのマスクの適切な着用、手洗いなどの基本的な感染症対策を徹底し、寒い環境においても、可能な限り常時換気に努めるようお願いします。（必ずしも窓を広く開ける必要はありません。また、常時換気が難しい場合は、こまめに換気してください。二段階換気（3.（1）⑦イ）に後述）も、室温変化を抑えるのに有効です。）

なお、冬季に空気が乾燥している場合の適度な加湿は、ウイルス飛散防止の一助となりますが、マスクを着用している場面が多いことなどに鑑み、無理のない範囲で取り組みましょう。

1. 児童生徒等への指導

学校生活においては、休み時間や登下校など教職員の目が届かない所での児童生徒等の行動が大きな感染リスクとなります。そのため、まずは、児童生徒等が本感染症を正しく理解し、感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう、「新型コロナウイルス感染症の予防」資料等を活用して感染症対策に関する指導を行うことが必要です。

また、児童生徒等には、感染症対策用の持ち物として、一般的には次のものが必要となります。

【各自に必要な持ち物】

- ・ 清潔なハンカチ・ティッシュ
- ・ マスク
- ・ マスクを置く際の清潔なビニールや布等



文部科学省 HP 掲載

2. 基本的な感染症対策の実施

感染症対策の 3つのポイントを踏まえ、取組を行います。

- ・ 感染源を絶つこと
- ・ 感染経路を絶つこと
- ・ 抵抗力を高めること

(1) 感染源を絶つこと

学校内で感染源を絶つためには、外からウイルスを持ち込まないことが重要です。特に、感染経路不明の感染者が発生しているような地域においては、児童生徒等、教職員及びその家族の健康観察を徹底するようにします。

① 発熱等の風邪の症状がある場合等には登校しないことの徹底

発熱等の風邪の症状がある場合には、児童生徒等も教職員も、自宅で休養することを徹底します（レベル3及びレベル2の地域では、同居の家族に風邪症状が見られる場合も登校させないようにしてください）。このためには、保護者の理解と協力を得ることが不可欠となります。

この場合、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定に基づく出席停止の措置を取り、児童生徒等の指導要録上は、「欠席日数」の欄ではなく、「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入してください。

② 登校時の健康状態の把握

登校時、児童生徒等の検温結果及び健康状態を把握します。登校時の健康状態の把握には、「健康観察表」¹⁰などを活用します。家庭で体温や健康状態を確認できなかった児童生徒等については、登校時、教職員が検温及び健康観察等を行います。

【レベル3地域・レベル2地域】

児童生徒等本人のみならず、家庭への協力を呼びかけ、同居の家族にも毎日健康状態を確認するようにお願いします。また、登校時の検温結果の確認及び健康状態（同居の家族の健康状態も含む）の把握を、校舎に入る前に行うようにします。これらの取組を行うためには、学校全体で体制を整備することが必要です。

¹⁰ 「健康観察表」は、児童生徒等の朝晩の体温、体調、同居家族の状況、保護者のサイン等を記入し、登校時に持参します。

③ 登校時に発熱等の風邪の症状が見られた場合

発熱等の風邪の症状がみられる場合には、当該児童生徒等を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導します。また、受診を勧め、受診状況や検査状況を保護者から聞き取り、状況に応じた対応をします。

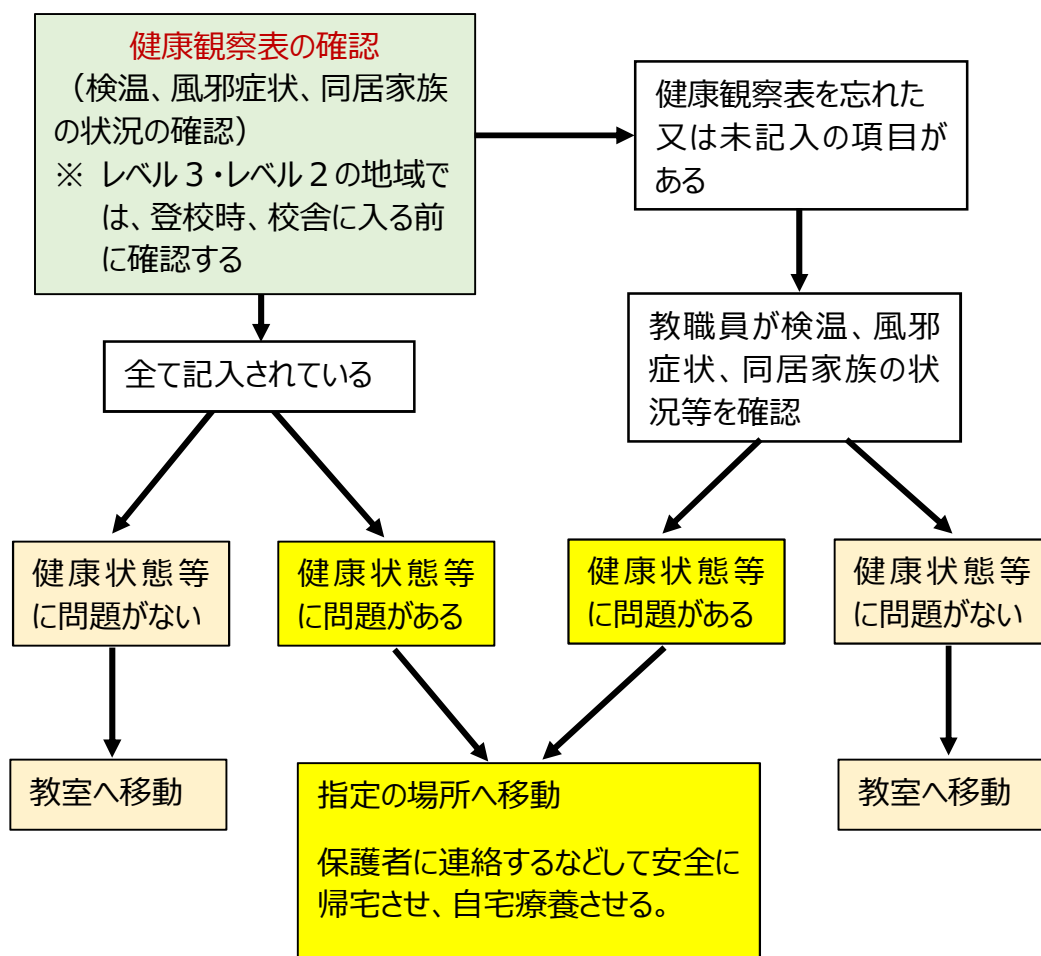
なお、特に低年齢の児童等について、安全に帰宅できるよう、保護者の来校まで学校にとどまることが必要となるケースもありますが、その場合には、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮をします。また、保健室については外傷や心身の不調など様々な要因で児童生徒等が集まる場所であるため、発熱等の風邪症状のある児童生徒等が他の児童生徒等と接することのないようにします。

(抗原簡易キットの活用について)

抗原簡易キットは抗原定性検査を簡易かつ迅速に実施するものであり、その特性として、結果をその場で得られること、特に有症状者に対して適切に使用した場合に有用とされています。令和3年度には文部科学省から各学校等に対して抗原簡易キットを配布しています。この検査キットは、教職員が使用することを基本的に想定しています。児童生徒が登校後に体調不良をきたした場合は、保護者に連絡の上すみやかに帰宅させ医療機関を受診させることが原則ですので、引き続きこの対応を徹底して下さい。そのうえで、すぐに帰宅することが困難な場合や地域の実情により直ちには医療機関を受診できない場合に限るなど、補完的な対応として、小学4年生以上の児童生徒が検査キットを使用することは考えられます。その他文部科学省から配布した抗原簡易キットの具体的な活用方法等については手引きを確認してください¹¹。

¹¹ https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00140.html

<健康観察表を使用した登校時の健康観察（例）>



(2) 感染経路を絶つこと

新型コロナウイルス感染症は、感染者の口や鼻から、咳、くしゃみ、会話等のときに排出される、ウイルスを含む飛沫又はエアロゾルと呼ばれる更に小さな水分を含んだ状態の粒子を吸入するか、感染者の目や鼻、口に直接的に接触することにより感染します。一般的には1メートル以内の近接した環境において感染しますが、エアロゾルは1メートルを超えて空気中にとどまりうることから、長時間滞在しがちな、換気が不十分であったり、混雑した室内では、感染が拡大するリスクがあることが知られています。

また、ウイルスが付いたものに触った後、手を洗わずに、目や鼻、口を触ることにより感染することもあります。WHOは、新型コロナウイルスは、プラスチックの表面では最大72時間、ボール紙では最大24時間生存するなどとしています。感染経路を絶つためには、基本的な感染対策（3密の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生、換気等）が

大切です。以下①手洗い、②咳エチケット、③清掃・消毒について解説します。

飛沫感染： 感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他者がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。

接触感染： 感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他者がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。



(出典：厚生労働省ホームページ)

①手洗い

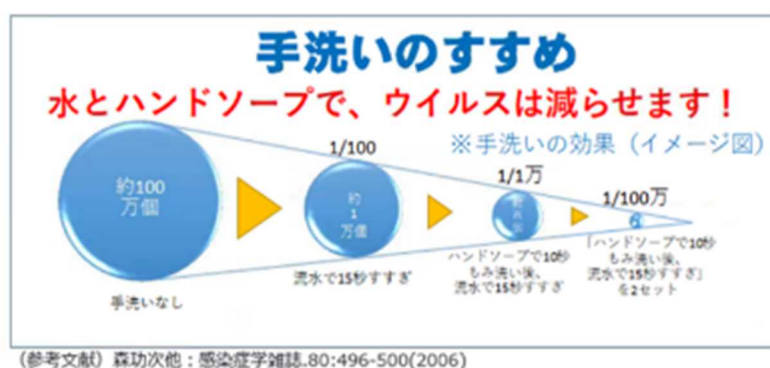
接触感染の仕組みについて児童生徒等に理解させ、手指で目、鼻、口をできるだけ触らないよう指導するとともに、接触感染を避ける方法として、手洗いを徹底します。様々な場所にウイルスが付着している可能性があるため、外から教室等に入る時やトイレの後、給食（昼食）の前後など、こまめに手を洗うことが重要です。手洗いは30秒程度かけて、水と石けんで丁寧に洗います。また、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はしないように指導します。

登校したら、まず手洗いを行うよう指導します。手指用の消毒液は、流水での手洗いができない際に、補助的に用いられるものですので、基本的には流水と石けんでの手洗いを指導します。

また、石けんやアルコールを含んだ手指消毒薬に過敏に反応したり、手荒れの心配があったりするような場合は、流水でしっかり洗うなどして配慮を行います。

なお、児童生徒等に一律に消毒液の持参を求めることは適当ではありません。（それぞれの保護者が希望する場合には、この限りではありません。）

これらの取組は、児童生徒等のみならず、教職員や、学校に出入りする関係者の間でも徹底されるようにします。



手洗いの6つのタイミング

外から教室に入るとき



咳やくしゃみ、鼻を
かんだとき



給食（昼
食）の前後



掃除の後



トイレの後



共有のものを
触ったとき



正しい手の洗い方

手洗いの
前に

・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう

①



流水でよく手をぬらした後、石けんを
つけ、手のひらをよくこすります。

②



手の甲をのぼすようにこすります。

③



指先・爪の間を念入りにこすります。

④



指の間を洗います。

⑤



親指と手のひらをねじり洗います。

⑥



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、
清潔なタオルやペーパータオルで
よく拭き取って乾かします。

首相官邸

厚生労働省

厚労省

検索



※アルコール製剤などによる手指消毒の際は、色々なところに触れる「指先」
を念入りにするとよいでしょう。

②咳エチケット

咳エチケットとは、感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえることです。



③清掃・消毒

消毒は、感染源であるウイルスを死滅させ、減少させる効果はあります¹²が、学校生活の中で消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難です。このため、一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により児童生徒等の抵抗力を高め、手洗いを徹底することの方が重要です。

このため、下記の「1) 普段の清掃・消毒のポイント」を参考としつつ、通常の清掃活動の中にポイントを絞って消毒の効果を取り入れるようにしましょう。

これらは、通常の清掃活動の一環として、新型コロナウイルス対策に効果がある家庭用洗剤等を用いて、発達段階に応じて児童生徒が行っても差し支えないと考えます。また、教員業務支援員や地域学校協働本部による支援等、地域の協力を得て実施することも考えられます。

上記に加えて清掃活動とは別に、消毒作業を別途行うことは、感染者が発生した場合でなければ基本的には不要ですが、実施する場合には、極力、教員ではなく、教員業務支援員等の活用や業務委託等を行うことによって、各学校における教員の負担軽減を図ることが重要です。

学校の設置者及び学校長は、消毒によりウイルスをすべて死滅させる

¹² 「消毒」は、「医薬品、医薬部外品」の製品に記され、「医薬品、医薬部外品」以外の製品には「除菌」と記されていますが、「除菌」と記載された製品でも実際には細菌やウイルスを無毒化できる製品もあります（一部の洗剤や漂白剤など）。本マニュアルでは、細菌やウイルスを無毒化することを「消毒」として記載しています。

ことは困難であることを踏まえ、手洗い・咳エチケット及び抵抗力の向上という基本的な感染症対策を重視し、下記の「1) 普段の清掃・消毒のポイント」を参考としつつ過度な消毒とならないよう、十分な配慮が必要です。

1) 普段の清掃・消毒のポイント

- ・ 清掃用具の劣化や衛生状態及び適切な道具がそろっているかを確認するとともに、使用する家庭用洗剤や消毒液については新型コロナウイルスに対する有効性と使用方法を確認します。¹³
- ・ 床は、通常の清掃活動の範囲で対応し、特別な消毒作業の必要はありません。
- ・ 机、椅子についても、特別な消毒作業は必要ありませんが、衛生環境を良好に保つ観点から、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことも考えられます。
- ・ 大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は1日に1回程度、水拭きした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭きます。また、机、椅子と同じく、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことでこれに代替することも可能です。なお、児童生徒等の手洗いが適切に行われている場合には、これらの作業を省略することも可能です。
- ・ トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業の必要はありません。
- ・ 器具・用具や清掃道具など共用する物については、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いを行うよう指導します。

2) 消毒の方法等について

- ・ 物の表面の消毒には、消毒用エタノール、家庭用洗剤（新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの）0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液、一定の条件を満たした、次亜塩素酸水や亜塩素酸水を使用します。それぞれ、経済産業省

¹³ 「（参考）消毒の方法及び主な留意事項について」（後掲）参照

や厚生労働省等が公表している資料等¹⁴や製品の取扱説明書等をもとに、新型コロナウイルスに対する有効性や使用方法を確認して使用してください。また、学校薬剤師等と連携することも重要です。

- ・ 人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用することは、眼、皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあることから推奨されていません。その他空間噴霧については「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）¹⁵、「新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け）」¹⁶（厚生労働省ホームページ）を御確認ください。
- ・ 消毒作業中に目、鼻、口、傷口などを触らないようにしてください。
- ・ 換気を十分に行います。

3）感染者が発生した場合の消毒について

- ・ 児童生徒等や教職員の感染が判明した場合には、保健所及び学校薬剤師等と連携して消毒を行いますが、必ずしも専門業者を入れて施設全体を行う必要はなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品（当該感染者が高頻度で触った物品）を消毒用エタノール、0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液又は遊離塩素濃度 25ppm (25mg/L) 以上の亜塩素酸水消毒液により消毒するようにします。
- ・ 物の表面についたウイルスの生存期間は、付着した物の種類によって異なりますが、24 時間～72 時間くらいと言われており¹⁷、消

¹⁴ 別添資料 8～11 参照。

¹⁵ 「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

¹⁶ 厚生労働省 HP「新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け）」「問 人がいる空間での消毒剤の空間噴霧は行ってはいけないのですか。」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q4-5

¹⁷ 【参考】厚生労働省のホームページにおいて、新型コロナウイルスについて、「物の表面についたウイルスは時間がたてば壊れてしまいます。ただし、物の種類によっては 24 時間～72 時間くらい感染する力をもつと言われています。」とされています。
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q2-1
「新型コロナウイルスについて 問1」より)

毒できていない箇所は生存期間を考慮して一時的に立ち入り禁止とするなどの処置も考えられます。

- ・ 消毒は、「(参考) 消毒の方法及び主な留意事項について」を参考に行います。なお、トイレについては、消毒用エタノール、0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液又は遊離塩素濃度 100ppm(100mg/L)以上の亜塩素酸水消毒液を使用して消毒します。

(3) 身体全体の抵抗力を高めること

身体全体の抵抗力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心がけるよう指導します。また、予防接種も新型コロナウイルス感染症の発症や重症化の予防等の効果が期待されています（第2章5．参照）。



(参考) 消毒の方法及び主な留意事項について※¹

	消毒用 エタノール	一部の界面活性剤※ ²	次亜塩素酸ナトリウム 消毒液	次亜塩素酸水※ ³	亜塩素酸水※ ¹
使用方法	消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭いた後、そのまま乾燥させる	【住宅・家具用洗剤】 - 製品に記載された使用方法どおりに使用 【台所用洗剤】 - 布巾やペーパータオルに、洗剤をうすめた溶液をしみこませ、液が垂れないように絞って使う。拭いた後は、清潔な布等で水拭きし、最後に乾拭きする	0.05%の消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭いた後は、必ず清潔な布等で水拭きし、乾燥させる（材質によっては変色や腐食を起こす場合があるため） - 感染者が発生した場合のトイレでは0.1%の消毒液を使用 - 作り方は、パンフレット「0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方」参照（別添資料10）	- 製品に、使用方法、有効成分（有効塩素濃度）、酸性度（pH）、使用期限の表示があることを確認 - 有効塩素濃度 80ppm 以上のものを使用 - 汚れをあらかじめ落としておく（元の汚れがひどい場合などは、有効塩素濃度 200ppm 以上のものを使うことが望ましい） - 十分な量の次亜塩素酸水で表面をヒタヒタに濡らす - 少し時間をおき（20 秒以上）、きれいな布やペーパーで拭き取る	- 有機物が存在する環境下での使用が想定されている 【清拭する場合】 - 遊離塩素濃度 25ppm（25mg/L）以上の溶液をペーパータオル等に染み込ませてから対象物を清拭（拭いた後数分以上置くこと）する - その後、水気を拭き取って乾燥させる 【浸漬する場合】 - 遊離塩素濃度 25ppm（25mg/L）以上の溶液に浸漬（数分以上浸すこと。）し、取り出した後、水気を拭き取って乾燥させる 【排泄やおう吐物等の汚物がある場合】 - 汚物をペーパータオル等で静かに拭き取った上で、汚物のあった場所にペーパータオル等を敷き、その上に遊離塩素濃度 100ppm（100mg/L）以上の溶液をまく（数分以上置くこと） - ペーパータオル等を回収後、残った亜塩素酸水を拭き取って乾燥させる
主な留意点	清掃作業中に目、鼻、口、傷口などを触らないようにする				
	- 引火性があるので電気スイッチ等への噴霧は避ける。 - 換気を十分に行う	パンフレット「ご家庭にある洗剤を使って身近なものを消毒しましょう」参照（別添資料8）	- 必ず手袋を使用（ラテックスアレルギーに注意） - 色落ちしやすいもの、腐食の恐れのある金属には使用不可 - 希釈した次亜塩素酸ナトリウムは使い切りとし、長時間にわたる作り置きはしない - 換気を十分に行う - 噴霧は絶対にしない - 児童生徒等には扱わせない	パンフレット「次亜塩素酸水」を使ってモノのウイルス対策をする場合の注意事項」参照（別添資料11）	- 酸性の製品やその他の製品と混合や併用しない - 換気を十分に行う - 直射日光の当たらない湿気の少ない冷暗所に保管する

- ※1 消毒を行う際は、以下の情報を参照すること。
「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」(厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ)
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html)
- ※2 効果が確認された界面活性剤を含む洗剤を使用する場合は、以下の情報を参考にすること。
・別添資料9「有効な界面活性剤を含有するものとして事業者から申告された製品リスト(2021年10月31日版)」
(独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)のホームページ
(<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>))
- ※3 「次亜塩素酸を主成分とする酸性の溶液」を指す。電気分解によって生成された「電解型次亜塩素酸水」と、次亜塩素酸ナトリウムのpH調整やイオン交換、ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムの水溶などによって作られた「非電解型次亜塩素酸水」の両方を含む。

3. 集団感染のリスクへの対応

新型コロナウイルス感染症では、

- ・換気の悪い密閉空間
- ・多数が集まる密集場所
- ・間近で会話や発声をする密接場面

という3つの条件(3つの密(密閉、密集、密接))が重なる場で、集団感染のリスクが高まるとされています。この3つの条件が同時に重なる場を避けることはもちろんですが、3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限りそれぞれの密を避けること(ゼロ密)が望ましいとされます。

**①換気の悪い
密閉空間**



**②多数が集まる
密集場所**



**③間近で会話や
発声をする
密接場面**



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。
イベントや集会で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



首相官邸



厚生労働省

厚労省 コロナ 検索



(1)「密閉」の回避（換気の徹底）

換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30 分に 1 回以上、数分間程度、窓を全開する）、2 方向の窓を同時に開けて行うようにします。授業中は必ずしも窓を広く開ける必要はありませんが、気候、天候や教室の配置などにより換気の程度が異なることから、必要に応じて換気方法について学校薬剤師等と相談します。

①常時換気の方法

気候上可能な限り、常時換気に努めます。廊下側と窓側を対角に開けることにより、効率的に換気することができます。なお、窓を開ける幅は 10 cm から 20 cm 程度を目安としますが、上の小窓や廊下側の欄間を全開にするなどの工夫も考えられます。また、廊下の窓も開けることも必要です。

②常時換気が困難な場合

常時換気が難しい場合は、こまめに（30 分に 1 回以上）数分間程度、窓を全開にしましょう。

③窓のない部屋

常時入り口を開けておいたり、換気扇を用いたりするなどして十分に換気に努めます。また、使用時は、人の密度が高くならないように配慮します。

④体育館のような広く天井の高い部屋

換気は感染防止の観点から重要であり、広く天井の高い部屋であっても換気に努めるようにします。

⑤エアコンを使用している部屋

エアコンは室内の空気を循環しているだけで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気は必要です。

⑥換気設備の活用と留意点

学校に換気扇等の換気設備がある場合には、常時運転します。換気設備の換気能力を確認することも必要です。学校の換気設備だけでは人数に必要な換気能力には足りず、窓開け等による自然換気（①又は②を参照）と併用が必要な場合が多いことに留意が必要です。なお、換気扇のファン等が汚れていると効率的な換気が行えないことから、清掃を行うようにしてください。

⑦冬季における換気の留意点

冷気が入りこむため窓を開けづらい時期ですが、空気が乾燥し、飛沫が飛びやすくなることや、季節性インフルエンザが流行する時期でもありますので、徹底して換気に取り組む必要があります。気候上可能な限り、常時換気に努めてください（難しい場合には30分に1回以上、少なくとも休み時間ごとに、窓を全開にします）。

イ）室温低下による健康被害の防止

換気により室温を保つことが困難な場面が生じることから、室温低下による健康被害が生じないように、児童生徒等に暖かい服装を心がけるよう指導し、学校内での保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応しましょう。

また、室温が下がりすぎないように、空き教室等の人のいない部屋の窓を開け、廊下を経由して、少し暖まった状態の新鮮な空気を人のいる部屋に取り入れること（二段階換気）も、気温変化を抑えるのに有効です。

ロ）地域の気候条件に応じた換気方法

換気の方法については、地域の気候等に応じた方法がある場合があります。北海道では寒冷地の気候を踏まえた換気の方法を作成しています（別添資料14）。それぞれの気候条件に応じて、必要に応じ、適切な換気方法を学校薬剤師等に相談してください。

ハ）機器による二酸化炭素濃度の計測

十分な換気ができているかを把握し適切な換気を確保するために、適宜学校薬剤師等の支援を得つつ、換気を目安としてCO₂モニターにより二酸化炭素濃度を計測することも考えられます¹⁸。学校環境衛生基準では、1500ppmを基準としています。政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会では、マスクを伴わない飲食を前提としている飲食店等の場合には、1000ppm以下が望ましいとされており、昼食時には換気を強化するなど、児童生徒の活動の態様に応じた換気をしてください。

¹⁸ 経済産業省及び産業用ガス検知警報器工業会により「二酸化炭素濃度測定器の選定等に関するガイドライン」が策定されていますので、参考としつつ、具体的な機器の選定に当たっては適宜学校薬剤師と相談するなどしてください。

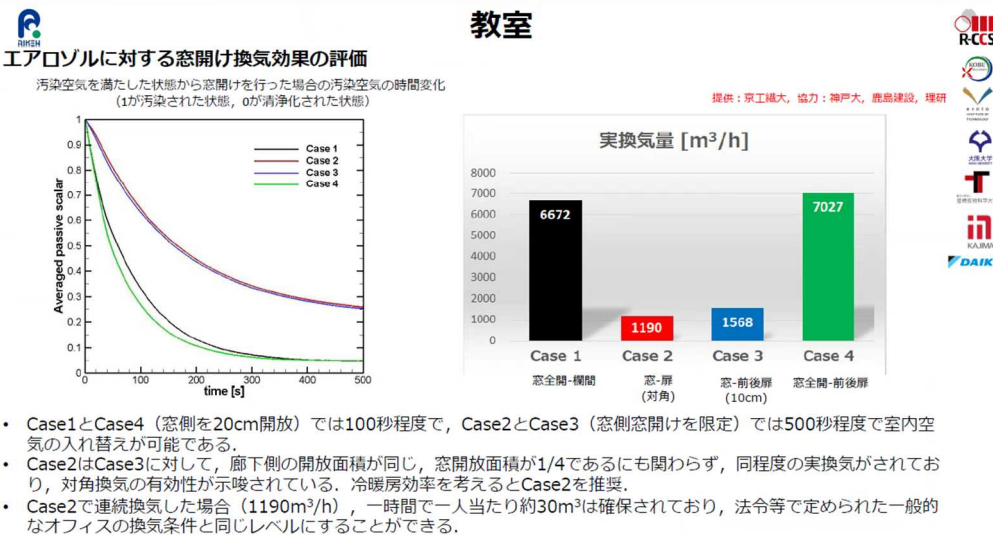
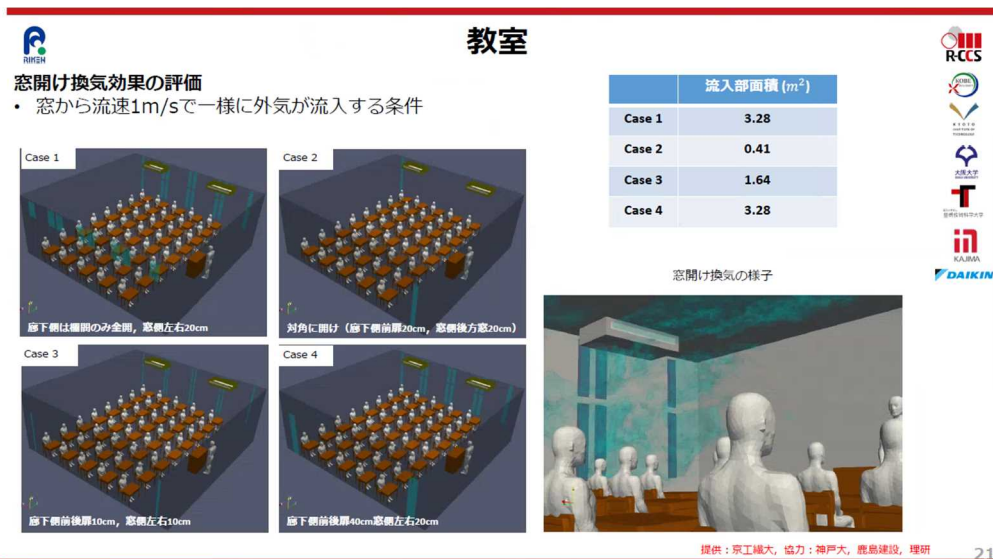
<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html#10r>

(参考) 学校の教室における窓開け換気効率の評価¹⁹

(スーパーコンピュータ「富岳」によるシミュレーション)

公立学校モデル（生徒 40 人、教室 8m×8m、エアコン使用時）を対象に、エアロゾル感染のリスク評価を行ったところ、以下のような結果が得られた。

- ・短時間で換気を行う場合（30 分に一回などの換気を想定）には、扉や窓を広く開けることが短時間での換気に有効（モデル例の設定条件下では、各窓左右 20 cm 開放かつ廊下側欄間全開（または前後扉 40 cm 開放）で、100 秒程度で室内空気の入れ替えができた）。
- ・他方、常時換気を行う場合には、扉や窓を狭く開けたとしても、廊下側と窓側を対角に開ける方法をとることにより、効率よく換気ができる（モデル例の設定条件下では、廊下側・窓側とも 20cm 程度の開放で、法令等で求められる一般的なオフィスの換気レベルを満たすことができる）。



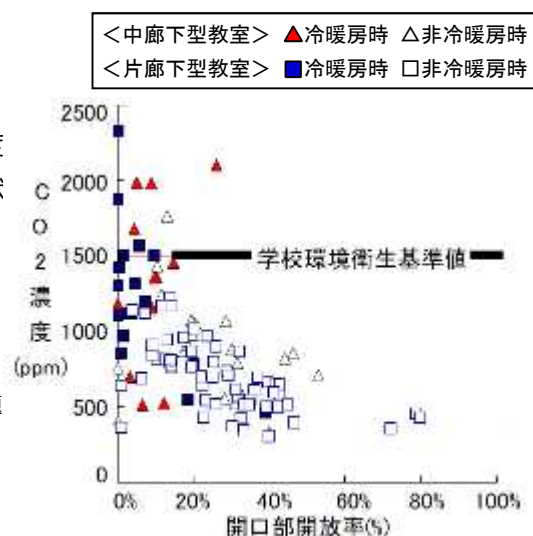
¹⁹ 令和2年8月24日発表「室内環境におけるウイルス飛沫感染の予測とその対策」（課題代表者 理化学研究所/神戸大学 坪倉誠）

（参考）学校における窓・扉の開け方と換気の状態の例

右の図は、ある学校において、各クラスの時限毎の窓・扉の開放率（窓・扉の面積に対する開放部の面積比率）と二酸化炭素（CO₂）濃度との関係を、冷暖房使用の有無や教室の配置状況別に示したものです。

窓・扉の開放率が10%以下になると、CO₂濃度が学校環境衛生基準で規定している1500ppmを超えることが多くなっています。

（出典）学校における温熱・空気環境に関する現状の問題点と対策－子供たちが健康で快適に学習できる環境づくりのために－（日本建築学会、2015年3月）



（２）「密集」の回避（身体的距離の確保）

「新しい生活様式」では、人との間隔は、できるだけ２メートル（最低１メートル）空けることを推奨しています。感染が一旦収束した地域にあっても、学校は「３つの密」となりやすい場所であることには変わりなく、可能な限り身体的距離を確保することが重要です。

新規感染者や感染経路不明の感染者が多数確認されている地域においては、「３つの密」を避ける必要性も高まるため、レベル３の地域では、身体的距離の確保を優先して分散登校の導入などの工夫を行っていただく必要があります。

レベル１及びレベル２の地域では、施設等の制約から１メートルの距離を確保できない場合には、できるだけ距離を離し、換気を十分に行うことや、マスクを着用することなどを併せて行うことより「３つの密」を避けるよう努めて下さい。

【レベル３地域】

児童生徒の間隔を可能な限り２メートル（最低１メートル）確保するように座席を配置します。

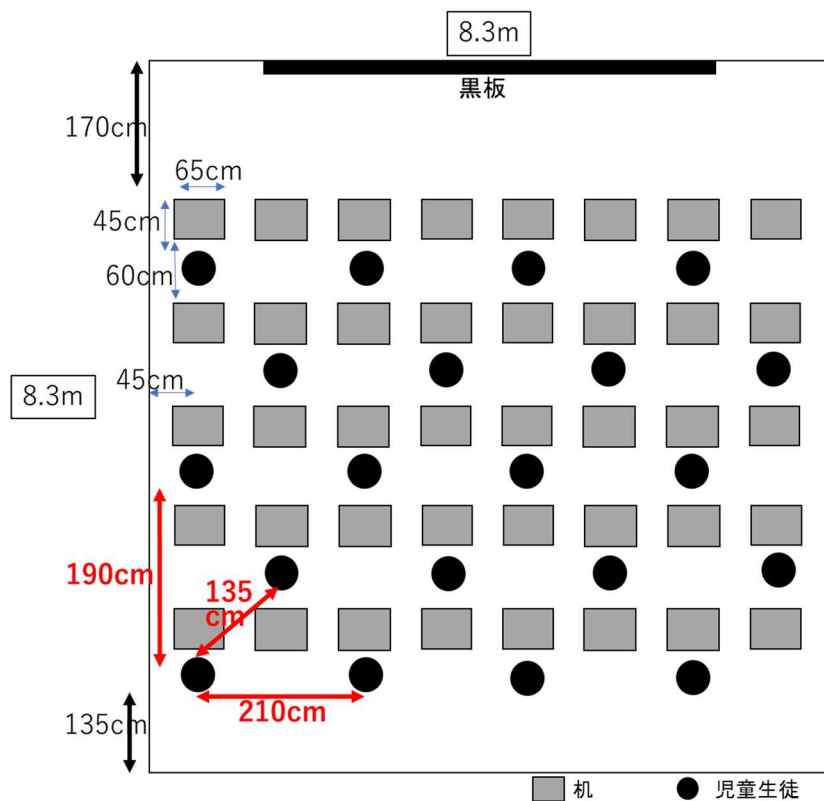
このような形で学校教育活動を行うためには、学級の規模に応じ、施設の制約がある場合には、学級を２つのグループに分けるなど、分散登校や時差登校を適宜組み合わせ、異なる教室や時間で指導を行う等の対応が必要となります。

【レベル1地域・レベル2地域】

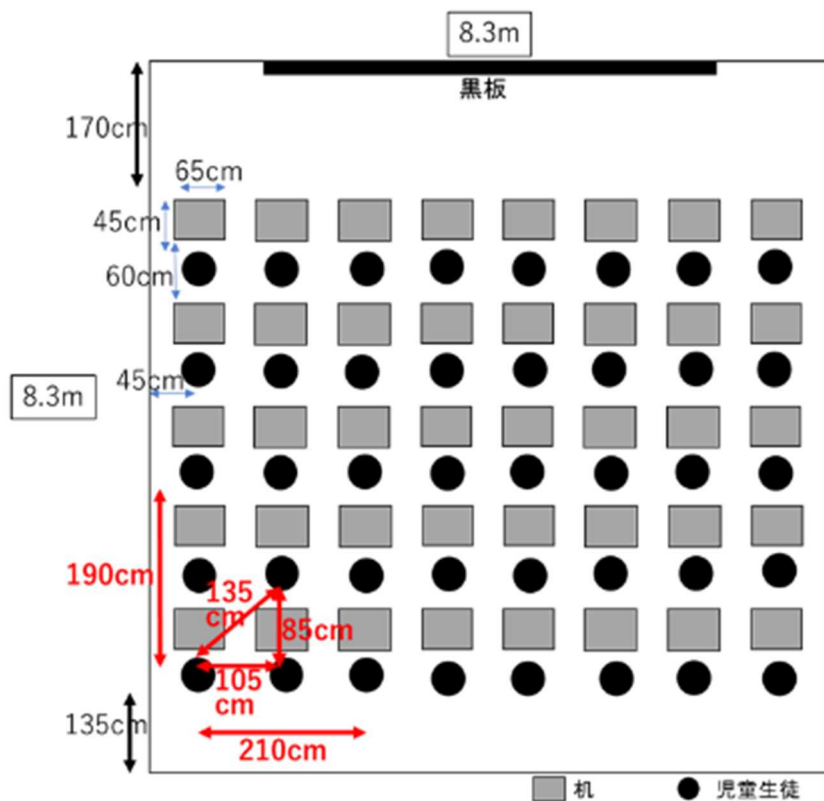
児童生徒の間隔を1メートルを目安に学級内で最大限の間隔をとるように座席を配置します。

なお、以下の図は、座席配置の一例です。これらはいくまでも目安であり、それぞれの施設の状況や感染リスクの状況に応じて、柔軟に対応することが可能です。座席の間隔に一律にこだわるのではなく、頻繁な換気などを組み合わせることなどにより、現場の状況に応じて柔軟に対応するようお願いします。

(参考) レベル 3 地域 (1 クラス 20 人の例)



(参考) レベル 1・2 地域 (1 クラス 40 人の例)

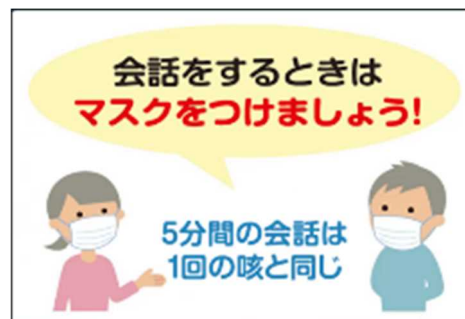


(3)「密接」の場面への対応（マスクの着用）

①マスクの着用について

学校教育活動においては、児童生徒等及び教職員は、身体的距離が十分とれないときはマスクを着用すべきと考えられます。

ただし、マスクの着用については、学校教育活動の態様や児童生徒等の様子などを踏まえ、以下のとおり臨機応変に対応してください。



1) 十分な身体的距離が確保できる場合は、マスクの着用は必要ありません。

2) 気温・湿度や暑さ指数（WBGT）²⁰が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、マスクを外してください。（暑さ指数（WBGT）は環境省ウェブサイト <https://www.wbgt.env.go.jp> で提供）

※夏期の気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあります。マスクを外す場合には、できるだけ人との十分な距離を保つ、近距離での会話を控えるようにするなどの配慮をすることが望ましいです²¹が、熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先させてください。

※児童生徒等本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導します。

※登下校中の対応については、「第3章 7. 登下校」を参照してください。

3) 体育の授業においては、マスクの着用は必要ありません。ただし、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリス

²⁰ 暑さ指数（WBGT）とは、気温・湿度・輻射熱の3つを取り入れた暑さの厳しさを示す指標で、熱中症の発生と関連しています。

²¹ 別添資料6（「熱中症事故の防止について（依頼）」（令和3年4月30日付け文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長 初等中等教育局教育課程課長通知））参照

クや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用しましょう。
配慮事項等については別添資料2（事務連絡「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」（令和2年5月21日））を参照してください。

（参考）透明マスクの活用について

幼児児童生徒の発達段階や特性に応じた成長を支援する観点から、必要に応じて、表情や口の動きが見えつつ鼻や口元が覆われる透明マスクの活用が考えられます。

（参考）フェイスシールド・マウスシールドについて

フェイスシールドやマウスシールドは、密閉度も不十分であり、マスクに比べ効果が弱いことに留意する必要があるとされています。（フェイスシールドはもともとマスクと併用し眼からの飛沫感染防止のため、マウスシールドはこれまで一部産業界から使われてきたものであり、新型コロナウイルス感染防止効果については、今後さらなるエビデンスの蓄積が必要とされています。）²²

例えば、教育活動の中で、顔の表情を見せたり、発音のための口の動きを見せたりすることが必要な場合であって、透明マスクの確保等が困難な場合には、フェイスシールドやマウスシールドを活用することも一つの方策と考えられますが、この場合には身体的距離をとりながら行います。

（参考）正しいマスクの着用について

正しいマスクの着用



²² 「分科会から政府への提言 感染リスクが高まる「5つの場面」と「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」（令和2年10月23日新型コロナウイルス感染症対策分科会）
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/bunkakai/teigen_12_1.pdf



やってみよう！新型コロナウイルス感染症対策みんなのできること（動画）

新型コロナウイルスから身を守る方法や他人にうつさないために心がけることをわかりやすく紹介する動画を公開しています。

マスクがない場合に、自作する方法も紹介しています。

タレントの鈴木福君と夢ちゃんと一緒に是非ご家庭でも学んでみてください。

（参考）マスクの素材について

マスクの素材等によってマスクの効果には違いが生まれます。一般的なマスクでは、不織布マスクが最も高い効果を持ち、次に布マスク、その次にウレタンマスクの順に効果があるとされています²³。こうしたことを保護者に適宜情報提供することも考えられます。

②マスクの取扱いについて

マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外し、手指にウイルス等が付着しないよう、なるべくマスクの表面には触れず、内側を折りたたんで清潔なビニールや布等に置くなどして清潔に保ちます。

マスクを廃棄する際も、マスクの表面には触れずにビニール袋等に入れて、袋の口を縛って密閉してから廃棄します。

③布製マスクの衛生管理について（布製マスクの洗い方）

布製マスクは1日1回の洗濯により、おおむね1か月の利用が可能です。経済産業省が、洗い方に関する動画をインターネット上に掲載しています（YouTube metichannel「布マスクをご利用のみなさまへ」）。

（検索方法）

- ・YouTube から「布マスクをご利用のみなさまへ」で検索してください。

<https://www.youtube.com/watch?v=AKNNZRRo74o>

²³ 厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け）」「問 マスクはどのような効果があるのでしょうか。」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q4-1

4. 重症化のリスクの高い児童生徒等への対応等について

(1) 医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等

医療的ケアを必要とする児童生徒等（以下「医療的ケア児」という。）の中には、呼吸の障害がある者もあり、重症化リスクが高い者も含まれていることから、医療的ケア児が在籍する学校においては、主治医の見解を保護者に確認の上、個別に登校の判断をします。

医療的ケア児の登校に当たって、学校は、事前に受入れ体制や医療的ケアの実施方法などについて、学校医等に相談し、十分安全に配慮します。

その際、「医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校における留意事項について（令和2年6月19日付け事務連絡）」²⁴を参考にしてください。

また、基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等²⁵（以下「基礎疾患児」という。）についても、主治医の見解を保護者に確認の上、登校の判断をします。

これらにより、登校すべきでないと判断した場合の出欠の扱いについては、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰することができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができます。指導要録上も「欠席日数」の欄ではなく、「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入を行うようにしてください（幼稚園等については、備考欄等にその旨を記載）。

このほか、特別支援学校等における障害のある児童生徒等については、指導の際に接触が避けられなかったり、多くの児童生徒等がスクールバス等で一斉に登校したりすることもあることから、こうした事情や、児童生徒等の障害の種類や程度等を踏まえ、適切に対応します。こうした学校等の対応に際しては、必要に応じ、学校医等の助言を得ること、児童生徒等の安全確保などの観点から指導や介助等において必要となる接触などについて保護者に対し事前に説明することが重要です。

なお、障害のある幼児児童生徒への指導等を行う際の考え方については、

²⁴ 「医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校における留意事項（改訂版）（令和2年12月9日付け事務連絡）」 https://www.mext.go.jp/content/20201209-mxt_tokubetu01-000007449_01.pdf

²⁵ 糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方では、新型コロナウイルス感染症が重症化しやすいとされています。

「特別支援学校等における新型コロナウイルス感染症対策に関する考え方と取組（令和２年６月１９日版）」²⁶も御参照ください。

（２）保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合

まずは、保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針についてご理解を得るよう努めてください。

その上で、生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患²⁷がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入し、欠席とはしないなどの柔軟な取扱いも可能です。また、校長が「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入する際の合理的な理由の判断に当たって、感染力の強い変異株がまん延している状況や、高齢者や基礎疾患のある方がいるなどの家庭・家族の状況、地域の医療体制のひっ迫の程度等を踏まえることが必要と考えられます。（「非常変災等児童又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数」について判断することとなります。）その判断に当たっては、特に小中学生は就学義務も踏まえ、児童生徒の学びが保障されるよう配慮してください。

５．新型コロナワクチンと学校教育活動について

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「新型コロナワクチン」という。）は、新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすことを目的として、接種を受けることが勧められています。

令和３年１１月現在において、日本において薬事承認されているファイザー社及び武田／モデルナ社の新型コロナワクチンの対象は満１２歳以上とされており、教職員及び対象年齢の児童生徒は接種を受けることができます。特に、教職員の安全を確保するとともに教職員から児童生徒等への感染を防ぐ観点から、希望する教職員が接種を受けることは重要です。新型コロナワクチンを接種することで発症だけでなく感染を予防する効果も示唆するデータ

²⁶ 「特別支援学校等における新型コロナウイルス感染症対策に関する考え方と取組（令和２年６月１９日版）」 https://www.mext.go.jp/content/20200619-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

²⁷ 基礎疾患の具体例については、脚注 25 を参照。

が報告されていますが、その効果は 100%ではないため、引き続き感染予防対策は継続する必要があるとされています²⁸。

ワクチン接種の有無によって学校教育活動に差を設けることは想定されていません²⁹。さらに、予防接種はあくまで本人の意思や保護者の同意に基づき受けるべきこと、また、身体的な理由や様々な理由によって接種することができない人や接種を望まない人もいることに鑑み、接種を受ける又は受けないことによって差別やいじめなどが起きることのないように指導し、保護者に対しても理解を求めることが重要です。

一方、学校教育活動においても、医療機関等の学校外において実習を行う場合など、何らかの理由で生徒等の予防接種歴を把握する必要があることも考えられます。その際には、情報を把握する目的を明確にすること、本人や保護者の同意を得ること、他の生徒等に知られることのないような把握の方法を工夫することなど個人情報としての取扱いに十分に留意して把握するようにする必要があります。もしくは、PCR検査等の結果を活用することでも考えられます。その他、健康診断に伴う保健調査等として新型コロナワクチンの接種歴が把握される可能性があります。そのような場合にも同様に個人情報としての取扱いに十分に留意する必要があります。

6. 出席停止等の取扱い

①出席停止の措置を取るべき場合

児童生徒等の感染が判明した場合又は児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、学校保健安全法第 19 条の規定に基づく出席停止の措置を取ります。(第 4 章 2. (1) ②参照)

これに加えて、新型コロナウイルス感染症への対応として、児童生徒等に発熱等の風邪の症状がみられるときに、同条に基づく出席停止の措置を取ります(第 2 章 2. (1) ①及び第 4 章 2. (2) 参照)。感染がまん延している地域(レベル 2 や 3 の感染状況の段階である地域)においては、同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられるときにも、出席停止の措置を取ります(第 2 章 2. (1) ①参照)。

²⁸ 新型コロナワクチン Q & A (厚生労働省) <https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/qa/>

²⁹ ワクチン・検査パッケージ制度要綱(令和 3 年 11 月 19 日新型コロナウイルス感染症対策本部)において、学校等の活動については、ワクチン・検査パッケージは適用しないこととされています。(ワクチン・検査パッケージとは、飲食店やイベント主催者等の事業者が、入店者・入場者等の利用者のワクチン接種歴又は検査結果の陰性のいずれかを確認することにより、感染リスクを低減させ、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等において課される様々な行動制限を緩和するもの。)

なお、出席停止の指示等を行った場合においては、当該児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、第4章5. に記載の必要な措置を講じること等にも配慮します。

②上記のほかに「欠席」の扱いとしない場合

医療的ケア児や基礎疾患児について、登校すべきでないと判断された場合（第2章4.（1）参照）及び保護者から感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等について、生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合（第2章4.（2）参照）には、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入し、欠席とはしないことも可能です（幼稚園等については、備考欄等にその旨を記載）。

なお、海外から帰国・再入国した児童生徒等について、政府の水際対策の取組として一定期間自宅等での待機の要請の対象となっている者は、当該待機の時間を経ていることを確認した上で、健康状態に問題がなければ登校させて構いません。

このほか、義務教育段階における登校の取扱いについては、「義務教育段階における登校の取扱いに関するフローチャート³⁰」もご参照ください。

³⁰ 「義務教育段階における登校の取扱いに関するフローチャート」
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00020.html#a004

(参考) 出席停止等の取扱いについて

指導要録上、「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入するもの	学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止	・感染が判明した者 ・感染者の濃厚接触者に特定された者 ・発熱等の風邪症状がみられる者 ・（レベル2や3の地域において）同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる者
	「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰することができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う場合	・医療的ケア児や基礎疾患児について、登校すべきでないと判断された場合 ・感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等について、生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合

7. 児童生徒等及び教職員の心身状況の把握、心のケア等

国立成育医療研究センターが令和2年11月～12月に行った「コロナ×こどもアンケート」第4回調査報告³¹によれば、小学校4年生以上の15%～30%の子供に中程度以上のうつ症状があることが示されており、子供たちの心のケアは引き続き重要な課題となっています。

学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等により、児童生徒等の状況を的確に把握するとともに、学校医と連携した健康相談等の実施や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による心理面・福祉面からの支援など、管理職のリーダーシップのもと、関係教職員がチームとして組織的に対応してください。³²また、新型コロナウイルス感染症に関連したス

³¹ 「コロナ×こどもアンケート」第4回調査報告（令和3年2月10日公表）
（<https://www.ncchd.go.jp/press/2021/20210210.html>）

³² 「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開後の児童生徒に対する生徒指導上の留意事項について（通知）」（令和2年5月27日付け初等中等教育局児童生徒課長通知）も参照。（https://www.mext.go.jp/content/20200527-mxt_kouhou01-000004520_5.pdf）

トレス、いじめ、偏見等に関し、相談窓口（「24 時間子供 SOS ダイアル」や SNS 相談窓口等）を適宜周知してください³³。

併せて、学校現場で感染症対策や心のケア等を最前線で支える教職員の精神面の負担にも鑑み、学校の管理職や設置者等は、教職員のメンタルヘルスにも十分配慮してください。

その際、必要に応じ、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」や、教職員がプライバシー厳守で相談できるサービスを紹介することも考えられます。³⁴

8. 教職員の感染症対策

教職員においては、児童生徒等と同様、「2. 基本的な感染症対策の実施」を参考に、飛沫を飛ばさないようマスクを着用するなど感染症対策に取り組みます。また、毎朝の検温や風邪症状の確認などの健康管理に取り組むとともに、風邪症状が見られる場合は、自宅で休養します。

また、教職員については、休みをとりやすい職場環境も重要です。具体的には、急遽出勤できなくなる可能性も想定して、教職員間で業務の内容や進捗、学級の状態等の情報共有を日頃から行うことや、教職員が出勤できなくなった場合の指導体制等の校務分掌について検討を進めることなどの工夫も有効です。

さらに、教職員本人が濃厚接触者となった場合や、同居家族に風邪症状があるなどにより出勤できない場合に、業務をテレワークで行えるよう、必要な規程等を定めることが考えられるとともに、ICTを活用したテレワークの実施については、「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」（令和3年2月19日）³⁵を参照してください。

³³ 公益社団法人日本小児保健協会においては「コロナ禍でのこどものこころのケアに対するメッセージ」として児童生徒、保護者、教員向けのメッセージを作成し、公表する取組をしています。

<https://www.jschild.or.jp/archives/3410/>

³⁴ 「新型コロナウイルス感染症への対応に伴う教職員のメンタルヘルス対策等について（通知）」（令和2年6月26日付け初等中等教育局初等中等教育企画課長・財務課長・健康教育・食育課長通知）も参照。（https://www.mext.go.jp/content/20200630-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf）

また、「こころの耳」（<https://kokoro.mhlw.go.jp/>）では、働く人を対象にストレスセルフチェックができるほか、相談窓口の案内もしている。そのほか、公立学校の教職員は公立学校共済組合、私立学校の教職員は日本私立学校振興・共済事業団でメンタルヘルス相談などの事業が用意されている。さらに、（一財）地方公務員安全衛生推進協会によるメンタルヘルス対策サポート推進事業の活用も考えられる。

³⁵ 「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドラインの改訂について（通知）」（令和3年2月19日付け文部科学事務次官通知）5（1）「ICTの活用」を参照

https://www.mext.go.jp/content/20210219-mxt_kouhou01-000004520-03.pdf

なお、文部科学省において、事例集³⁶も作成しています。

職員室等における勤務については、可能な限り他者との間隔を確保（おおむね1～2メートル）し、会話の際は、できるだけ真正面を避けるようにします。職員室内で十分なスペースを確保できない場合は、空き教室を活用して職員が学校内で分散勤務をすることも考えられます。

職員会議等を行う際は、最少の人数にしぼること、換気をしつつ広い部屋で行うことなどの工夫や、全体で情報を共有する必要がある場合は、電子掲示版等を活用すること、また、オンライン会議システム等を活用することが考えられます。

³⁶ 小中高等学校における ICT を活用した学習 の取組事例について（令和2年5月文部科学省初等中等教育局情報教育・外国語教育課）
https://www.mext.go.jp/content/20200527-mxt_kouhou01-000004520_4.pdf

第3章 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について

1. 各教科等について

各教科における「感染症対策を講じてもおお感染のリスクが高い学習活動」として、以下のような活動が挙げられます（「★」はこの中でも特にリスクの高いもの）。

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」（★）
- ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」（★）
- ・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」（★）
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」（★）や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」（★）

【レベル3地域】

上記の活動は、「感染症対策を講じてもおお感染のリスクが高い」ことから、行わないようにします。

緊急事態宣言の対象区域に属する地域における体育の授業内容については、集団で行う活動は避け、なるべく個人で行う活動とし、特定の少人数（2～3人程度）での活動（球技におけるパスやシュートなど）を実施する際は十分な距離を空けて行ってください。

また、緊急事態宣言の対象区域に属する地域でも、運動時は、身体へのリスクを考慮してマスクの着用は必要ありませんが、授業の前後における着替えや移動の際や、授業中、教師による指導内容の説明やグループでの話し合いの場面、用具の準備や後片付けの時など、児童生徒が運動を行っていない際は、可能な限りマスクを着用してください。

【レベル2 地域】

上記の活動は、可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討します。すなわち、これらの活動における、児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また回数や時間を絞るなどして実施します。この場合にも、(★)を付した活動については特にリスクが高いことから、実施について慎重に検討します。

その際には、以下の点にも留意します。

- ・ できるだけ個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはしないこと。
- ・ 器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせること。
- ・ 体育の授業に関し、医療的ケア児及び基礎疾患児の場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合等は、授業への参加を強制せずに、児童生徒や保護者の意向を尊重すること。また、体育の授業は、感染者が発生していない学校であっても、児童生徒や教職員の生活圏（通学圏や、発達段階に応じた日常的な行動範囲等）におけるまん延状況を踏まえて、授業の中止を判断すること。
- ・ 体育の授業は、当面の間、地域の感染状況にもよるが、可能な限り屋外で実施すること。ただし気温が高い日などは、熱中症に注意すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動は避けること。
- ・ 教育委員会は、地域の感染状況を踏まえつつ、上記の「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」についての各学校における実施状況を把握し、仮に感染症対策が十分でないと判断する場合には、必要な指導・助言を行うとともに、地域内の他の学校にも注意喚起を行うこと。

【レベル1 地域】

上記の「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」については、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行った上で

実施することを検討します。その際には、レベル2地域における留意事項も、可能な範囲で参照します。

(全体を通じての留意事項)

- ・ 体育の授業におけるマスクの着用については必要ないが、体育の授業における感染リスクを避けるためには、児童生徒の間隔を十分確保するなど別添2の事務連絡（「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」（令和2年5月21日））を踏まえた取扱いとすること。
- ・ 水泳については、別添資料3の事務連絡（「学校の水泳授業における感染症対策について」（令和3年4月9日））を参照すること。その際、プール内やプールサイドでの児童生徒の間隔については、必ずしも常時「2m以上」ということではなく、「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準（第1章4.参照）で示す目安も参照の上、地域の感染状況に応じて対応すること。また、これらはあくまで目安であり、現場の状況に応じて柔軟に対応すること。
- ・ 合唱をする際には、マスクを原則着用することとし、合唱している児童生徒同士や指導者等、聴いている児童生徒等との間隔は、マスクを着用している場合であっても、前後方向及び左右方向ともにできるだけ2m（最低1m）空け、立っている児童生徒と座っている児童生徒が混在しないようにするなど、別添資料17「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」（令和2年12月10日）を踏まえて行うこと。
- ・ 特別支援学校等における自立活動については、教師と児童生徒等や児童生徒等同士が接触するなど、感染リスクが高い学習活動も考えられるため、個別の指導計画に基づく自立活動の一つ一つの具体的な指導内容について、実施の可否や代替できる指導内容について検討するなどの見直し等を行い、適切な配慮を行った上で実施すること。

2. 部活動

地域の感染状況に応じて以下のとおり取り組みます。

【レベル3 地域】

可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させながら、なるべく個人での活動とし、少人数で実施する場合は十分な距離を空けて活動します。密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は行わないようにします。

緊急事態宣言の対象区域に属する地域においては、その感染状況を踏まえ、学校が独自に行う他校との練習試合や合宿等を一時的に制限するなど感染症への警戒度を高めてください。また、部活動終了後に、生徒同士で食事をするのを控えるよう特に指導を徹底してください。この際、新型コロナウイルス感染症対策分科会の専門家が取りまとめた、別添資料18「緊急事態宣言下における学生・生徒が行う部活動について」も参照してください。

【レベル2 地域】

可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討します。密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動の実施は慎重な検討が必要です。

【レベル1 地域】

可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動を行います。

(全体を通じての留意事項)

- ・ 運動不足の生徒もいると考えられるため、生徒の怪我防止には十分に留意すること。また、生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること。
- ・ 生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等が活動状況を確認すること。
- ・ 活動時間や休養日については、部活動ガイドラインに準拠するとともに、実施内容等に十分留意すること。特に分散登校を実施する学校では、ガイドラインよりも短い時間の活動にとどめるなど、分散登校の趣旨を逸脱しないよう限定的な活動とすること。
- ・ 活動場所については、地域の感染状況等にもよるが、可能な限り屋外で実施することが望ましいこと。ただし気温が高い日などは、熱中症

に注意すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、こまめな換気や、手洗い、消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）を徹底すること。また、長時間の利用を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数による利用とすること。特に、屋内において多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避けること。

- ・ 用具等については、生徒間で不必要に使い回しをしないこと。
- ・ 部室等の利用については、短時間の利用とし一斉に利用することは避けること。
- ・ 大会やコンクール等の参加に当たっては、学校として主催団体とともに責任をもって、大会における競技、演技、演奏時等はもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や会議室等の利用時などにおいても、生徒、教師等の感染拡大を防止するための対策を講じること。
- ・ 練習試合や合同練習、合宿等の企画・実施に当たっては、地域の感染状況等を踏まえ、部活動を担当する教師のみで行うのではなく、学校として責任をもって、大会等の参加時と同様の感染拡大を防止するための対策を講じること。
- ・ 部活動の実施に当たっては、各競技団体や文化芸術団体が作成するガイドラインを踏まえること。
- ・ 運動部活動でのマスクの着用については、体育の授業における取扱いに準じること。
- ・ 同じ部活動に所属する生徒等が食事する際なども含め、部活動の内外を問わず感染症対策を徹底すること。
- ・ 部活動の実施に当たっては、地域の感染状況や当該部活動の活動内容等に応じ、感染リスクの高い活動を一時的に制限することも検討すること。

以上のほか、別添資料 1 5 「運動部活動に参加する学生等の集団における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」（令和 2 年 9 月 3 日）を参照すること。

3. 給食等の食事をとる場面

学校給食は、児童生徒の健やかな育ちを支える重要な機能である一方、感染のリスクが高い活動でもあります。レベル3の地域にあっても、臨時休業期間中に工夫を凝らして取り組んでいる地方自治体の例³⁷などを参考に、学校給食施設や、栄養教諭、調理員等の人的資源を最大限活用することなどにより、いかに児童生徒の適切な栄養摂取や食生活を支援できるかということについて、感染リスクにも配慮しつつ積極的に検討することが望まれます。

学校給食を実施するに当たっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食等を行うよう改めて徹底してください。給食の配食を行う児童生徒及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であるかを毎日点検し、適切でないと認められる場合は給食当番を代えるなどの対応をとります。

また、児童生徒等全員の食事の前後の手洗いを徹底してください。会食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えるなどの対応が必要です。

同様に、高等学校等で弁当を持参する場合や、教職員の食事の場面においても注意が必要です。生徒同士での昼食や、教職員が同室で昼食をとった場面での感染が疑われる事例も生じていることを踏まえて、飛沫を飛ばさないような席の配置や、距離がとれなければ会話を控えるなどの対応を工夫してください。食事後の歓談時には必ずマスクを着用します。

なお、給食後等に、学校で歯磨きや洗口を行う場合は、児童生徒等がお互いに距離を確保し、間隔を空けて換気の良い環境で行うよう指導するなど、感染のリスクに配慮することが大切です。³⁸

【レベル3地域】

通常の提供方法による学校給食の実施は原則として困難ですが、適切な栄養摂取ができるよう、配膳の過程を省略できる品数の少ない献立（例えば、主菜と具沢山の汁物等）を提供することや、給食調理場において弁当

³⁷ 別添資料5「臨時休業に伴い学校に登校できない児童生徒の食に関する指導等について」（令和2年5月13日付け事務連絡）

³⁸ 給食後の歯磨きに係る留意事項については、（公社）日本学校歯科医会がポスターを作成しているため、適宜参照してください。

<https://www.nichigakushi.or.jp/news/corona2.html>

容器等に盛り付けて提供することなどの工夫が考えられます。それらが困難な場合には、少なくとも配膳を伴わない簡易な給食（パン、牛乳等）を提供することも考えられます。

また、持ち帰りや配布を含めた食事支援の工夫について、保護者の希望や同意及び地域の実情を踏まえ検討してください。なお、学校給食は、衛生管理上の観点から持ち帰りは想定されていませんが、児童生徒の食事支援の一つとして、保護者の希望及び衛生管理上の必要事項に係る同意がある場合に、例外的に持ち帰りを実施することも考えられます。

【レベル2 地域】

通常の学校給食の提供方法に徐々に戻していくとともに、地域で感染者が確認された場合には、警戒度合を上げ、レベル3の対応に戻すなど柔軟に対応してください。

【レベル1 地域】

衛生管理を徹底した上で、通常の学校給食の提供方法を開始します。

4. 図書館

学校図書館は、児童生徒の読書の拠点として、また学習・情報の拠点として、学校教育における重要な機能を果たしています。図書館利用前後には手洗いをするというルールを徹底し、また児童生徒の利用する時間帯が分散するよう工夫して図書館内での密集を生じさせない配慮をした上で、貸出機能は維持するよう取り組みます。

なお、公益社団法人全国学校図書館協議会によって「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策下における学校図書館の活動ガイドライン」³⁹（令和2年5月14日策定）が作成されていますので、参考にしてください。

5. 清掃活動

清掃活動は、学校内の環境衛生を保つ上で重要である一方で、共同作業を行うことが多く、また共用の用具等を用いるため、換気の良い状態で、マスクをした上で行うようにします。掃除が終わった後は、必ず石けんを使用して手洗いを行うようにします。

³⁹ <https://www.j-sla.or.jp/info-guideline.html>

6. 休み時間

休み時間中の児童生徒の行動には、教員の目が必ずしも届かないことから、児童生徒本人に感染症対策の考え方を十分理解させるとともに、地域の感染状況及び学校の状況に応じて、休み時間中の行動についての必要なルールを設定することなども含めて、指導の工夫が必要です。

【レベル3地域・レベル2地域】

トイレ休憩については混雑しないよう動線を示して実施します。また、廊下で滞留しないよう、私語を慎むなどの指導の工夫が必要です。

【レベル1地域】

上記のレベル2以上の地域の取組を踏まえ、徐々に制限を緩和するとともに、会話をする際にも、一定程度距離を保つこと、お互いの体が接触するような遊びは控えるよう指導します。

7. 登下校

登下校時には、上記の「休み時間」と同様、教員の目が届きづらいことに加えて、特に交通機関やスクールバスへの乗車中は、状況によっては「3つの密」が生じうることを踏まえ、以下のような工夫や指導が必要です。

- ・ 登下校中については、校門や玄関口等での密集が起こらないよう登下校時間帯を分散させます。
- ・ 集団登下校を行う場合には密接とならないよう指導します。
- ・ また、夏期の気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあります。このため、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い時には、屋外で人と十分な距離を確保できる場合には、マスクを外すように指導します。小学生など、自分でマスクを外してよいかどうか判断が難しい年齢の子供へは、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日に屋外でマスクを外すよう、積極的に声をかけるなどの指導を行います。その際、人と十分な距離を確保し、会話を控えることについても指導します。
- ・ 公共交通機関を利用する場合には、マスクを着用する、帰宅後（または学校到着後）は速やかに手を洗う、顔をできるだけ触らないなどして、接触感染対策などの基本的対策を行うほか、できるだけ乗客が少

ない時間帯に利用できるようにするなどの配慮を検討します。

スクールバスを利用するに当たっては以下のことが考えられます。

- ・ 利用者の状況に配慮しつつ、定期的に窓を開け換気を行うこと
- ・ 乗車前に、家庭において検温し、発熱が認められる者は乗車を見合わせる
- ・ 可能な範囲で運行方法の工夫等により、過密乗車を避けること
- ・ 利用者の座席を離し、それが難しい場合は、会話を控えることやマスクの着用について徹底すること
- ・ 利用者に手洗いや咳エチケット等を徹底すること
- ・ 多くの利用者が触れるドアノブ等を適宜消毒すること

8. 健康診断

健康診断の実施は、学校保健安全法に定められているものであり、児童生徒等の健康状態を把握し、必要な措置を講じるため、毎学年、6月30日までに実施する必要があります。

ただし、令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって6月30日までに健康診断を実施することができない場合は、令和3年度末日までの間に、可能な限りすみやかに実施してください（別添資料4参照）。

健康診断の実施に当たっては、感染症対策の観点で、3つの条件（密閉、密集、密接）が同時に重ならないよう、日程を分けて実施するなどの工夫の他、例えば、以下のようなことが考えられます。

- ・ 児童生徒等及び健康診断に関わる教職員全員が、事前の手洗いや咳エチケット等を徹底すること
- ・ 部屋の適切な換気に努めること
- ・ 密集しないよう、部屋には一度に多くの人数を入れないようにし、整列させる際にはできるだけ2m程度（最低1m）の間隔をあけること
- ・ 会話や発声を控えるよう児童生徒等に徹底すること

また、検査に必要な器具等を適切に消毒します。健康診断の実施時期の判断や実施の方法等については、学校医、学校歯科医、関係機関等と十分連携し、共通理解を図っておくことが重要です。

9. 修学旅行等における感染症対策

修学旅行における感染症対策については、本章までに述べた感染症対策を参照するとともに、一般社団法人日本旅行業協会等が作成した「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」⁴⁰等を参考にしつつ、旅行事業者等と連携して、それぞれの実情に応じて行ってください。

その他、遠足・集団宿泊的行事、旅行・集団宿泊的行事を実施するに当たっても、上記手引きを参考にしてください。

⁴⁰ 一般社団法人日本旅行業協会 HP「新型コロナウイルス感染症関連情報」参照
<https://www.jata-net.or.jp/virus/>

第4章 感染が広がった場合における対応について

新型コロナウイルス感染症は、当分の間、常に再流行のリスクが存在します。このため、緊急事態宣言の対象地域から除外された地域であっても、引き続き流行への警戒を継続し、地域における感染者が増加した場合に備えて流行の監視体制を強化するとともに、その場合の学校における対応について想定・準備を進めておくことが重要です。

また、感染者及びその家族等への差別・偏見・誹謗中傷などはあってはならないことであり、これらが生じないよう十分に注意を払いますが、万が一これらの行為が見られた場合には、加害者に人権尊重の視点に立った指導を行うとともに、その被害者に対して十分なサポートを行う必要があります。

1. 衛生主管部局との連携による地域の感染状況の把握

基本的対処方針において、都道府県は、学校設置者に対し、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行うこととされています。これを踏まえ、学校設置者は、感染拡大前から都道府県等の衛生主管部局と連携して、地域の感染状況を把握することが重要です。

現在、公益財団法人日本学校保健会の「学校等欠席者・感染症情報システム」⁴¹（サーベイランスの仕組み）を積極的に活用し、同システムを利用することにより、周辺地域における児童生徒等の欠席状況等を把握し、教育委員会や保健所などと情報共有することが可能です。下記の（参考）や次頁を参照していただき、未加入の学校設置者におかれては、ぜひ加入するようお願いします。

（参考）「学校等欠席者・感染症情報システム」について

「学校等欠席者・感染症情報システム」は、新型コロナウイルス感染症に限らず、子供たちを様々な感染症から守るリアルタイムサーベイランスシステムです。学校において子供たちの欠席情報を毎日入力することで、地域の感染症の発生状況をリアルタイムに把握し、関係機関が情報を共有できるシステムで、早期の感染症対策に役立てることができます。

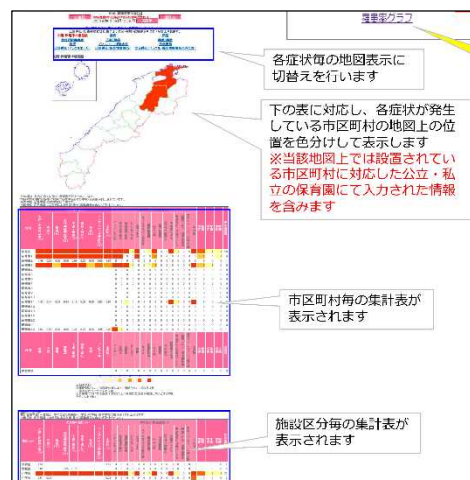


⁴¹ （公財）日本学校保健会が運営。 https://scl11.953862.net/schoolkoukai/view_all.php

「学校等欠席者・感染症情報システム」のメリット

メリット① 早期探知

- ・ 感染症による欠席者情報を日々入力してデータ化することで感染症の流行を早期に発見することができます。
- ・ これらの情報が地図上で色分けされて表示され、教育委員会や学校、保健所において、周辺地域の学校の臨時休業や出席停止等の状況をリアルタイムに把握することができます。



メリット② 情報共有

((公財) 日本学校保健会「学校等欠席者・感染症情報システム実習資料」より抜粋)

- ・ 登録された関係者メールアドレスに欠席者急増時、学級閉鎖等発生時にアラートメールが送信され、教育委員会・保健所・学校医等の関係機関が感染症の発生状況をリアルタイムに把握して、情報を共有することができます。

メリット③ 省力化

- ・ 出席停止報告、出席停止月報、臨時休業報告の届け出書類をオンラインで送付することができ、ペーパーレスと担当者の負担軽減に役立ちます。
- ・ 校務支援システムに入力した欠席情報との重複入力を避けるため、校務支援システムから本システムにデータを転送する仕組みについても検討中です。

メリット④ データ活用

- ・ 入力データが保存されるので、集計表やグラフを作成して感染症対策に活用できます。

※ (公財) 日本学校保健会が申込みを受け付けております。施設単位ではなく、地方自治体の主管課がとりまとめて申し込んでください。(利用料は無料)

<https://www.gakkohoken.jp/system-information/archives/17>

2. 学校において感染者等が発生した場合の対応について

①学校等への連絡

児童生徒等や教職員の感染が判明した場合には、医療機関から本人（や保護者）に診断結果が伝えられるとともに、医療機関から保健所にも届出がなされます。学校には、通常、本人（や保護者）から、感染が判明した旨の連絡がされることになります。

感染者本人への行動履歴等のヒアリングは、保健所が行うことになります。また、保健所が学校において、感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等のための調査を行う場合には、学校や学校設置者も協力してください。

なお、文部科学省では、学校に感染者が発生した事例についての情報や知見を収集・蓄積しています。感染者が発生した場合には文部科学省にご報告いただくとともに、対応について疑義がある場合などにはご相談ください。

②感染者や濃厚接触者等の出席停止

児童生徒等の感染が判明した場合又は児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、各学校において、当該児童生徒等に対し、学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止の措置を取ります。

なお、濃厚接触者に対して出席停止の措置をとる場合の出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して 2 週間とします。感染者や濃厚接触者が教職員である場合には、病気休暇等の取得、在宅勤務や職務専念義務の免除等により出勤させない扱いとします。

③校舎内の消毒

児童生徒等や教職員の感染が判明した場合には、保健所及び学校薬剤師等と連携して消毒を行いますが、必ずしも専門業者を入れて施設全体を行う必要はなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品（当該感染者が高頻度で触った物品）を消毒用エタノール、0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液又は遊離塩素濃度 25ppm（25mg/L）以上の亜塩素酸水消毒液により消毒するようにします。

なお、物の表面についたウイルスの生存期間は、付着した物の種類によって異なりますが、24 時間～72 時間くらいのこととも言われており⁴²、消毒できていない箇所は生存期間を考慮して立ち入り禁止とするなどの処置も考えられます。

消毒は、「(参考) 消毒の方法及び主な留意事項について」を参考に行います。なお、トイレについては、消毒用エタノール、0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液又は遊離塩素濃度 100ppm (100mg/L) 以上の亜塩素酸水消毒液を使用して消毒します。

3. 臨時休業の判断について

学校においては、地域の感染状況を踏まえ、学習活動を工夫しながら、可能な限り、学校行事や部活動等も含めた学校教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していくことが重要です。

また、令和2年、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際し、長期にわたり臨時休業措置がとられたことで、学校が、学習機会と学力を保障する役割のみならず、全人的な発達・成長を保障する役割や居場所・セーフティネットとして身体的、精神的な健康を保障するという福祉的な役割をも担っていることが再認識されました。

一方、感染状況が厳しい状態が続く場合には、保護者や地域の方々などから、感染不安などを理由として学校の臨時休業を求める声もあります。こうした中でも、地域一斉の臨時休業については、児童生徒の学びの保障や心身への影響、学齢期の子供がいる医療従事者等の負担等の観点を考慮し、慎重に検討する必要があります。

特に小学校及び中学校については、現時点で家庭内感染が大部分であることも踏まえれば、子供の健やかな学びの保障や心身への影響等の観点からも、地域一斉の臨時休業は避けるべきと考えます。

なお、緊急事態宣言の対象区域の高等学校については、生徒の通学の実態等も踏まえた上で、学校設置者の判断により、時差登校や分散登校とオンライン学習を組み合わせたハイブリッドな学習等の可能性を積極的に検討し、学びの継続に取り組んでください。

⁴² 【参考】厚生労働省のホームページにおいて、新型コロナウイルスについて、「物の表面についたウイルスは時間がたてば壊れてしまいます。ただし、物の種類によっては 24 時間～72 時間くらい感染する力をもつと言われています。」とされています。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q2-1 「新型コロナウイルスについて 問1」より)

(1) 学校で感染者が発生した場合の臨時休業について

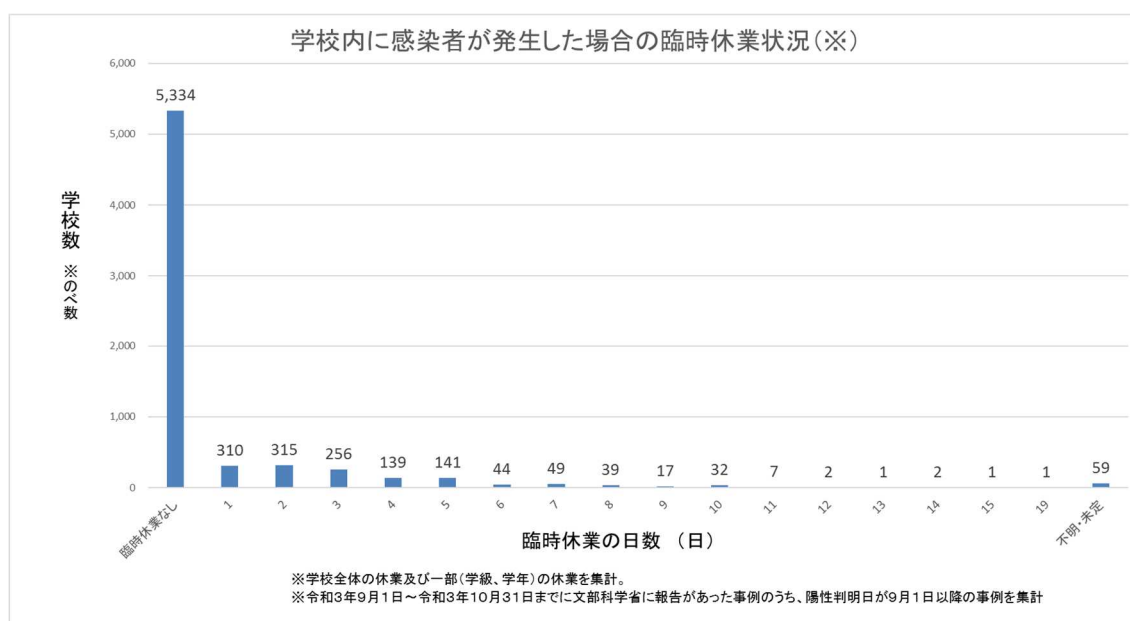
児童生徒等や教職員の感染が確認された場合、学校保健安全法第 20 条に基づく学校の全部または一部の臨時休業の要否等について、以下のとおり判断します。

- ① 学校は設置者に連絡し、感染者の学校内での活動状況について伝えます。この情報を踏まえ、設置者は保健所に臨時休業の実施の必要性について相談するとともに、学校及び設置者は保健所による濃厚接触者の範囲の特定等に協力します。
- ② 同時に、校長は、感染した児童生徒等について、学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止の措置をとります。感染者が教職員である場合には、病気休暇等の取得、在宅勤務や職務専念義務の免除等により出勤させない扱いとします。
- ③ 加えて、保健所の調査により、他の児童生徒等や教職員が濃厚接触者と判定された場合には、校長は、これらの者についても同様の措置（出席停止・出勤させない扱い）を取ります。
- ④ これにとどまらず、学校の全部または一部の臨時休業を行う必要があるかどうかについては、設置者が、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえて検討し判断します。

学校内で感染が広がっている可能性が高い場合などには、その感染が広がっているおそれの範囲に応じて、保健所等と相談の上、学級単位や学年単位など必要な範囲で臨時休業とすることが考えられます。

これ以外の場合には、学校教育活動を継続しますが、第 3 章も参考としつつ、状況に応じて、感染リスクの高い活動の見直しや、マスクを着用しない活動の制限など、警戒度を上げる工夫も考えられます。

デルタ株が流行した以降の令和 3 年 9 月から 10 月にかけての学校現場における運用状況を見ると、感染者が発生した学校のべ 6、749 校のうち、臨時休業を実施しなかった学校が 79%（のべ 5、334 校）となっています。



（２）感染者が発生していない学校の臨時休業について

地域の感染状況が悪化し、感染経路不明の感染者が多数発生しているような地域では、地方自治体の首長がアラートを発し、地域内の社会経済活動を一律に自粛することがあります。このような局面では、感染者が出ていない学校であっても、臨時休業を行う場合があります。その際、設置者は、臨時休業の要否について、児童生徒等や教職員の生活圏（主に児童生徒等の通学圏や発達段階に応じた日常的な行動範囲とし、加えて、地域の実情に応じて保護者の通勤圏や教職員の在住地の状況も考慮する）におけるまん延状況により判断することが重要です。

レベル3の地域では、このように、地域や生活圏の感染状況を踏まえた臨時休業を行う場合もありますが、レベル1及びレベル2の地域においては、基本的には、地域一律の臨時休業を行う必要性は低いと考えられます。

なお、臨時休業を行う場合であっても、児童生徒等の学びを保障する観点から、分散登校による任意の登校日（自主登校日）を設けることなどにより、感染リスクを可能な限り低減しつつ、登校の機会を設ける工夫を行うことが期待されます。

（３）新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域に属すると特定された地域における臨時休業の考え方について

特措法第32条第1項に基づき、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が出

されると、事態の進展に応じた措置が講じられることになります。

まず、新型インフルエンザ等対策緊急事態措置を実施すべき区域とされた都道府県の知事（対策本部長）は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、施設管理者等に対し、一般的な要請として特措法 24 条 9 項に基づく施設の使用の制限や停止を求めること、仮に上記の要請に応じない施設管理者等がいる場合など、特に必要と認めるときは、特措法第 45 条第 2 項に基づく施設の使用の制限や停止を要請、その他、都道府県教育委員会に対し、同法第 24 条第 7 項等に基づき必要な措置を講ずることの要請をできるようにします。

また、特措法に基づかず、教育委員会に対して一般的な協力要請や、事実上の臨時休業の協力要請を行う場合もあります。

さらに、市町村においても対策本部が設置され、市町村長（対策本部長）から教育委員会に対し、市町村本部長の実施する緊急事態措置に係る必要な措置を講ずるよう求めることができます（特措法第 36 条第 6 項）。

いずれの場合でも、教育委員会は、地域や児童生徒等の生活圏（主に児童生徒等の通学圏や発達段階に応じた日常的な行動範囲とし、加えて、地域の实情に応じて保護者の通勤圏や教職員の在住地の状況も考慮する）におけるまん延状況を把握し、児童生徒等の学びの保障も考慮しつつ、臨時休業の必要性について地方自治体の首長と事前に十分相談するようお願いします。また、臨時休業を行う場合であっても、児童生徒等の学びを保障する観点から、分散登校による任意の登校日（自主登校日）を設けることなどにより、感染リスクを可能な限り低減しつつ、登校の機会を設ける工夫を行うことが期待されます。

4. 保健所の業務がひっ迫している場合の対応について

2. 及び 3. において示したとおり、基本的に学校において感染者が発生した場合の対応、臨時休業の検討等については地域の保健所と連携、相談しながら行う必要がありますが、緊急事態宣言対象地域やまん延防止等重点措置区域など感染が大きく拡大している地域においては、陽性者の増加に伴う保健所業務のひっ迫により、濃厚接触者の特定等が遅延したり十分に行えなくなったりするおそれがあります。

そのような際に学校で児童生徒等や教職員の感染が確認された場合に迅速に

対応するため、平常時から学校と保健所が連携をとり、初動体制についてあらかじめ整理しておくことが重要です。具体的には、校内の濃厚接触者等の候補者リストの作成に協力することが必要な場合があるとともに、濃厚接触者等の特定及びその検査結果が判明し全体像が把握できるまでの期間等に学校の臨時休業の検討を行う必要があります。そのような場合の具体的な対応、判断の目安等の詳細については「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」（令和3年8月27日 文部科学省健康教育・食育課事務連絡別添）⁴³を御確認ください。

⁴³ <https://www.mext.go.jp/content/000133781.pdf>

<通常の場合>

児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合のフロー

【学校から設置者への連絡、感染者の出席停止等】

学校は、児童生徒等又は教職員が感染した旨の連絡を受けたら、

- ・設置者に連絡し、感染者の学校内での活動状況を伝える。
- ・感染者が児童生徒等の場合、学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止措置。
- ・感染者が教職員の場合、出勤させない扱いとする。



【設置者から保健所に相談】

設置者は、臨時休業の実施の必要性も含めて、保健所に相談。



【保健所による調査】

保健所は、必要な情報を収集し（調査）、濃厚接触者の特定等を実施。
学校及び設置者は、上記調査に協力。



【設置者が臨時休業の要否を判断】

設置者は、保健所の見解や学校医の助言等を踏まえ、学校の全部又は一部の臨時休業の要否を検討。

右以外の場合



学校教育活動を継続

- ※状況に応じて、感染リスクの高い活動の見直し等（濃厚接触者がいる場合）
- ※濃厚接触者が児童生徒の場合、出席停止措置
- ※濃厚接触者が教職員の場合、出勤させない取扱い

学校内で感染が広がっている可能性が高い場合等



学校保健安全法第 20 条に基づき、学校の全部又は一部の臨時休業

学校内で感染が広がっている可能性が高い場合のイメージ（例）

- ・家庭内感染ではない感染者が、複数発生
- ・感染者が不特定多数との間で、マスク着用なしで、近距離での接触があった

＜緊急事態宣言対象地域等で保健所の業務がひっ迫している地域の場合＞

児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合のフロー

【学校から設置者への連絡、感染者の出席停止等】

学校は、児童生徒等又は教職員が感染した旨の連絡を受けたら、

- ・設置者に連絡し、感染者の学校内での活動状況を伝える。
- ・感染者が児童生徒等の場合、学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止措置。
- ・感染者が教職員の場合、出勤させない扱いとする。



【保健所業務の補助】

事前に保健所に相談した基準又は文部科学省のガイドライン等に基づき、学校の設置者又は学校が必要な情報を収集し、濃厚接触者等の候補者のリストを作成。

設置者は上記リストを保健所へ提供。

上記リストを踏まえ、設置者と保健所が相談し、外部委託による検査を含め、保健所は濃厚接触者等を決定し検査を実施。



【設置者が臨時休業の要否を判断】

設置者は、濃厚接触者等のリスト提出後、検査の実施や校舎内の消毒等に要する期間や学校内の感染状況に基づき、学校医等と相談し、学校の全部又は一部の臨時休業の要否、対象、期間を検討。

右以外の場合

学校内で感染が広がっている可能性が高い場合等

学校教育活動を継続

- ※状況に応じて、感染リスクの高い活動の見直し等（濃厚接触者がいる場合）
- ※濃厚接触者が児童生徒の場合、出席停止措置
- ※濃厚接触者が教職員の場合、出勤させない取扱い

学校保健安全法第 20 条に基づき、学校の全部又は一部の臨時休業

5. やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対するICTの活用等による学習指導について

非常時に臨時休業又は出席停止等により児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合であっても、児童生徒の学習の機会を確保することができるよう、平常時から非常時を想定した備えをしておくことが重要です。

その上で、非常時において、臨時休業や出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒等に対しては、学習に著しい遅れが生じることのないようにするとともに、規則正しい生活習慣を維持し、学校と児童生徒等との関係を継続することが重要です。

このため、感染の状況に応じて、地域や学校、児童生徒の実情等を踏まえながら、学校において必要な措置を講じます。特に、一定の期間児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合などには、例えば同時双方向型のウェブ会議システムを活用するなどして、指導計画等を踏まえた教師による学習指導と学習把握を行うことが重要です。

学習指導を行う際には、感染の状況に応じて、地域や学校、児童生徒の実情等を踏まえながら、主たる教材である教科書に基づいて指導するとともに、教科書と併用できる教材等（例えばデジタル又はアナログの教材、オンデマンド動画、テレビ放送等）を組み合わせたり、ICT環境を活用したりして指導することが重要です。その際、学習者用デジタル教科書やデジタル教材等を用いたり、それらを組み合わせたりして指導することも考えられます。また、登校日の設定や家庭訪問の実施、電話や電子メールの活用等を通じて学習の状況や成果をきめ細かく把握するようにしてください。さらに、課題を配信する際には、児童生徒の発達の段階や学習の状況を踏まえ、適切な内容や量となるよう留意してください。

家庭の事情等により特に配慮を要する児童生徒に対しては、ICT環境の整備のため特段の配慮措置を講じたり、地域における学習支援の取組の利用を促したり、特別に登校させたりするなどの対応をとることが必要です。

以上のほか、詳細については、「感染症や災害等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する学習指導について（通知）」（令和3年2月19日付け文部科学省初等中等教育局長通知）⁴⁴及び「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」（令和3年2月19日）

⁴⁴ https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/mext_01194.html

⁴⁵、「やむを得ず学校に登校できない児童生徒等への ICT を活用した学習指導等について(事務連絡)」(令和3年8月27日) ⁴⁶を参照してください。

※学校その他の教育機関において教育を担当する者及び授業を受ける者が授業の過程において必要な範囲で行う著作物等のインターネット送信等については、学校等の設置者が文化庁の指定管理団体（SARTRAS）に補償金の支払いをすることで、原則として権利者の許諾なくして利用することができます（授業目的公衆送信補償金制度）。

⁴⁵ 「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドラインの改訂について（通知）」（令和3年2月19日付け文部科学事務次官通知）別添1を参照。

https://www.mext.go.jp/content/20210219-mxt_kouhou01-000004520-03.pdf

⁴⁶ https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/mext_99901.html

第5章 幼稚園において特に留意すべき事項について

幼稚園においては、前章までに述べた感染症対策を参照するとともに、幼児特有の事情を考慮し、以下の事項に留意します。

1. 幼児期は身体諸機能が発達していくとともに、依存から自立へと向かう時期であることから、

- ・ 幼児が自ら正しいマスクの着用、適切な手洗いの実施、物品の衛生的な取扱い等の基本的な衛生対策を十分に行うことは難しいため、大人が援助や配慮をするとともに、幼児自身が自分でできるようになっていくために十分な時間を確保すること。なお、幼児については、マスク着用によって息苦しくないかどうかについて、教職員及び保護者は十分に注意すること。なお、本人の調子が悪い場合や、持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理して着用させる必要はないこと。⁴⁷
- ・ 幼児期は教えられて身に付く時期ではないことから、幼児が感染症予防の必要性を理解できるよう説明を工夫すること。

等の配慮等が考えられます。

2. 幼稚園は遊びを通しての総合的な指導を行っており、他の幼児との接触や遊具等の共有等が生じやすいことから、

- ・ 幼稚園教育では、幼児の興味や関心に応じた遊びを重視しているが、感染リスクを踏まえ、幼児が遊びたくなる拠点の分散、幼児同士が向かい合わないような遊具等の配置の工夫や教師の援助を行うこと。
- ・ 時間割がなく、幼児が主体的に様々な場所で活動している実態を踏まえ、適時、手洗いや手指の消毒ができるよう配慮すること。
- ・ 幼児が遊びを楽しみつつも、接触等を減らすことができるよう、遊び方を工夫すること。
- ・ 幼児が歌を歌う際にはできる限り一人一人の間隔を空け、人がいる方向に口が向かないようにすること。

等の指導上の工夫・配慮等が考えられます。

⁴⁷ 厚生労働省HP「新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）」「問 就学前の子どものマスクの着用について、どのようにしたらいいですか。」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q6-13

3. 登降園の送り迎えは、保護者同士が密接とならないように配慮するとともに、教職員と保護者間の連絡事項は掲示板を活用するなどして会話を減らす工夫をします。
4. 幼稚園の臨時休業を行う場合、幼稚園は一人で家にいることができない年齢の幼児が利用していることを踏まえて対応する必要があります。感染拡大防止のための対策を講じた上で、出席停止等の対象となっていない幼児に対し、預かり保育の提供を縮小して実施するなど、必要な者に保育が提供されないということがないよう、居場所の確保に向けた取組みを検討します。

第6章 寮や寄宿舎における感染症対策

寮や寄宿舎は児童生徒が集団生活を行う場であり、共用施設なども多く、大人数が日常生活を送る場であることから、密になる環境が形成されやすいと考えられます。学校の設置者及び寮、寄宿舎の運営に関わる関係者は、寮内での感染拡大は起こりうるものと想定し、共同生活を通じた教育的意義にも配慮しつつ、平時から健康管理や感染症対策、感染者発生時の対応について学校医や関係機関と検討し、十分な注意を持って用意をしておく必要があります。

1. 居室における感染症対策

- ・ 居室は定期的に窓を開けて換気を行う。
- ・ 居室を2人以上の共用としている場合、居室内でも常時マスク着用を求めることは現実的ではないため、咳エチケットの徹底と近距離での大声での会話を避ける。
- ・ 自室以外の居室を訪れる際はマスクを着用する。

2. 共用スペースにおける感染対策

(基本的な考え方)

- ・ 飛沫感染を避けるため、共用スペースを利用する際はマスクを着用する。
- ・ 換気をこまめに行う。窓や換気装置のない場所では扇風機やサーキュレーターなどで空気の流れを作る。
- ・ 施設設備（食堂や浴室等）の広さに応じて、同時に使用する人数や時間を制限するなど、密を避けるようにする。
- ・ 地域での流行状況や施設内での有症状者の発生状況などに応じて、共用スペースの利用そのものの使用制限も検討する。

1) 食堂

- ・ 食堂の使用前後に手洗いを行う。
- ・ 食卓は座席の間隔をあける。その場合、座席の間隔は、机や床に印をつけるなどして視覚的にわかるようにすることが望ましい。
- ・ 向かい合って着席しないように座席を配置する。
- ・ 大声での会話を控えるように指導する。
- ・ ビュッフェ形式は避けることが望ましいが、やむを得ない場合は、以下の点に留意する。
 - ①料理を取る前にアルコールで手指衛生を必ず行うこと
 - ②マスクを着用すること

③料理のそばでは会話を控えること

- ・ 食事時間終了後は、机、配膳台、下膳台、電子レンジや冷蔵庫の取っ手、食堂のドアノブなど複数人が触った場所を消毒する。

2) 浴室

- ・ 脱衣所、浴室内で、大声で話さないように注意する。
- ・ 浴槽の使用にリスクはないため、使用自体を制限する必要はない。
- ・ 浴室・浴槽は通常どおりに清掃を行い、脱衣所の複数人が触った場所は消毒する。

3) トイレ

- ・ 使用後は必ず流水・石けんでの手洗いを行い、手を拭くタオルは共用としない。個人のタオルや、ペーパータオルを使用する。
- ・ 定期的にドアノブや便器の接触面、トイレレバー、蛇口ハンドルなど複数人が触った場所を消毒する。

4) その他

- ・ その他の共用設備(給水機、自動販売機など)や下駄箱、ドアノブなど複数の人が頻繁に触る部分は定期的な(1日数回)消毒を行うようにする。この場合、生徒等が自ら作業できるよう消毒液や拭き取りペーパーを備え付けるなどの工夫が考えられる。
- ・ 清掃を生徒等が行う場合は、掃除箇所ごとに密な環境にならないようにする。

3. その他の平時の対策

- ・ 管理者および居住者は1日1回以上体温測定と体調チェックを行い、その結果を記録・保管する。
- ・ 発熱や体調不良があるものは居室内(可能なら個室)に隔離する。ただし、新型コロナウイルス感染症が疑われる場合⁴⁸、「4. 新型コロナウイルス感染症疑い例が発生した時の対応」に示す対応を行う。

⁴⁸ 発熱や体調不良があり、さらに当該生徒等に新型コロナウイルス感染症の感染機会があったと想定されるもの(「疑い例」という。)であり、例えば、以下のような場合が考えられます。流行地がどこか、また居住地での発生状況について判断が困難な場合は、学校医や保健所に相談してください。

- ・ 直近2週間以内に新型コロナウイルス感染症の流行地での行動歴や、新型コロナウイルス感染症と確定された者または疑われた者との接触歴がある
- ・ 居住地(寮の所在地を含む)において新型コロナウイルス感染症の市中感染により、多くの患者が報告されている状況にある

- ・ 発熱等の風邪症状がみられた場合には、仮にすぐに症状がおさまったとしても、主要症状（発熱や咳など）が消退した後2日を経過するまで、個室等に確保し、部活動や寮生活等の集団活動には参加しないこととする。また、体調不良者が同時に複数名以上（例えば3名以上）発生した場合には、学校医又は医療機関に相談する。
- ・ 手指衛生は石けんと流水での手洗いを基本とし、手洗いが困難な場合は、アルコール70%以上(入手困難な場合は60%以上)を使用する。
- ・ 物品の消毒は、消毒用エタノール、家庭用洗剤（新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの）、0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液、一定の条件を満たした、次亜塩素酸水や亜塩素酸水を使用する。それぞれ、経済産業省や厚生労働省等が公表している資料等や製品の取扱説明書等をもとに、新型コロナウイルスに対する有効性や使用方法を確認して使用すること。また、学校薬剤師等と連携することも重要である。
- ・ リネン類や衣類の洗濯は通常の洗剤を用いて行う。

4. 新型コロナウイルス感染症疑い例⁴⁸が発生した時の対応

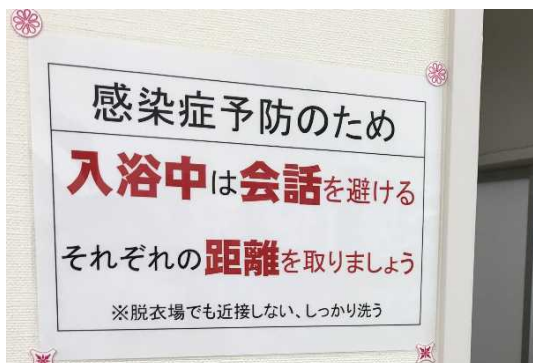
疑い例が寮、寄宿舍内で発生した場合、「3. その他の平時の対策」に加え、以下の対応を行う。

- ・ 濃厚接触者を減らす目的で、個室に隔離を行う。
- ・ 個室が確保できない場合は、本人及び同室者に常時マスクを着用させ、部屋の換気に努める。1m以上の距離をとるようにし、会話や接触をできる限り避けるように指導する。
- ・ 疑い例はできる限り共用スペースを使用しないようにし、使用する場合はほかの居住者と使用時間をさけ、疑い例の使用前後に当該物品の消毒を行う。

(参考) 寮における感染症対策例



食堂のテーブル（パーティション設置）



入浴時の注意喚起



食事の注意喚起



脱衣所（奥にサーキュレーター）

＜本マニュアルに関する連絡先＞

文部科学省:03-5253-4111(代表)

○下記以外の保健指導・衛生管理に関すること

初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918、2976)

○身体的距離の確保にかかる人的体制の確保に関すること

・公立学校について 初等中等教育局 財務課(内3704)

・私立学校について 高等教育局私学部 私学行政課(内2533)

・国立学校について 総合教育政策局 教育人材政策課(内3498)

○障害のある児童生徒等に関すること

初等中等教育局 特別支援教育課(内3193)

○教職員の勤務に関すること

・公立学校について 初等中等教育局 初等中等教育企画課(内2588)

・私立学校について 高等教育局 私学部 私学行政課(内2533)

・国立学校について 総合教育政策局 教育人材政策課(内3498)

○各教科の指導に関すること

・下記以外 初等中等教育局 教育課程課(内2565)

・体育・保健体育 スポーツ庁 政策課(内2674)

・音楽・図画工作等 文化庁 参事官(芸術文化担当)(内3163)

○部活動に関すること

スポーツ庁 政策課(内3777)

文化庁 参事官(芸術文化担当)(内2832)

○修学旅行等に関すること

・修学旅行について 初等中等教育局 児童生徒課(内2389)

・遠足・集団宿泊的行事、旅行・集団宿泊的行事について

初等中等教育局 教育課程課(内2903)

○学校給食に関すること

初等中等教育局 健康教育・食育課(内2694)

○学校図書館に関すること

総合教育政策局 地域学習推進課(内3717)

○幼稚園における指導に関すること

初等中等教育局 幼児教育課(内2376)

本マニュアルは、「学校における新型コロナウイルス感染症対策に関する懇談会」委員の協力を得て作成したものである。

(職名は令和3年11月現在)

(五十音順)

市川 裕二	東京都立あきる野学園校長、全国特別支援学校長会会長
大字 弘一郎	東京都世田谷区下北沢小学校長、全国連合小学校長会会長
岡部 信彦	川崎市健康安全研究所長 (新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード メンバー) (新型コロナウイルス感染症対策分科会構成員)
清水 敬介	公益社団法人日本PTA 全国協議会会長
杉本 悦郎	東京都立小金井北高等学校校長、全国高等学校長協会会長
藤田 裕司	東京都教育委員会教育長、全国都道府県教育委員会連合会会長
宮澤 一則	板橋区立中台中学校校長、全日本中学校長会会長
吉田 晋	学校法人富士見丘学園理事長、富士見丘中学高等学校長、 日本私立中学高等学校連合会会長
吉田 正樹	東京慈恵会医科大学感染症制御科教授 (新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード メンバー)
渡辺 弘司	日本医師会常任理事、公益財団法人日本学校保健会副会長
和田 耕治	国際医療福祉大学医学部公衆衛生学教授

また、次の方に本マニュアルの作成に際し、多大な御助言をいただいた。

菖蒲川 由郷	新潟大学大学院医歯学総合研究科 十日町いきいきエイジング講座・特任教授
--------	--

関係法令抜粋

○ 学校保健安全法（抄）（昭和三十三年法律第五十六号）

（保健所との連絡）

第十八条 学校の設置者は、この法律の規定による健康診断を行おうとする場合その他政令で定める場合においては、保健所と連絡するものとする。

（出席停止）

第十九条 校長は、感染症にかかつており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

（臨時休業）

第二十条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

○ 学校保健安全法施行令（抄）（昭和三十三年政令第百七十四号）

（保健所と連絡すべき場合）

第五条 法第十八条の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 法第十九条の規定による出席停止が行われた場合
- 二 法第二十条の規定による学校の休業を行つた場合

（出席停止の指示）

第六条 校長は、法第十九条の規定により出席を停止させようとするときは、その理由及び期間を明らかにして、幼児、児童又は生徒（高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の生徒を除く。）にあつてはその保護者に、高等学校の生徒又は学生にあつては当該生徒又は学生にこれを指示しなければならない。

2 出席停止の期間は、感染症の種類等に応じて、文部科学省令で定める基準による。

（出席停止の報告）

第七条 校長は、前条第一項の規定による指示をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を学校の設置者に報告しなければならない。

○ 学校保健安全法施行規則（抄）（昭和三十三年文部省令第十八号）

（感染症の種類）

第十八条 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

一～三 （略）

- 2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。

（出席停止の期間の基準）

第十九条 令第六条第二項の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。

一 第一種の感染症にかかった者については、治癒するまで。

二～三 （略）

四 第一種若しくは第二種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

五 第一種又は第二種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

六 第一種又は第二種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

（出席停止の報告事項）

第二十条 令第七条の規定による報告は、次の事項を記載した書面をもつてするものとする。

一 学校の名称

二 出席を停止させた理由及び期間

三 出席停止を指示した年月日

四 出席を停止させた児童生徒等の学年別人員数

五 その他参考となる事項

（感染症の予防に関する細目）

第二十一条 校長は、学校内において、感染症にかかつており、又はかかっている疑いがある児童生徒等を発見した場合において、必要と認めるときは、学校医に診断させ、法第十九条の規定による出席停止の指示をするほか、消毒その他適当な処置をするものとする。

- 2 校長は、学校内に、感染症のウイルスに汚染し、又は汚染した疑いがある物件があるときは、消毒その他適当な処置をするものとする。

- 3 学校においては、その附近において、第一種又は第二種の感染症が発生したときは、その状況により適当な清潔方法を行うものとする。

○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（抄）（平成二十四年法律第三十一号）

（知識の普及等）

第十三条 国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する知識を普及するとともに、新型インフルエンザ等対策の重要性について国民の理解と関心を深めるため、国民に対する啓発に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等対策を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等に起因する差別的取扱い等（次に掲げる行為をいい、以下この項において「差別的取扱い等」という。）及び他人に対して差別的取扱い等を行うことを要求し、依頼し、又は唆す行為が行われるおそれが高いことを考慮して、新型インフルエンザ等の患者及び医療従事者並びにこれらの者の家族その他のこれらの者と同じの集団に属する者（以下この項において「新型インフルエンザ等患者等」という。）の人権が尊重され、及び何人も差別的取扱い等を受けることのないようにするため、新型インフルエンザ等患者等に対する差別的取扱い等の実態の把握、新型インフルエンザ等患者等に対する相談支援並びに新型インフルエンザ等に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに広報その他の啓発活動を行うものとする。

- 一 新型インフルエンザ等患者等であること又は新型インフルエンザ等患者等であったことを理由とする不当な差別的取扱い
- 二 新型インフルエンザ等患者等の名誉又は信用を毀損する行為
- 三 前二号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等患者等の権利利益を侵害する行為

（都道府県対策本部長の権限）

第二十四条

1～6 （略）

7 都道府県対策本部長は、当該都道府県警察及び当該都道府県の教育委員会に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

8 （略）

9 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

（新型インフルエンザ等緊急事態宣言等）

第三十二条 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等（国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。以下この章において同じ。）が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延によ

り国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態（以下「新型インフルエンザ等緊急事態」という。）が発生したと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（第五項及び第三十四条第一項において「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」という。）をし、並びにその旨及び当該事項を国会に報告するものとする。

- 一 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間
- 二 新型インフルエンザ等緊急事態措置（第四十六条の規定による措置を除く。）を実施すべき区域
- 三 新型インフルエンザ等緊急事態の概要（市町村対策本部長の権限）

2～6 （略）

（新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の公示等）

第三十一条の四 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等（国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。以下この章及び次章において同じ。）が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるときは、当該事態が発生した旨及び次に掲げる事項を公示するものとする。

- 一 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施すべき期間
- 二 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施すべき区域
- 三 当該事態の概要

2～6 （略）

（市町村対策本部長の権限）

第三十六条

1～5 （略）

6 市町村対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

7 （略）

（感染を防止するための協力要請等）

第四十五条

1 （略）

2 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済

の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設（通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。）、興行場（興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号）第一条第一項に規定する興行場をいう。）その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（次項において「施設管理者等」という。）に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。

- 3 施設管理者等が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを指示することができる。

- 4 （略）

本事務連絡は、学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について周知するものです。

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 2 1 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 担 当 課 御中
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

スポーツ庁政策課学校体育室

学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について

学校における基本的な感染症対策として、学校教育活動の際はマスクを着用し、特に近距離での会話や発声等が必要な場面では、飛沫を飛ばさないようにマスクの着用を徹底することが適切です。

一方で、運動を行う際にマスクを着用する場合、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクが指摘されております。

このような運動時のマスク着用による身体へのリスクを考慮して、学校の体育の授業におけるマスクの着用は必要ありませんが、体育の授業における感染リスクを避けるためには、地域の感染状況を踏まえ、児童生徒の間隔を十分に確保するなど、下記の事項を十分に踏まえた対策を講じることが必要です。

なお、体育は実技を伴う教科であるため、特に児童生徒の健康と安全を第一に考えて、学習の内容や形態、授業の実施場所や時期等を総合的に考慮しながら、様々な感染リスクへの対策を講じることが必要となりますので、引き続き御配慮をお願いします。

このことについて、都道府県・指定都市教育委員会の学校体育主管課におかれては、域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対して、都道府県の私立学校主管課におかれては、所轄の学校に対して、国公立大学法人の附属学校担当課におかれては、関係する附属学校に対して、構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄する学校設置会社が設置する学校に対して、周知くださるようお願いします。

記

1. 体育の授業前にマスクを外してから授業後にマスクを着用するまでの間、児童生徒間の距離を2 m以上確保するとともに、ランニングなどで同じ方向に動く場合は更に長い距離を確保すること。また、児童生徒が教え合う場面では互いの距離を2 m以上確保するとともに、児童生徒に不必要な会話や発声を行わないよう指導すること。併せて、体育の授業の前後に手洗いをするよう指導すること。
2. 体育の授業において、軽度な運動を行う場合や児童生徒がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではないこと。ただし、運動時にはN95マスクなどの医療用や産業用マスクではなく、家庭用マスクを着用するよう指導すること。また、マスクの着用時には、例えば、呼気が激しくなるような運動を行うことを控えたり、児童生徒の呼吸が苦しい様子が見られる場合は、必要に応じてマスクを外し、他の児童生徒との距離を2 m以上確保して休憩するよう指導すること。
3. 当面の間、地域の感染状況を踏まえ、体育の授業は、熱中症事故の防止に留意しつつ可能な限り屋外で実施すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、呼気が激しくなるような運動を行うことは避けること。また、体育館等のドアを広く開け、こまめな換気や消毒液の使用（消毒液の設置、児童生徒が手を触れる箇所の消毒）など、感染拡大防止のための防護措置等を実施すること。
4. 毎朝の検温や健康観察により学習前の児童生徒の健康状態を把握し、体調が優れない児童生徒の体育の授業への参加は見合わせること。
また、授業を見学する児童生徒については、マスクを着用させるとともに、児童生徒間の距離を1～2 m以上確保するよう指導すること。ただし、気温が高い日などに屋外で授業を見学する場合は、マスクを着用した児童生徒が熱中症にならないよう、日陰で見学させたり、必要に応じてマスクを外し、他の児童生徒との距離を2 m以上確保するよう指導すること。
5. 教師は、原則として体育の授業中もマスクを着用すること。ただし、自らの身体へのリスクがあると判断する場合や、児童生徒への指導のために自らが運動を行う場合などは、マスクを外すことは問題ないこと。なお、マスクを外す際は、不必要な会話や発声を行わず、児童生徒との距離を2 m以上（ランニングなどで同じ方向に動く場合は更に長い距離）を確保すること。
6. 児童生徒が密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については、地域の感染状況等を踏まえ、安全な実施が困難である場合、当面実施せず、年間指導計画の中で指導の順序を入れ替えるなどの工夫を行うこと。

本事務連絡は、学校の水泳授業（幼稚園におけるプール活動を含む。）における感染症対策の徹底をお願いするものです。

事 務 連 絡
令和3年4月9日

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課
各都道府県・指定都市教育委員会幼稚園主管課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 担 当 課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

ス ポ ー ツ 庁 政 策 課 学 校 体 育 室
文部科学省初等中等教育局幼児教育課

学校の水泳授業における感染症対策について

体育は実技を伴う教科であるため、特に児童生徒の健康と安全を第一に考えて、学習の内容や形態、授業の実施場所や時期等を総合的に考慮しながら、感染リスクへの対策が必要となります。

特に、水泳の授業においては、複数学級による合同授業の実施に伴い多くの児童生徒が同時にプールや更衣室を使用したり、複数の児童生徒が組になる形態で安全の確認をしながら学習を行ったりするなど、児童生徒の密集・密接の場面が想定されるため、様々な感染リスクへの対策を講じる必要があります。

このため、児童生徒の健康と安全を第一に考えて、地域の感染状況を踏まえ、密集・密接の場면을避けるなど、下記の事項を十分に踏まえた対策を講じた上で、水泳授業の実施について検討してください。このことについては、幼稚園におけるプール活動についても同様です。

また、実施に当たっては、スポーツ庁が作成した「コロナ禍における体育、保健体育の教師用指導資料」(https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/jsa_00001.htm) も参考にしてください。

このことについて、都道府県・指定都市教育委員会の学校体育主管課及び幼稚園主管課におかれては、それぞれ域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対して、都道府県の私立学校主管課におかれては、所轄の学校に対して、国公立大学法人の附属学校担当課にお

かれては、関係する附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄する学校設置会社が設置する学校に対して、周知くださるようお願いいたします。

記

1. 学校プールについては、学校環境衛生基準（平成21年文部科学省告示第60号）に基づき適切に管理すること。特にプール水の遊離残留塩素濃度については、プールのどの部分でも基準の濃度となるように管理すること。また、ドアノブやシャワーや洗眼器の水栓など児童生徒が手を触れる箇所は、適宜消毒を行うこと。
屋内プールについては、換気設備を適切に運転するなど換気を行うこと。また、学校以外のプールを活用して授業を行う場合には、そのプールの管理者に対して学校環境衛生基準及び本事務連絡に基づく適切な管理を徹底すること。
2. 毎朝の検温や健康観察により学習前の児童生徒の健康状態を把握し、体調が優れない児童生徒の水泳授業への参加は見合わせること。
授業を見学する児童生徒については、気温が高い日などは、熱中症にならないよう、日陰で見学させたり、必要に応じてマスクを外し、他の児童生徒との距離を2m以上確保したりするよう指導すること。
3. 授業中、児童生徒に不必要な会話や発声を行わないよう指導するとともに、プール内で密集しないよう、プールに一斉に大人数の児童生徒が入らないようにすること。プール内だけでなくプールサイドでも児童生徒の間隔は2m以上を保つことができるようにすること。
4. 授業中、手をつないだり、体を支えたりするなど、児童生徒が密接する活動は避けること。例えば、バディシステムについても、児童生徒によるプールサイドでの人数確認は、事故防止の上で重要であるが、複数の児童生徒が組になる形態であるので、感染リスクに十分注意して運用すること。
5. 更衣室については、児童生徒の身体的距離を確保することが困難である場合は、一斉に利用させず少人数の利用にとどめること。更衣室利用中は、不必要な会話や発声しないよう児童生徒に指導すること。水泳の授業中はマスクを外すことになるので、マスクの適切な取扱いについて指導するとともに、更衣室利用の前後に手洗いを徹底すること。また、更衣室のドアノブやスイッチ、ロッカーなど児童生徒が手を触れる箇所は、適宜消毒を行うこと。
6. 水泳の授業で児童生徒が使用するタオルやゴーグルなどの私物の取り違えや貸し借りをしないよう指導すること。

7. 水泳授業を実施する際には、以上の感染症対策について学校内で共有するとともに、児童生徒や保護者の理解を図ること。

8. 幼稚園においてプール（ビニールプールを含む）を活用した活動を行う場合も、上記1.～7.を十分に踏まえた対策を講じること。なお、幼児期の特性から、必ずしも幼児が1.～7.に基づく対応を直ちに実施できない場合もあると考えられるが、幼児が感染症予防の必要性を理解できるように説明を工夫するとともに、幼児自身が自分でできるようになっていくために十分な時間を確保すること。

【本件担当】

〔水泳授業の全般に関すること〕

スポーツ庁政策課学校体育室

電話 03-5253-4111（内線 2674）

〔幼稚園におけるプール活動に関すること〕

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

電話 03-5253-4111（内線 2376）

【重要】

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、令和3年度における学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断の実施等について取扱いを示しますので、関係各位におかれては御一読をお願いします。

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課・労働安全衛生主管課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
各国公立大学法人担当課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断の実施等に係る対応について

今般の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく児童生徒等の健康診断の実施については、以下のとおり取り扱うこととします。

なお、これに伴い、「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた学校保健安全法に基づく児童生徒等及び職員の健康診断の実施等に係る対応について」（令和2年3月19日文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）における「2. 職員の定期の健康診断の実施について」は廃止しますので、職員の健康診断については、毎学年定期に実施するようお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体、文部科学大臣所轄学校法人、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体

の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局におかれては所管の学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に周知されるようお願いいたします。

記

1. 児童生徒等の定期の健康診断（学校保健安全法第13条第1項）の実施について

児童生徒等の定期の健康診断（以下、「健康診断」という。）は、毎学年、6月30日までに実施することとされている（学校保健安全法施行規則第5条）。

（1）令和2年度の健康診断について

新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって当該期日までに実施することができない場合は、当該年度末日までの間に、可能な限りすみやかに実施することとしているが、まだ実施していない学校については、早急に実施すること。

（2）令和3年度の健康診断について

健康診断は、学校教育活動を行う上で、児童生徒等の健康状態を把握し、必要な措置を講じるという重要な役割を果たしていることから、早期に実施することが求められている。一方で、令和3年度においては、学校医等も新型コロナウイルスワクチン接種の対応等を行うことが求められる場合など、地域によっては健康診断の実施体制が整わない等の状況も想定される。これらを踏まえ、健康診断については、新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって当該期日までに健康診断を実施することができない場合は、当該年度末日までの間に、可能な限りすみやかに実施すること。

2. その他の留意事項

健康診断について実施を延期する場合は、特に、日常的な健康観察や保護者との情報の共有等による児童生徒等の健康状態の把握に一層努め、健康上の問題があると認められる場合は、健康相談や保健指導等を実施し、適切に支援すること。

＜本件連絡先＞

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

【児童生徒等の健康診断に関すること】

保健指導係

T E L : 03-5253-4111（内線 2918）

【職員の健康診断に関すること】

企画調整係

T E L : 03-5253-4111（内線 4950）

【新規】登校できない間の食に関する指導や食事支援の工夫についてまとめましたので、ご一読ください。

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 1 3 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校給食・食育主管課
文 部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人 担 当 課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課 御中
附属学校を置く各国公立大学法人事務局
構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の認定
を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

臨時休業等に伴い学校に登校できない
児童生徒の食に関する指導等について

各設置者及び学校等におかれては、新型コロナウイルス感染症対策のため、令和 2 年 3 月 24 日付け元文科初第 1780 号文部科学事務次官通知「令和 2 年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）」において示した「Ⅰ．新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」（以下「学校再開ガイドライン」という。）及び「Ⅱ．新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」（令和 2 年 4 月 17 日改訂。以下「臨時休業ガイドライン」という。）並びに令和 2 年 5 月 1 日付 2 文科初第 222 号初等中等教育局長通知「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について（通知）」等を踏まえて、学校の再開又は臨時休業等の措置を講じていただいているところと存じます。

地域の感染状況によっては臨時休業が一定期間続く可能性があること、学校再開後においても、一部の児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合もあることを踏まえて、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒に係る食に関する指導等について、以下のとおりまとめましたのでお知らせします。

については、各都道府県教育委員会学校給食主管課におかれては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の小学校、中学校、中等教育学校、夜間課程を置く高等学校、特別支援学校及び学校法人に対して、各指定都市教育委員会及び各国公立大学法人におかれては、その管下の

学校に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体におかれては、所轄の学校設置会社を通じて設置する小学校に対し周知くださるようお願いいたします。

記

1. 栄養教諭を核とした食に関する指導について

食に関する指導においては、児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることにより、生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性を育んでいくための基礎が培われるよう、栄養のバランスや規則正しい食生活などの指導が重要とされています。

については、例えば下記のような方法により、また適宜 ICT を活用するなどの工夫により、児童生徒に対する指導を行うことが考えられます。

- 適切な栄養摂取に関する知識や、児童生徒だけでも整えられる食事の作り方などに係る情報提供を行い、食事への興味・関心を深めるとともに、主体的な実践を促す。
- 養護教諭等と連携して、健康記録や食事記録をとるよう促し、併せて必要な指導を行うことなどにより、望ましい生活習慣を形成し、食に関する自己管理能力が身に付くようにする。
- 食事の準備や調理、後片付けを行う際の安全や衛生についても必要な情報提供を行い、児童生徒が自ら考え、徹底できるようにする。
- 家庭での食事が中心となることから、児童生徒に対する指導の充実と合わせて、家庭への働きかけや啓発活動等を行い、望ましい食習慣の形成が図られるようにする。
- 食物アレルギーを有する児童生徒や肥満・やせ傾向にある児童生徒など個別的な相談指導が必要な児童生徒に対しても、健康状態の確認や家庭の食事に関する助言などの必要な指導を行い、児童生徒の健康状態が改善するようにする。

2. 食事支援について

学校給食は、学校教育活動の一環として行われ、食に関する指導を効果的に進めるための「生きた教材」として大きな教育的意義を持っています。他方で、栄養バランスの取れた食事を提供することによって、児童生徒の健康の保持増進を直接支える意義も持ち続けています。

臨時休業期間等において、この機会に家庭等において児童生徒とともに食を考え実践することも重要と考えられる一方で、必ずしもそのような状況に家庭や児童生徒が置かれていない場合もあることから、関係部局等と連携を図り、例えば下記のような工夫により、児童生徒に対する食事の支援を行うことが考えられます。いずれの場合においても、衛生管理には十分留意するとともに、栄養をはじめ食に関する

る指導と合わせて行うことで、その実施効果を高めることが重要です。

- ・ 登校日や子供の居場所確保等の取組に当たり、学校給食の調理場や調理員を活用して学校給食に近い食事を提供したり、簡易な食事を提供したりする。
- ・ 献立作成などに栄養教諭等が関わりながら、民間企業や子ども食堂の運営者等との連携・協力により、栄養バランスを考慮した食事を提供する。

なお、本対応に係り、学校の臨時休業期間等において、国庫補助を受けて整備された学校給食施設を一時的に学校給食以外の用途に活用する場合は、財産処分には該当せず、手続は不要です。また、学校給食従事者として任用する職員の職務については、当該職員の職務として規定される内容を確認するとともに、必要に応じて、本人の同意を得て業務内容を変更するなど、適切に対応することが考えられます。

<参考資料>

1. 各地域における取組事例
2. 子ども食堂の運営における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた対応について（その2）（令和2年5月8日付厚生労働省事務連絡）

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
食育推進係、学校給食係

TEL：03-5253-4111（内線 2095、2694、3380）

熱中症事故の防止について、留意点をまとめましたので通知します。

3 教 参 学 第 2 号

令和3年4月30日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国公立大学法人担当課長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課長
各国公私立高等専門学校担当課長
各都道府県教育委員会専修学校主管課長
専修学校を置く各国立大学法人担当課長
厚生労働省医政局医療経営支援課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課長

殿

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課長

石 塚 哲 朗

(公印省略)

文部科学省初等中等教育局

教育課程課長

滝 波 泰

(公印省略)

熱中症事故の防止について（依頼）

熱中症事故の防止については、例年、各学校において御対応いただいておりますが、別添1のとおり、令和2年度には学校の管理下において3千件を超える熱中症事故が発生しています。

学校管理下における熱中症事故は前年よりも減少しているところですが、国内では近年熱中症が増加していること、今後の気候変動等の影響を考慮すると状況はますます悪化していくことが懸念されることから、政府においては令和3年3月25日に「熱中症対策行動計画」を作成したところです。

また、昨年度、環境省と気象庁が関東地方において先行実施した「熱中症警戒アラート（試行）」を踏まえ、本年4月28日から「熱中症警戒アラート」（別添2参照）が全国で運用開始されました。これは、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される際に発表されるものです。この情報も活用しながら、熱中症事故の防止について、下記の点に留意し、適切に御対応いただくようお願いいたします。

なお、環境省と文部科学省では、「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」を共同で作成中であり、5月下旬頃に公表予定ですので、後日お知らせします。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対し、各国公立大学担当課におかれては、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対し、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、周知されるようお願いいたします。

記

1. 適切な水分補給や処置を行うことができる環境の整備等について

熱中症は、活動前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境を整え、活動中や終了後にも適宜補給を行うこと等の適切な措置を講ずれば十分防ぐことが可能です。また、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等適切な処置を行うことが必要です。

学校の管理下における熱中症事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるものですが、運動部活動以外の部活動や、屋内での授業中、登下校中においても発生しており、また、暑くなり始めや急に暑くなる日等の体がまだ暑さに慣れていない時期、それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度等その他の条件により発生していることを踏まえ、教育課程内外を問わずこの時期から熱中症事故の防止のための適切な措置を講ずるようお願いします。

また、学校施設の空調整備については順次進められているところですが、普通教室、特別教室、体育館など場所により空調の整備状況に差があることも考えられます。活動する場所による空調設備の有無に合わせて活動内容を設定するなど、適切に熱中症防止を図っていただくようお願いします。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学校教育活動においては、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じうることから、飛沫を飛ばさないよう、児童生徒等及び教職員は、基本的には常時マスクを着用することが望ましいと考えられます。ただし、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外すよう御対応ください。その際は、換気や児童生徒等の間に十分な距離を保つなどの配慮をお願いいたします。

いします。

なお、体育の授業及び運動部活動におけるマスクの着用は必要ありませんが、感染リスクを避けるためには、児童生徒の間隔を十分に確保するなどの取扱いをしてください。具体的な取扱いは、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～（2021.4.28Ver.6）』で示している内容を御参照願います。

2. 「熱中症予防強化キャンペーン」について

政府においては、令和2年度まで実施していた「熱中症予防月間（原則毎年7月）に代わり、毎年4月1日～9月30日を実施期間として、時期に応じた適切な呼びかけを行い、住民の熱中症予防行動を促す取組として「熱中症予防強化キャンペーン」を新たに開始しています。国民や関係機関への周知等を強化し、熱中症予防の取組を推進しているほか、各省庁も連携して熱中症の予防を推進しています。また、環境省では、令和3年度は4月28日から熱中症予防情報サイトにおいて暑さ指数（WBGT）を情報提供しています。

各教育委員会等におかれては、「学校安全資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（平成31年3月改訂文部科学省）、「『体育活動における熱中症予防』調査研究報告書」（平成26年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター）、「熱中症環境保健マニュアル2018」（平成30年3月改訂環境省）及び上記の暑さ指数を参考として、関係者に対して熱中症事故の防止に必要な事項の理解を徹底されるとともに、「熱中症予防強化キャンペーン」についても、その趣旨を踏まえて熱中症予防に取り組むようお願いします。

3. 夏季における休業日等の取り扱いについて

夏季における休業日等については、別添3の関連規定を踏まえ、次の（1）から（3）までを参考として、適切に御対応いただくようお願いします。

- （1）夏季における休業日等の検討に当たっては、2. に記載の資料及び本通知末尾の【参考】に記載の資料等も参考とし、学校及び地域の実態等を踏まえて判断すること。
- （2）学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第63条に規定する「非常変災その他急迫の事情があるとき」には、熱中症事故防止のために必要がある場合も含まれることに留意すること。
- （3）新型コロナウイルス感染症拡大に伴う臨時休業等の影響により、児童生徒の学習の遅れを補うため、夏季休業期間を短縮したり、夏季休業期間中に登校日を設けたりすることも考えられるが、各学校及び各学校設置者の検討に当たっては、気象状況等や学校施設（普通教室、特別教室、体育館等）における空調設備の有無に合わせた活動内容の設定等にも留意し、児童生徒等の健康確保に十分配慮すること。

【参考】

○環境省

- ・熱中症予防情報サイト (<http://www.wbgt.env.go.jp/>)
- ・「熱中症環境保健マニュアル 2018」 (平成 30 年 3 月改訂 環境省)
(http://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php)
- ・「熱中症警戒アラート」の全国での運用開始について
(<https://www.env.go.jp/press/109467.html>)

○気象庁

- ・「熱中症警戒アラート」の全国での運用開始について
(https://www.jma.go.jp/jma/press/2104/23a/210423_keikai.html)

○文部科学省

- ・令和 2 年 5 月 21 日付けスポーツ庁政策課学校体育室事務連絡「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」
(https://www.mext.go.jp/content/20200521-mxt_kouhou01-000004520_3.pdf)
- ・学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～ (2021. 4. 28Ver. 6)
(https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html)
- ・学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育 (平成 31 年 3 月改訂)
(http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1416715.htm)

○独立行政法人日本スポーツ振興センター

- ・「熱中症対応フロー」 (ポスター) (平成 31 年 3 月)
(https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1905/Default.aspx)
- ・「体育活動における熱中症予防」調査研究報告書 (平成 26 年 3 月)
(https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1729/Default.aspx)

【本件担当】

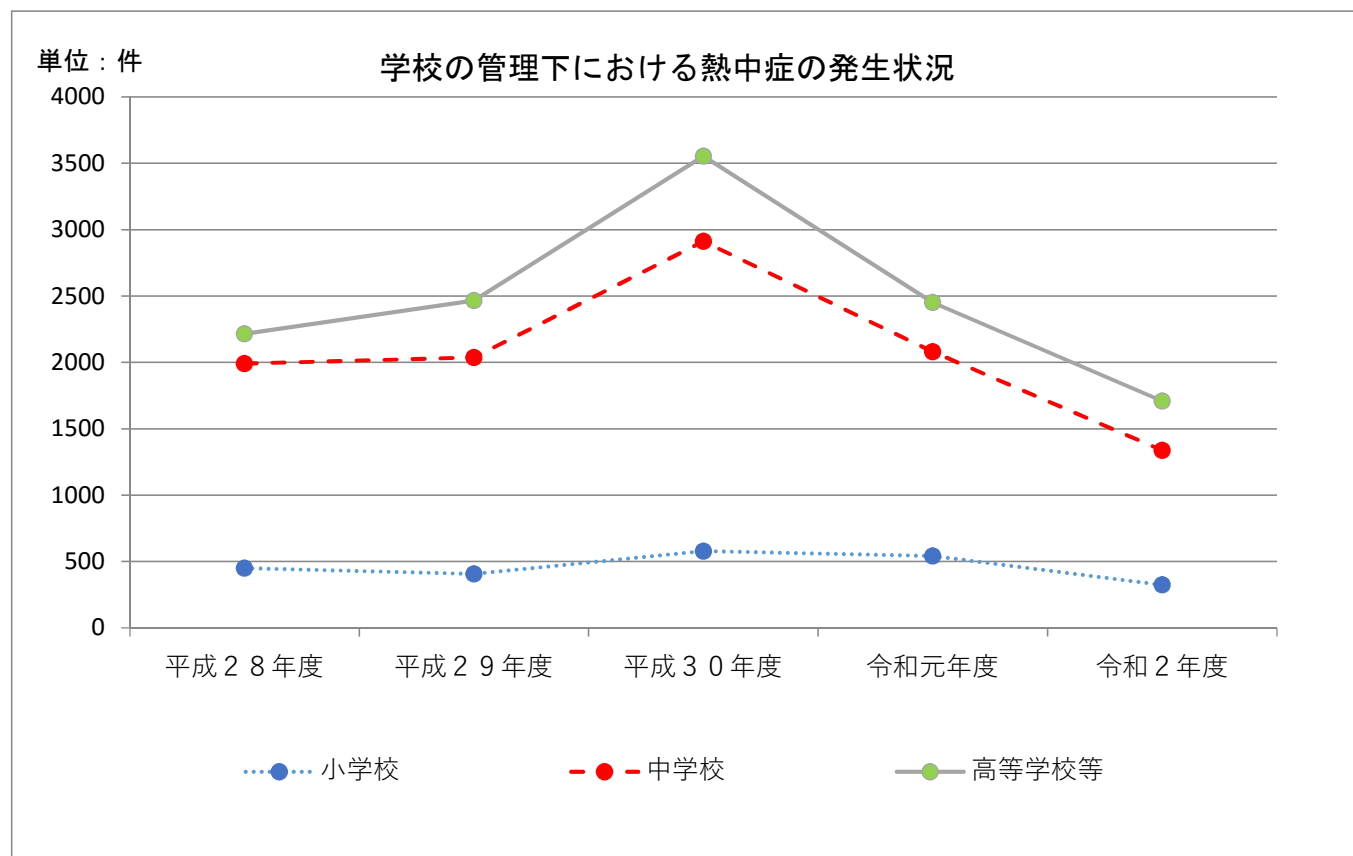
文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 学校安全係
電話：03-5253-4111(内線 2966)
E-mail：anzen@mext.go.jp

学校の管理下における熱中症の発生状況

	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度	令和元年度	令和 2 年度
小学校	451	408	579	541	324
中学校	1,992	2,038	2,912	2,081	1,338
高等学校等	2,216	2,467	3,554	2,452	1,709
計	4,659	4,913	7,045	5,074	3,371

(独立行政法人日本スポーツ振興センター調べ)

※上記は、学校の管理下における熱中症に対して医療費を支給した件数である(令和 2 年度は速報値)



熱中症予防のための新たな情報発信「熱中症警戒アラート」について

令和3年4月28日より全国で本格実施



環境省

×



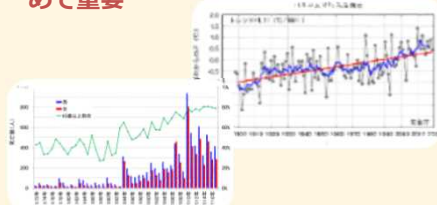
気象庁

熱中症警戒アラート

環境省・気象庁が新たに提供する、暑さへの「気づき」を呼びかけるための情報。熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される際に発表し、国民の熱中症予防行動を効果的に促す。

1. 背景

- 熱中症による**死亡者数・救急搬送人員数**は増加傾向にあり、気候変動等の影響を考慮すると**熱中症対策は極めて重要**



2. 発表方法

- 高温注意情報を、熱中症の発生との関係が高い**暑さ指数(WBGT)**を用いた新たな情報に置き換える

暑さ指数(WBGT)とは、人間の熱"ラシ"に影響の大きい

気温 湿度 輻射熱



の3つを取り入れた暑さの厳しさを示す指標です。

※各地域の暑さ指数は環境省の熱中症予防情報サイト参照



3. 発表の基準

- 府県予報区内のどこかの地点で暑さ指数(WBGT)が**33以上になると予測した場合に発表**

暑さ指数(WBGT)	注意すべき生活活動の目安 ^(注1)	日常生活における注意事項 ^(注2)	熱中症予防運動指針 ^(注3)
31℃以上	すべての生活活動で注意を要する	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が高い。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	運動は原則中止。特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもとの場合は中止すべき。
28~31℃	外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。	外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。	厳重警戒(運動は中止)。熱中症の危険性が高いため、激しい運動や持久走などの体温が上昇しやすい運動は避け、10~20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。暑さに慣れた人は運動を軽減または中止。
25~28℃	中等度以上の生活活動で注意を要する	運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休息を取り入れる。	警戒(積極的に休憩)。熱中症の危険が著すので、積極的に休憩をとり適宜水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきに十分に休息をとる。
21~25℃	強い生活活動で注意を要する	一般的に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	注意(積極的に水分補給)。熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。

注1) 日本生気象学会指針より引用

注2) 日本スポーツ協会指針より引用

4. 発表の地域単位・タイミング

<地域単位>

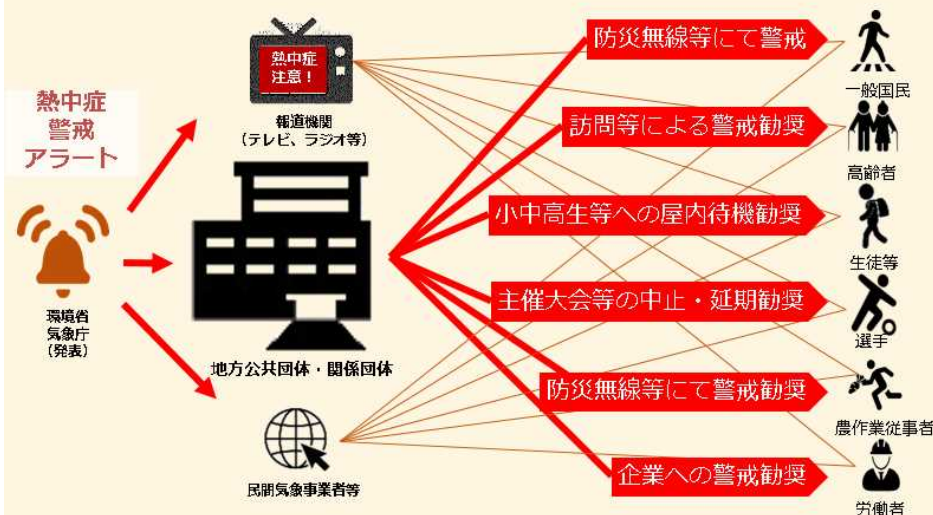
- 気象庁の府県予報区単位で発表
- 該当府県予報区内の観測地点毎の予測される暑さ指数(WBGT)も情報提供



<タイミング>

- 前日の17時頃及び当日の朝5時頃に最新の予測値を元に発表
- 報道機関の夜及び朝のニュースの際に報道いただくことを想定
- 「気づき」を促すものであるため、一度発表したアラートはその後の予報で基準を下回っても取り下げない

5. 情報の伝達方法(イメージ)



6. 発表時の熱中症予防行動例

- 熱中症の危険性が極めて高くなると予測される日の前日または当日に発表されるため、**日頃から実施している熱中症予防対策を普段以上に徹底することが重要。**
- (例)
- 不要不急の外出は避け、昼夜を問わずエアコン等を使用する。
 - 高齢者、子ども、障害者等に対して周囲の方々から声かけをする。
 - 身の回りの暑さ指数(WBGT)を確認し、行動の目安にする。
 - エアコン等が設置されていない屋内外での運動は、原則中止/延期をする。
 - のどが渇く前にこまめに水分補給するなど普段以上の熱中症予防を実践する。



7. 令和3年度以降の検証について

- 令和3年度の全国展開以降、定期的に「熱中症警戒アラート」の発表状況等を踏まえた検証を実施し、効果の算出に努める。
- 継続的に検証を重ね、今後の熱中症対策の課題改善に繋げる。

関連規定

○学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）

（学期及び休業日）

第二十九条 公立の学校（大学を除く。以下この条において同じ。）の学期並びに夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日又は家庭及び地域における体験的な学習活動その他の学習活動のための休業日（次項において「体験的学習活動等休業日」という。）は、市町村又は都道府県の設置する学校にあつては当該市町村又は都道府県の教育委員会が、公立大学法人の設置する学校にあつては当該公立大学法人の理事長が定める。

- 2 市町村又は都道府県の教育委員会は、体験的学習活動等休業日を定めるに当たっては、家庭及び地域における幼児、児童、生徒又は学生の体験的な学習活動その他の学習活動の体験的学習活動等休業日における円滑な実施及び充実を図るため、休業日の時期を適切に分散させて定めることその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

○学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

第六十一条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（公立大学法人の設置する小学校にあつては、当該公立大学法人の理事長。第三号において同じ。）が必要と認める場合は、この限りでない。

一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する日

二 日曜日及び土曜日

三 学校教育法施行令第二十九条の規定により教育委員会が定める日

第六十二条 私立小学校における学期及び休業日は、当該学校の学則で定める。

第六十三条 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、公立小学校についてはこの旨を当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（公立大学法人の設置する小学校にあつては、当該公立大学法人の理事長）に報告しなければならない。

※幼稚園、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校に準用。

新型コロナウイルス 感染症の予防

～子供たちが正しく理解し、実践できることを目指して～

本資料の活用について

新型コロナウイルス感染症が全国的に感染拡大する中、子供たちが健康で安全な生活を送れるよう、各学校において指導の充実を図ることが求められています。

そこで本資料では、子供たちが新型コロナウイルス感染症の予防について正しく理解し、適切な行動をとれるよう、日常の指導における「ねらい」や「指導内容」を具体的に示しました。

各学校においては、これらの指導例を有効に活用し、小・中・高等学校それぞれの子供たちの発達段階を踏まえた指導を工夫されますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症については、未だ感染源や感染経路などがはっきりしていないこともあるため、その時点の最新の知見に基づき指導するように配慮してください。

指導例① 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策

指導例② 感染症の予防1（手洗い）

指導例③ 感染症の予防2（咳エチケット）

指導例④ 感染症の予防3（3つの密）

指導例⑤ 正しい情報の収集

指導例⑥ 新型コロナウイルス感染症に関連する差別や偏見

指導例⑦ 新しい生活様式

令和2年4月



文部科学省

【ねらい】

自分の生活や行動を振り返り、感染防止のために、一人一人が気を付けなくてはならないことを理解し、実践できるようにする。

【指導内容】

- ウイルスは、自分自身で増えることはできないが、粘膜などの細胞に付着して入り込んで増えること。
- 新型コロナウイルス感染症は、現時点（令和2年4月）では、飛沫感染または、接触感染によって感染するとされていること。
- 感染症を予防するには、運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続けることが有効であること。
- ウイルスから身を守るために、換気など周囲の環境を衛生的に保ち、正しい手洗いの方法を身に付けること。
- ウイルスに感染していても症状が出ない場合があり、その人たちが、知らないうちに感染を拡めてしまうことがあること。
- 妊婦や高齢者、基礎疾患がある場合は、重症化するリスクが高いことが報告されていることから一層注意が必要であること。
- ウイルスから、自分自身を守るため、そして、大切な人を守るため、「不要不急の外出を避ける」「3密を避ける」等の感染症の予防策の徹底が必要であること。
- 行動が制限されている中でも、家族や友人と、「3密」を避けて工夫した交流をすることで心身の健康を保つようにすること。
- 私たち一人一人が、感染症を予防するためにできることをしっかりやっていくことが大切であり、自分の生活や体調を振り返り適切に行動することが感染拡大防止にもつながること。

《参考資料》 若者の皆様へ

【知らないうちに、拡めちゃうから。】

疫病から人々を守るとされる妖怪「アマビエ」をモチーフに、若い方を対象とした啓発アイコンを作成しました。自分のため、みんなのため、そして大切な人のため。私たち一人ひとりが、できることをしっかりやっていく。それが私たちの未来を作ります。国民の皆さま、引き続き、不要不急の外出や3密を避ける行動へのご協力をお願いします。

新型コロナウイルス感染症は、罹患しても約8割は軽症で経過し、治癒する例が多いことが報告されている一方、高齢者や基礎疾患をお持ちの方は、重症化するリスクが高いことが報告されています。皆さまご自身を守るため、そして、大切な人を守るため、感染症の予防策の徹底を引き続きお願いします。



厚生労働省HP より

【ねらい】

正しい手洗いの方法を知り、実践できるようにする。

【指導内容】

- 手洗いは接触感染を予防するのに効果があること。
（手にウイルスがついた状態で口や鼻を触ることで粘膜から感染するから）
- 手洗いは正しい方法で行わないと予防にならないこと。
（さっと洗っただけでは、爪の裏や手のしわ、指紋の間にいたウイルスが水分で浮き出て、手のひらにウイルスが広がってしまうから）
- 手のひらだけでなく、手の甲、指先、爪の間、指の間、親指の付け根、手首も洗うようにすること。（爪の間、指の間や親指の付け根などには細菌が残りやすいから）
- 洗い終わったら、清潔なハンカチやタオル、ペーパータオルなどでよくふき取って乾かすこと。また、ハンカチ等は共用しないこと。
- 爪を短く切り、清潔にしておくことも必要であること。

《参考資料》

接触感染に注意！

新型コロナウイルスの感染経路として
飛沫感染のほか、**接触感染**に注意が必要です。

人は、“無意識に”顔を触っています！

そのうち、目、鼻、口などの**粘膜**は、
約44パーセントを占めています！

手洗いのすすめ

水とハンドソープで、ウイルスは減らせます！

※手洗いの効果（イメージ図）

（参考文献）森功次他：感染症学雑誌.80:496-500(2006)

手洗いの、5つのタイミング

厚生労働省ホームページから

【ねらい】

「3つの咳エチケット」と「正しいマスクの付け方」を知り、実践できるようにする。

【指導内容】

○飛沫感染とは、感染者の咳やくしゃみ、つばとともに放出されたウイルスを他者が口や鼻から吸い込んで感染することを言う。（飛沫は1～2m飛ぶと言われています。）

○飛沫感染を防ぐためにも、何もせずに咳やくしゃみをしたり、咳やくしゃみを手でおさえたりせずに、3つの咳エチケットを実践すること。

<3つの咳エチケット>

- ① マスクを着用する。（口・鼻を覆う。）
- ② マスクがないときは、ティッシュやハンカチで口・鼻を覆う。
- ③ マスクがなく、とっさの時は袖で口・鼻を覆う。

<正しいマスクのつけ方>

- ① 鼻と口の両方を確実に覆う。
- ② ゴムひもを耳にかける。
- ③ 隙間がないよう鼻まで覆う。

《参考資料》

② 咳エチケット

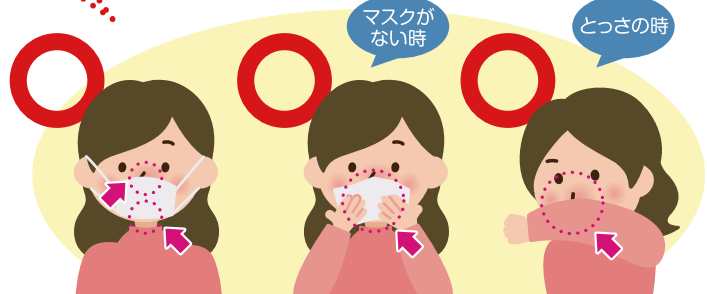
3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



何もせずに
咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを
手でおさえる



マスクを着用する
（口・鼻を覆う）

ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う

「3つの咳エチケット」首相官邸・厚生労働省

【ねらい】

新型コロナウイルス感染症を予防するための3つの密を理解し、適切に行動できるようにする。

【指導内容】

- 1 換気の悪い密閉空間（空気の入れ替えのできない場所、窓のない場所）
 - 2 多数が集まる密集場所（たくさんの人が集まる場所）
 - 3 間近で会話や発声をする密接場面（人と人との間が近い場面）
- この3つの条件がそろう場所では、クラスター（集団）発生のリスクが高いこと。
 ○日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないように工夫することが必要であること。
 ○3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り「密閉」「密集」「密接」しないようにすること。

《参考資料》

新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をお願いします

「密閉」「密集」「密接」しない！

●「ゼロ密」を目指しましょう。屋外でも、密集・密接には、要注意！

他の人と
十分な距離を取る！

2メートル

窓やドアを開け
こまめに換気を！

屋外でも密集するような
運動は避けましょう！
少人数の散歩や
ジョギングなどは大丈夫

飲食店でも距離を取りましょう！
・多人数での会食は避ける
・隣と一つ飛ばしに座る
・互い違いに座る

会話をするときには
マスクをつけましょう！
5分間の会話は
1回の咳と同じ

電車やエレベーターでは
会話を慎みましょう！

『「密閉」「密集」「密接」しない』

首相官邸・厚生労働省

新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をお願いします

3つの密を避けるための手引き！

- 新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、咳エチケット、手指衛生等に加え、「3つの密（密閉・密集・密接）」を避けてください。
- 3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り「ゼロ密」を目指しましょう。
- 屋外でも、密集・密接には、要注意。人混みに近づいたり、大きな声で話しかけることなどは避けましょう。

首相官邸 厚生労働省 厚生労働省フリーダイヤル

厚労省 コロナ 検索 0120-565653

3つの密を避けるための手引き

【ねらい】

新型コロナウイルス感染症に関する情報を得るためにはどうしたらよいか考え、実践できるようにする。

【指導内容】

- 公的機関などがホームページ等で提供する正確な情報を入手し冷静な行動をとること。
 - ・ 首相官邸、厚生労働省、文部科学省、国立感染症研究所など
- SNS で氾濫しているデマや誤った情報に惑わされないよう注意すること。
- 情報が多すぎると必要以上に不安や心配な気持ちを引き起こす恐れがあるので、新型コロナウイルス感染症に関する情報やニュースをずっと読み続けるのは避けたほうがよいこと。
- 心配なことがあったら、一人で抱え込まずに、周囲の人に相談すること。

《参考資料》**首相官邸ホームページ**

<https://www.kantei.go.jp/>

- ・ 新型コロナウイルス感染症に備えて ～一人ひとりができる対策を知っておこう～
- ・ 感染症対策特集～様々な感染症から身を守りましょう～ 等

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- ・ 国内の発生状況
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関するQ&A 等

文部科学省ホームページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

- ・ やってみよう！ 新型コロナウイルス感染症対策 みんなでできること

国立感染症研究所ホームページ

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

- ・ 新型コロナウイルス感染症(COVID-19) 関連情報ページ

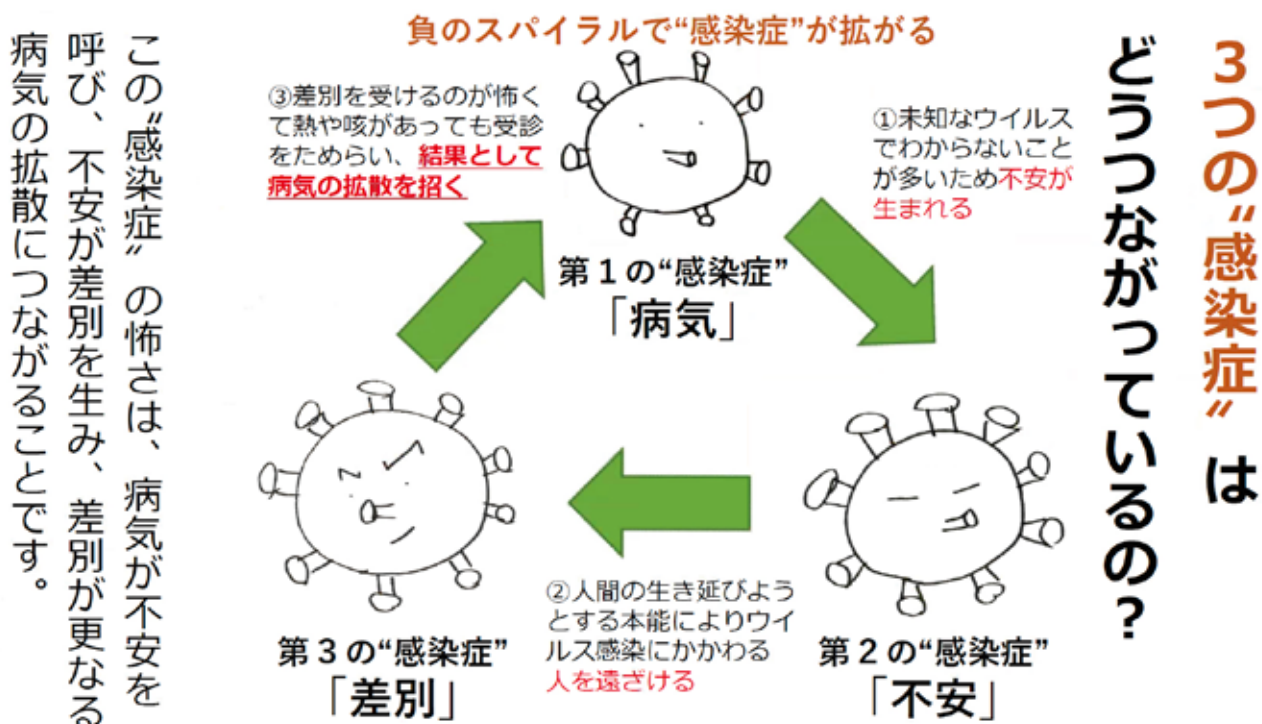
【ねらい】

新型コロナウイルス感染症に関連する差別や偏見について考え、適切な行動をとることができるようにする。

【指導内容】

- 感染者、濃厚接触者、医療従事者、社会機能の維持にあたる方等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別は許されないこと。
- 見えないウイルスへの不安から、特定の対象（※1）を嫌悪の対象としてしまうことで、差別や偏見が起こること。
 - ※1 ・感染症が広がっている地域に住んでいる人 ・咳をしている人
 - ・マスクをしていない人 ・外国から来た人
- 差別や偏見のもととなる「不安」を解消するためにも、正しい情報（公的機関が提供する情報）を得ること、悪い情報ばかりに目を向けないこと、差別的な言動に同調しないことが大切であること。

《参考資料》





首相官邸・厚生労働省

<http://www.kantei.go.jp/jp/content/000059525.pdf>



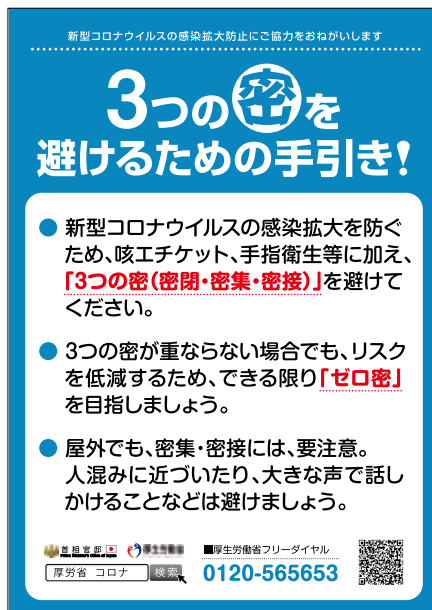
首相官邸・厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/content/000621727.pdf>



首相官邸・厚生労働省

<https://www.kantei.go.jp/jp/content/000062975.pdf>



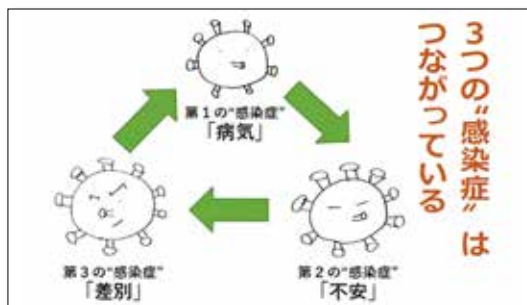
首相官邸・厚生労働省

<https://www.kantei.go.jp/jp/content/000062771.pdf>



首相官邸・厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#kokumin



日本赤十字社

http://www.jrc.or.jp/activity/saigai/news/200326_006124.html

ご家庭にある洗剤を使って 身近な物の消毒をしましょう

洗剤に含まれる界面活性剤で新型コロナウイルスが効果的に除去できます

試験で効果が確認された界面活性剤

- ▶ 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム (0.1%以上)
- ▶ アルキルグリコシド (0.1%以上)
- ▶ アルキルアミノオキシド (0.05%以上)
- ▶ 塩化ベンザルコニウム (0.05%以上)
- ▶ 塩化ベンゼトニウム (0.05%以上)
- ▶ 塩化ジアルキルジメチルアンモニウム (0.01%以上)
- ▶ ポリオキシエチレンアルキルエーテル (0.2%以上)
- ▶ 純石けん分 (脂肪酸カリウム) (0.24%以上)
- ▶ 純石けん分 (脂肪酸ナトリウム) (0.22%以上)

※ 新型コロナウイルスに、0.01～0.2%に希釈した界面活性剤を20秒～5分間反応させ、ウイルスの数が減少することを確認しました。詳細はNITEウェブサイトをご覧ください。
https://www.nite.go.jp/information/koronat_aisaku20200522.html

※ これ以外の界面活性剤についても効果がある可能性があり、さらに確認を進めています。

ご家庭にある洗剤に、どの界面活性剤が使われているか確認しましょう

- 効果が確認された界面活性剤が使われている洗剤のリストをNITEウェブサイトで公開しています(随時更新)

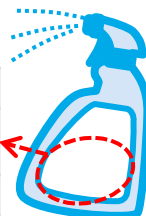
<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>



- 製品のラベルやウェブサイトなどでも、成分の界面活性剤が確認できます。

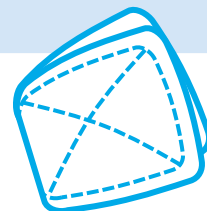
※製品本体の成分表は関連法令に基づいて表示されているため、含有濃度などの条件によっては、ウェブサイト上のリストと製品本体の成分表が一致しないことがあります。

品名	住宅・家具用合成洗剤		
成分	界面活性剤 (0.2% アルキルアミノオキシド)、泡調整剤		
液性	弱アルカリ性	正味量	400ml



使用上の注意を守って、正しく使いましょう

- 身近なものの消毒には、台所周り用、家具用、お風呂用など、用途にあった「住宅・家具用洗剤」を使いましょう。
- 安全に使用するため、製品に記載された使用方法に従い、使用上の注意を守って、正しく使いましょう。
- 手指・皮膚には使用しないでください。



本資料は、2020年6月26日現在の知見に基づいて作成されたものです。随時修正されます。

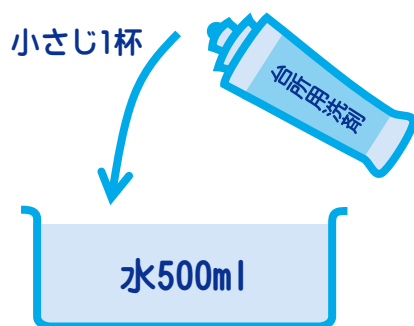
台所用洗剤を使って 代用することもできます。

「住宅・家具用洗剤」を使用する場合は、製品に記載された使用方法どおりに使用してください。

(1) 洗剤うすめ液を作る。

たらいや洗面器などに500mlの水をはり、台所用洗剤*を小さじ1杯（5g）入れて軽く混ぜ合わせる。

（*食器洗い機用洗剤ではなく、スポンジなどにつけて使う洗剤です。有効な界面活性剤が使われているかも確認しましょう。）



(2) 対象の表面を拭き取る。

キッチンペーパーや布などに、(1)で作った溶液をしみこませて、液が垂れないように絞る。汚れやウイルスを広げないように、一方向にしっかり拭き取るようにする。

(3) 水拭きする。

洗剤で拭いてから5分程度たったら、キッチンペーパーや布などで水拭きして洗剤を拭き取る。特に、プラスチック部分は放置すると傷むことがあるので必ず水拭きする。



(4) 乾拭きする。

最後にキッチンペーパーなどで乾拭きする。

台所用洗剤で代用する場合は…

安全上の注意

- 手指・皮膚には使用しないでください。
- スプレーボトルでの噴霧は行わないでください。

効果的に使うためのポイント

- 作り置きした液は効果がなくなるので、洗剤うすめ液は、その都度使い切りましょう。
- 台所用洗剤でプラスチック部分（電話、キーボード、マウス、TVリモコン、便座とフタ、照明のスイッチ、時計など）を拭いた場合、そのまま放置すると傷むことがあります。必ず、すぐに水拭きしましょう。
- 塗装面（家具、ラッカー塗装部分、自動車の塗装面など）や、水がしみこむ場所や材質（布製カーテン、木、壁など）には使わないでください（シミになるおそれがあります）。

有効な界面活性剤を含有するものとして事業者から申告された製品リスト

●本リストの説明

- (1) 本リストは、新型コロナウイルスを用いた検証で一定濃度以上の9種の界面活性剤が消毒に有効と判明(欄外注意事項参照)したことから、これらの界面活性剤「直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム」、「アルキルグリコシド」、「アルキルアミノオキシド」、「塩化ベンザルコニウム」、「塩化ベンゼトニウム」、「塩化ジアルキルジメチルアンモニウム」、「ポリオキシエチレンアルキルエーテル」、「純石けん分(脂肪酸カリウム)」又は「純石けん分(脂肪酸ナトリウム)」を使用時に有効濃度(有効濃度は欄外注意事項参照)以上含有するものとして製造者(事業者)からNITEに対して申告された製品を一覧表にまとめたもののです。
- (2) 本リストの製品は、有効な界面活性剤を含有するものとして製造者(事業者)からNITEに対して自己申告されたものであり、製品中の界面活性剤の含有量をNITEとして保証するものではありません。
- (3) NITEは、9種類の界面活性剤の新型コロナウイルスへの「物品の消毒」に対する有効性の検証を行ったものであり、安全性の検証は行っておりません。また、手指や皮膚、空間噴霧はNITEの検証の対象外となっております。このため、本リストの製品は、これらに対する有効性や安全性を示すものではありません。
- (4) 本リストは、事業者名(五十音順)ごとに掲載しています。

●住宅家具用洗剤など

凡例: 赤字は主な修正部分

事業者名(五十音順)	製品名	用途	該当する界面活性剤	リスト追加日
アクリサンデー株式会社	ポリケアGM300	プラスチック板用洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	6月18日
アース製薬株式会社	らくハビ ねらってパブルーン トイレノズル	住宅家具洗剤	アルキルグリコシド	2020/7/13
アズマ工業株式会社	乳酸カビトリナー洗浄効果プラス	住宅家具用洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/6/3
	TKパックで簡単! 油污れ取りま専科	住宅用洗剤(キッチン用)	アルキルグリコシド	2020/6/8
	TKパックで簡単! 水あかり取りま専科	住宅用洗剤(住宅用)	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/6/10
ADEKAクリーンエイド株式会社	セーフメイトウイロックスプレー	住居家具用洗剤	塩化ジアルキルジメチルアンモニウム 塩化ベンザルコニウム	2020/5/29 塩化ジアルキルジメチルアンモニウム追加
株式会社アルボース	サニセイバー除菌クリーナー	環境表面用除菌洗浄剤	アルキルグリコシド アルキルアミノオキシド 塩化ベンザルコニウム	2021/2/26
イビケン株式会社	ウイルヘルスプレー	環境表面用除菌洗浄剤	塩化ベンザルコニウム	2021/5/7
インフィニティ株式会社	SC-1000(20%希釈液)	多目的クリーナー	アルキルグリコシド	2021/5/12
エイ・エフ・エム・ジャパン株式会社	除菌グリーンPRO	住宅家具用洗剤	塩化ジアルキルジメチルアンモニウム	2020/9/30
エコソフ株式会社	エコソフィ	住宅家具用洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	2021/9/9
	エコソフ4T	住宅家具用洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	2021/9/9
恵美須薬品化工株式会社	エビスクリーン10	住宅家具用洗剤	塩化ベンザルコニウム	2020/7/10
	スターカチオン	住宅・家具用除菌洗浄剤	塩化ジアルキルジメチルアンモニウム	2020/8/7
株式会社ONEON	サルースキュア除菌消臭スプレー フィンガータイプ	住宅家具用洗剤、環境表面用除菌洗浄剤	塩化ベンザルコニウム	2021/4/9
	サルースキュア除菌消臭スプレー トリガータイプ	住宅家具用洗剤、環境表面用除菌洗浄剤	塩化ベンザルコニウム	2021/4/9
オーブ・テック株式会社	ウイルスショットキラーマルチ洗剤	住宅用・家具用合成洗剤	純石けん分(脂肪酸ナトリウム)	2020/9/7
	キッチンマジックリン消臭プラス	住宅家具用洗剤(台所周り用)	アルキルアミノオキシド	
花王株式会社	かんたんマイベッ	住宅家具用洗剤(住宅家具用)	アルキルアミノオキシド	
	ガラスマジックリン	住宅家具用洗剤(住宅家具用)	アルキルグリコシド	
	フローリングマジックリン つや出しスプレー	住宅家具用洗剤(住宅家具用)	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	
	食卓クイックルスプレー (ほのかな緑茶の香り、レモンの香り)	住宅家具用洗剤(住宅家具用)	アルキルグリコシド	
	クイックルJoan 除菌スプレー	住宅家具用洗剤(住宅家具用)	アルキルアミノオキシド 塩化ベンザルコニウム	
	クイックル ホームリセット 泡クリーナー	住宅家具用洗剤(住宅家具用)	アルキルアミノオキシド アルキルグリコシド	2020/10/23
	バスマジックリン	住宅家具用洗剤(お風呂用)	ポリオキシエチレンアルキルエーテル 塩化ベンザルコニウム 純石けん分(脂肪酸ナトリウム)	2020/06/26 脂肪酸ナトリウム追加
	バスマジックリン 泡立ちスプレー	住宅家具用洗剤(お風呂用)	ポリオキシエチレンアルキルエーテル 塩化ベンザルコニウム 純石けん分(脂肪酸ナトリウム)	2020/06/26 脂肪酸ナトリウム追加
	バスマジックリン 泡立ちスプレー SUPER CLEAN (グリーンハーブの香り、アロマローズの香り、香りが残らないタイプ)	住宅家具用洗剤(お風呂用)	塩化ベンザルコニウム 純石けん分(脂肪酸ナトリウム)	2020/06/26 脂肪酸ナトリウム追加
	バスマジックリン 泡立ちスプレー 除菌・抗菌 アルコール成分プラス	住宅家具用洗剤(お風呂用)	塩化ベンザルコニウム 純石けん分(脂肪酸ナトリウム)	2021/4/19
ガナ・ジャパン株式会社	すっごい掃除水そのまま使えるタイプ	台所及び住宅家具用洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	
	すっごい掃除水濃縮タイプ	台所及び住宅家具用洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	
カネヨ石鹼株式会社	ジョフレおふろの洗剤	浴室用合成洗剤	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	
	ジョフレトイレの洗剤	トイレ用合成洗剤	アルキルアミノオキシド	
	カネヨおふろの洗剤5Kg	浴室用合成洗剤	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	
	キッチンクリーナー5L	住宅用合成洗剤	アルキルアミノオキシド	
有限会社がんこ本舗	くらしのピフォーアアフタースプレー(無香、微香)	住宅家具用除菌剤	塩化ベンザルコニウム	2020/9/14
クリーンアップ株式会社	パイオのカ「クリアくん」	住宅家具用洗剤	純石けん分(脂肪酸カリウム)	2021/2/3
国際科学工業株式会社	外装レスキュー	住宅用合成洗剤	塩化ベンザルコニウム	2020/9/18
	アルクリナ	住宅用合成洗剤	塩化ベンザルコニウム	2020/9/18
株式会社コープクリーン	CO・OPおふろクリーン	おふろ用洗剤	アルキルグリコシド	
	CO・OPおふろクリーン除菌・消臭	おふろ用洗剤	アルキルグリコシド 塩化ベンザルコニウム	
サラヤ株式会社	サニベスト 5kg	住宅・施設設備用洗浄除菌剤	アルキルグリコシド アルキルアミノオキシド 塩化ベンザルコニウム	2021/9/7
	レストルームクリーナー 500mL S付	トイレ用・便座・床・洗面台洗浄除菌剤	アルキルグリコシド	2021/10/11
株式会社SANSHIN	Dolci Bolle ドルチボーレ ナチュラルウォッシュ	台所及び浴室・窓用	アルキルグリコシド	2020/6/2
サンスター株式会社	輝き洗剤 キーラ	台所周り用、お風呂用、トイレ用	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム ポリオキシエチレンアルキルエーテル アルキルアミノオキシド	
株式会社サンドラッグ (販売元)	いいね お風呂洗剤あわ泡スプレー	浴室用合成洗剤	アルキルアミノオキシド ポリオキシエチレンアルキルエーテル	2021/5/12
	いいね トイレの洗剤密着泡スプレー (ミントの香り、せっけんの香り)	トイレ用合成洗剤	アルキルアミノオキシド ポリオキシエチレンアルキルエーテル	
株式会社ジェック	EZ BARRIER SPRAY 24(イージーバリア スプレー24)	抗菌・除菌・消臭剤 対象:住宅家具等	塩化ベンザルコニウム	2021/2/5
シトラジャパン株式会社	Magic Germicide(マジックジャーミサイド)	住宅・施設設備用洗浄除菌剤	塩化ベンザルコニウム	2021/3/22
	Smoke Out (スモークアウト)	抗菌・除菌・消臭剤(住宅家具用)	塩化ベンザルコニウム	2021/3/26
シャボン玉石けん株式会社	ふきふきせっけんパブルガード	住宅用石けん	純石けん分(脂肪酸カリウム)	2021/10/4
ジョンソン株式会社	スクラビングバブル 石鹼カスに強いバスクリーナーシトラスの香り	浴室用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル アルキルアミノオキシド 塩化ベンザルコニウム	
	スクラビングバブル カビも防げるバスクリーナーフローラルの香り	浴室用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル アルキルアミノオキシド 塩化ベンザルコニウム	
	スクラビングバブル 99.9%除菌バスクリーナーアップルの香り	浴室用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル アルキルアミノオキシド 塩化ベンザルコニウム	
	スクラビングバブル バスフリー	浴室用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル アルキルアミノオキシド	
	スクラビングバブル油污れに強いキッチンクリーナー	住居用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル アルキルアミノオキシド 塩化ベンザルコニウム	
	スクラビングバブル キッチンフリー	住居用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル アルキルアミノオキシド	
	ミセスマイヤーズ・クリーンデイキッチン&マルチクリーナー (ラベンダー、レモンバーベナ、バジル、ハニーサックル)	住居用合成洗剤	アルキルグリコシド	
シロン石鹼有限会社	太田さん家の手作り洗剤マルチ* (*発売元:株式会社タグ・ホールディングス:アンツ事業部)	住居用合成洗剤	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム ポリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/6/16
	太田さん家の手作り洗剤 お風呂用	浴槽用合成洗剤	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム ポリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/9/25
セッツ株式会社	コロウイン	住居用多目的合成洗剤	アルキルアミノオキシド アルキルグリコシド 塩化ベンザルコニウム	2021/1/28
株式会社ソフト99コーポレーション	クリニクル 除菌アルコールジェル	住宅・家具の除菌・洗浄	塩化ベンザルコニウム	2020/8/6
株式会社第一化学工業所	エコプラス除菌消臭クリーナー	住宅用洗剤	アルキルグリコシド	
	除菌消臭トイレクリーナー中性	住宅用洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	
	除菌消臭バスクリーナー中性	住宅用洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	
	除菌消臭バスクリーナー弱アルカリ性	住宅用洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	
第一石鹼株式会社	ファンスおふろの洗剤 防カビ	浴室用	アルキルグリコシド	
	ファンスおふろの洗剤 (オレンジ ミント、グリーンハーブ)	浴室用	アルキルグリコシド	
	ルーキー泡おふろ洗剤	浴室用	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	
	ルーキーVおふろの洗剤	浴室用	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/11/26
	ファンスタイル用アルコール除菌クリーナー	トイレ用	アルキルグリコシド	
	ファンスタイルの洗剤 除菌・消臭	トイレ用	アルキルグリコシド	
	ルーキートイレの洗剤	トイレ用	アルキルグリコシド	
	ルーキーVトイレの洗剤	トイレ用	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム アルキルグリコシド	2020/11/26
大日本除虫菊株式会社	水回り用ティンクル 防臭プラスW	流し台・洗面台まわり洗浄剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/6/24
	お風呂用ティンクル すずぎ節水タイプW	浴室用洗浄剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/6/24
	アミライト	アミ戸用合成洗剤	アルキルアミノオキシド	2020/6/24
	浄化槽サンボール	トイレ用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/6/24

太陽油脂株式会社	バックスナチュロン お風呂洗いせっけん 本体・詰替	浴槽・住宅用	純石けん分(脂肪酸カリウム)	2020/6/26
	バックスナチュロン トイレ洗い石けん	トイレ用	純石けん分(脂肪酸カリウム)	2020/6/26
株式会社ダスキン	風呂・化粧室用洗剤	浴室用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/5/26
	トイレ用除菌・洗浄・消臭剤	トイレ用	塩化ベンザルコニウム	2020/5/26
	TuZuKu 持続除菌洗浄剤	住居用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/12/14
株式会社タナカ化学研究所	除菌クリーナー Clesa*(クレサブラス)	住宅・家具用除菌洗浄剤	塩化ベンザルコニウム	2020/9/28
株式会社地の塩社	ウオッシュ・ウオッシュ	台所用／住宅用	純石けん分(脂肪酸カリウム)	2020/6/26
株式会社テラモト	テラモト除菌洗浄液	住宅家具用洗剤	アルキルアミノキシド 塩化ベンザルコニウム	2021/2/18
株式会社トーカイ	リースキン キッチンF	台所周り用洗剤	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	2020/5/29
	リースキン バスクリナー	浴室用合成洗剤	アルキルアミノキシド	2020/6/1
	リースキン 中性トイレクリーナー	トイレ用合成洗剤	アルキルアミノキシド	2020/6/1
	リースキン 業務用除菌トイレクリーナー	トイレ用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル 塩化ベンザルコニウム	2020/6/2
株式会社ナカヤマ	ハッピークリーンマジック	住宅家具用洗剤	純石けん分(脂肪酸カリウム)	2020/7/10
	ハッピーソイ	住宅家具用洗剤	純石けん分(脂肪酸カリウム)	2020/7/10
株式会社ニイタカ	ニイタカ除菌中性洗剤	住宅家具用洗剤 対象: 台所周り用	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	
	ニイタカ除菌中性洗剤E	住宅家具用洗剤 対象: 台所周り用	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	
	かんたんクリーナーコンク	住宅家具用洗剤 対象: 住宅家具用	アルキルアミノキシド	
	リフレッシュ・ラボ	除菌消臭剤(中性) 対象: 住宅家具用	アルキルアミノキシド	
	ニイタカ除菌トイレクリーナー	住宅家具用洗剤 対象: トイレ用	アルキルアミノキシド	
	バスクリナーコンク	住宅家具用洗剤 対象: お風呂用	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	
	ケミガードふいてウイルス除去	住宅家具用洗剤	アルキルアミノキシド 塩化ベンザルコニウム	2020/7/2
	リフガードふいて消臭＆ウイルス除去	住宅家具用洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル 塩化ベンザルコニウム	2020/8/20
	ノロスター トイレクリーナー	住宅家具用洗剤 対象: トイレ用	アルキルアミノキシド	2021/8/2
	ノロスター VGクリーナー	住宅家具用洗剤 対象: 住宅家具用	アルキルアミノキシド 塩化ベンザルコニウム	2021/9/22
ニッショウ機器株式会社	カビきらい	カビ・汚れ用洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/9/18
日本アムウェイ合同会社	L.O.C.ハウスクリーナー	住宅家具用洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル アルキルアミノキシド	
	キッチンクリーナー	台所周り用洗剤	アルキルグリコシド アルキルアミノキシド	
	ガラスクリーナー	ガラス用洗剤	アルキルアミノキシド	
日本合成洗剤株式会社	ニチゴー泡スプレーオフロ洗剤	住宅用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	
	ニチゴー泡スプレートイレ洗剤	住宅用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	
	ニチゴー泡スプレー油汚れクリーナー	住宅用合成洗剤	アルキルアミノキシド	
	ニチゴー泡スプレーガラスクリーナー	住宅用合成洗剤	アルキルグリコシド	
日本シャクリー株式会社	シャクリー ゲット クリーン ベイシック エイチ ツー	台所・住居用洗剤	アルキルグリコシド ポリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/5/26
日本流通産業株式会社 (販売元)	くらしモア おふろの洗剤	住宅用合成洗剤	ポリオキシエチンアルキルエーテル	2020/7/2
	くらしモア トイレの洗剤	住宅用合成洗剤	ポリオキシエチンアルキルエーテル 塩化ベンザルコニウム	2020/7/2
株式会社ハイネリー	トイレクリン	トイレ用	純石けん分(脂肪酸カリウム・脂肪酸ナトリウム)	2020/6/26
株式会社バスクリン	バスピカ	浴室用(お風呂用)洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	
	バスピカアロマ泡スプレー		ポリオキシエチレンアルキルエーテル	
株式会社ハル・インダストリ	ふきとり専用 除菌・消臭スプレー	住宅家具用洗剤	塩化ベンザルコニウム	2020/7/31
株式会社ブオーノプラス	NANO TOP スプレー 500ml	住宅家具用洗剤	脂肪酸カリウム	2021/1/21
	NANO TOP 2倍濃縮詰替用 1L/2L/4L/18L	住宅家具用洗剤	脂肪酸カリウム	2021/1/21
	NANO TOP オリーブ入り フォームタイプ 400ml	住宅家具用洗剤	脂肪酸カリウム	2021/1/21
	NANO TOP オリーブ入り 詰替用 1L/2L/4L/18L	住宅家具用洗剤	脂肪酸カリウム	2021/1/21
	オートグリム マルチ・サーフェス・サニタイザー	住宅家具用除菌剤	塩化ジアルキルジメチルアンモニウム	2020/11/10
株式会社プロスタッフ	オールマイティーマルチクリーナー	住宅家具用洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/6/23
株式会社ベムパートナー	MAMORU(除菌・抗菌・消臭スプレー)	住宅・家具用洗浄除菌剤	塩化ベンザルコニウム	2021/1/26
株式会社ベリカ	ベリクリーン エア 除菌・消臭スプレー	住宅・家具の除菌・洗浄	塩化ベンザルコニウム	2020/9/30
ベルテック株式会社	除菌消臭剤サラトル	住宅・施設・設備用 除菌消臭剤	塩化ベンザルコニウム	2021/4/22
マルフクケミファ株式会社	すまいの洗剤	住宅家具用洗剤	アルキルアミノキシド	
ミツエイ株式会社	ハーバルスリーおふろ用洗剤	浴室用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル 塩化ベンザルコニウム	2020/5/29
	スマイルチョイスおふろ用洗剤	浴室用合成洗剤	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	2020/5/29
	スマイルチョイス オレンジおふろ用洗剤	浴室用合成洗剤	アルキルアミノキシド	2020/5/29
	スマイルチョイス トイレ用洗剤	浴室用合成洗剤	アルキルアミノキシド	2020/5/29
ミマスクリーンケア株式会社	緑の魔女泡タイプ(トイレ用)	トイレ用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル アルキルグリコシド	
	緑の魔女泡タイプ(お風呂用)	浴室用合成洗剤(お風呂用)	ポリオキシエチレンアルキルエーテル アルキルグリコシド	
ミヨシ石鹸株式会社	暮らしの重曹せっけん泡スプレー	住宅家具用洗剤	純石けん分(脂肪酸カリウム)	2020/7/2
メリードゥビューティプロダクツ株式会社	マク洗	住宅家具用洗剤	塩化ベンザルコニウム	2020/5/27
株式会社芽瑠	お掃除クリーナー「TOMIE(トミエ)」	住宅家具用洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/5/28
	お掃除クリーナー「Brighten(ブライトン)」	住宅家具用洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/6/3
ユシロ化学工業株式会社	除菌が出来る中性多目的クリーナー	住宅家具用洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/9/18
ユニバーサル・デタージェント株式会社	マスク ウォッシュ 90ml	住居用、洗濯用合成洗剤(マスクやフェイスシールド、ドアノブやテーブルなどの除菌、洗浄用)	アルキルグリコシド アルキルアミノキシド ポリオキシエチレンアルキルエーテル	2021/6/16
株式会社ユーホーニイタカ (販売元)	バスコンバクト	住宅家具用洗剤	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	2020/7/2
株式会社友和	ホームケアシリーズ外壁汚れ用	住居用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル 塩化ベンザルコニウム	
	重曹＋お酢 台所クリーナー	住居用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル 塩化ベンザルコニウム	
	コンクリーン	住居用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	
	技シリーズ 石材外壁クリーナー	住居用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル 塩化ベンザルコニウム	
	ホームケアシリーズ風呂汚れ用	浴室用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/5/29
	お部屋のカビ取りクリーナー	カビ取り用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/5/29
	Doochi-Mo	浴室・トイレ用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/5/29
ライオン株式会社	レンジまわりのルック	住居(キッチン用)合成洗剤	アルキルアミノキシド	
	ルックプラス バスタブクレンジング (クリアシトラスの香り、フローラルソープの香り)	浴室用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	
	ルックプラス バスタブクレンジング 銀イオン+	浴室用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	
	業務用強力ルック* (*業務用流通、Eコマースで入手可)	住居用合成洗剤	アルキルアミノキシド	
	おふろのルック	浴室用合成洗剤	純石けん分(脂肪酸カリウム)	2020/6/26
ライオンハイジーン株式会社 (*業務用流通、Eコマースで入手可)	業務用バスルック	浴室用合成洗剤	純石けん分(脂肪酸カリウム)	2020/6/26
	メディプロ バスクリナー	おふろ用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	
株式会社ライフアートブランテック	メディプロ トイレクリーナー	トイレ用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	
	ブイシャット 家具用洗剤	住宅家具用洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル アルキルグリコシド 塩化ベンザルコニウム	2021/10/11
株式会社リンレイ	カベ紙クリーナー&コート	住宅家具用洗剤(住宅家具用)	塩化ベンザルコニウム	2020/6/5
	アミ戸クリーナー	住宅家具用洗剤(住宅家具用)	アルキルアミノキシド	2020/6/5
	ハイジェニック除菌クリーナー中性	住宅家具用洗剤	塩化ベンザルコニウム	2021/4/19
ロケット石鹸株式会社	マイバスクリナー	浴室用合成洗剤	アルキルアミノキシド ポリオキシエチレンアルキルエーテル	
	awasお風呂洗剤泡ローズ	浴室用合成洗剤	アルキルアミノキシド ポリオキシエチレンアルキルエーテル	
	マイトイレクリーナー	トイレ用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル アルキルアミノキシド	
	スーパーバスクリナー 4L	浴室用合成洗剤(業務用)	アルキルアミノキシド ポリオキシエチレンアルキルエーテル	
	スーパートイレクリーナー 4L	トイレ用合成洗剤(業務用)	ポリオキシエチレンアルキルエーテル アルキルアミノキシド	

●台所用合成洗剤など

事業者名(五十音順)	製品名	該当する界面活性剤	リスト追加日
株式会社アルボース	アルファインT-5	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/6/12
	ナチュラルソープKT	純石けん分(脂肪酸カリウム)	2020/7/10
アンキッキ協栄株式会社 (販売元)	エコ ラ・ピカ	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	2020/7/2
エスケー石鹸株式会社	うるおい台所せっけん 本体・詰め替え	純石けん分(脂肪酸カリウム)	2020/6/26
	しっとり台所せっけん 本体・詰め替え	純石けん分(脂肪酸カリウム)	2020/6/26
NSファーフア・ジャパン株式会社	ファーフア ココロ 食器用洗剤 本体 280g	アルキルアミンオキシド	
花王株式会社	キュキュット ハンドマイルド	アルキルグリコシド	
	バフォーミー* (*販売会社:花王プロフェッショナル・サービス株式会社 業務用流通、ホームセンター、Eコマースで入手可)	アルキルグリコシド	
	モアコンバクト* (*販売会社:花王プロフェッショナル・サービス株式会社 業務用流通、ホームセンター、Eコマースで入手可)	アルキルグリコシド	
	パイオガード中性洗剤* (*販売会社:花王プロフェッショナル・サービス株式会社 業務用流通、ホームセンター、Eコマースで入手可)	アルキルグリコシド アルキルアミンオキシド	
カネヨ石鹸株式会社	ソーブン (フレッシュ、オレンジ、グレープフルーツ)	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	
	ハーブメント除菌オレンジ	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	
	台所用洗剤4L	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	
	台所用洗剤パック・イン・ボックス	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	
	台所用洗剤18L	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	
株式会社亀の子東子西尾商店	亀の子ウォッシュ 無香料	アルキルグリコシド	2020/8/12
サンスター株式会社	亀の子ウォッシュ シトラス	アルキルグリコシド	2020/8/12
	輝き洗剤 キーラ	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	
株式会社サンドラッグ (販売元)	いいね除菌ホワイトライター (ライム、オレンジ、緑茶)	アルキルアミンオキシド	2020/7/2
株式会社ジェフダ (販売元)	ジェフダスーパークリーン6	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	2020/7/2
	JFDA スーパークリーンコンク	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	2020/7/2
株式会社ジョリーブ	ルナボニート食器用洗剤	アルキルグリコシド	2020/8/4
シロン石鹸有限会社	太田さん家の手作り洗剤プロ* (*発売元:株式会社タグ・ホールディングス:アーツ事業部)	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	2020/6/16
	はんなり美人* (*発売元:有限会社ワイズコーポレーション)	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	2020/6/16
	太田さん家の手作り洗剤	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	2020/9/25
	太田さん家の手作り洗剤レモン	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	2020/9/25
セッツ株式会社	ダイバークリーンコンク	アルキルアミンオキシド	
	ダイバークリーンリッチ	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	
	パロンゴールド	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	2020/5/29
第一石鹸株式会社	キッチンクラブ 濃縮フレッシュ除菌オレンジ	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	
	キッチンクラブ フレッシュ 弱酸性ピンクグレープフルーツ	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	
太陽油脂株式会社	バックスナチュロン 台所のせっけん 本体・詰替	純石けん分(脂肪酸カリウム)	2020/6/26
タッパウェアブランド・ジャパン株式会 社 (販売元)	スワイブ サムシエルス	アルキルグリコシド アルキルアミンオキシド	2020/7/2
	スワイブ フレッシュ	アルキルグリコシド	2020/7/2
株式会社地の塩社	フルーツ&ベジタブルウォッシュ (果物野菜洗い)	純石けん分(脂肪酸カリウム)	2020/6/26
株式会社トーカイ	リースキン 台所用洗剤	アルキルグリコシド	2020/5/29
長野油化工業有限会社	クリーンAせっけん	純石けん分(脂肪酸カリウム)	2020/6/26
	スーパーサラセン	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	
株式会社ニイタカ	マイソフトコンク	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	
	マイソフト	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	
株式会社ハイネリー	キッチン純	純石けん分(脂肪酸カリウム・脂肪酸ナトリウム)	2020/6/26
	さくら	純石けん分(脂肪酸カリウム・脂肪酸ナトリウム)	2020/6/26
プロクター・アンド・ギャンブルジャパン株 式会社	ジョイ コンバクト (バレンシアオレンジ、フロリダグレープフルーツ、ローマミント)	アルキルアミンオキシド	
	除菌ジョイ コンバクト (除菌、緑茶の香り、スパークリングレモンの香り)	アルキルアミンオキシド	
	ジョイ ボタニカル (レモングラス&ゼラニウム、ベルガモット&ティーツリー、マイルドローズ&ワイルド ベリー)	アルキルアミンオキシド	
	P&Gプロフェッショナル 除菌ジョイコンバクト 業務用* (*業務用流通、ホームセンター、Eコマースで入手可)	アルキルアミンオキシド	
株式会社フロムシステムダイレクト (販売元)	クリーン S-1	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	2020/7/2
株式会社ポーラ (販売元)	ソフィカルの洗剤	アルキルグリコシド	
	マイルドキッチンウォッシュ	アルキルアミンオキシド	2020/7/2
株式会社マツモトキヨシホールディングス (販売元)	MK台所用洗剤(ライム、オレンジ)	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	2020/9/8
松山油脂株式会社	台所用液体せっけん(本体、詰め替え)	純石けん分(脂肪酸カリウム)	2020/6/26
	掬練りリサイクルせっけん(固形石けん 80g)	純石けん分(脂肪酸ナトリウム)	2020/6/26
	キッチンリキッドソープ無香料(本体・詰め替え)* (*販売会社:株式会社マークスアンドウェブ)	純石けん分(脂肪酸ナトリウム)	2020/6/26
マルファクケミファ株式会社	タイムリーフレッシュ	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	
	KiRei 食器用洗剤 (オレンジの香り、レモンの香り、香料無配合)	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	
	タイムリーフレッシュ1/2	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	
	ハーバルフレッシュ (ライム、オレンジ)	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	2020/5/29
ミツエイ株式会社	スマイルチョイス 食器洗い洗剤	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	2020/5/29
	ハーバルフレッシュコンバクト (ライム、オレンジ)	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム ポリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/5/29
	ハーバルフレッシュ 重曹	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム ポリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/5/29
ミマスクリーンケア株式会社	ミマスレモン	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	2020/7/22
ミヨシ石鹸株式会社	無添加 食器洗いせっけん(本体・詰替)	純石けん分(脂肪酸カリウム)	2020/7/2
	無添加 台所用せっけん (固型)	純石けん分(脂肪酸ナトリウム)	2020/7/2
横浜油脂工業株式会社	白いふきん洗い (固型)	純石けん分(脂肪酸ナトリウム)	2020/7/2
	ハマユーライト 18kg	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	2020/6/12
ライオン株式会社	チャーミー マジカ酵素+ (フルーティオレンジの香り、フレッシュグリーンアップルの香り、フレッシュピンクベ リーの香り)	アルキルアミンオキシド	
	チャーミー マジカ除菌+ (フレッシュシトラスグリーンの香り)	アルキルアミンオキシド	
	チャーミー マジカ速乾+カラツと除菌 (シトラスミントの香り、ホワイトローズの香り、クリアレモンの香り)	アルキルアミンオキシド	2021/4/14
	チャーミー 泡のチカラ手肌プレミアム	アルキルアミンオキシド	
	ママレモン	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	
	チャーミーマイルド	アルキルアミンオキシド	
	業務用Magica除菌+プロフェッショナル* (*業務用流通、Eコマースで入手可)	アルキルアミンオキシド	
	業務用ママレモン* (*業務用流通、Eコマースで入手可)	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	
	業務用ライボンF 液体* (*業務用流通、Eコマースで入手可)	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	
	業務用ライボンF 粉末* (*業務用流通、Eコマースで入手可)	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	
ライオンハイジーン株式会社 (*業務用流通、Eコマースで入手可)	セルシアコンクα	アルキルアミンオキシド	
	セルシア速乾マイルド	アルキルアミンオキシド	
ロケット石鹸株式会社	マイフレッシュ	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	
	フレッシュ (オレンジオイル配合、弱酸性ピンクグレープフルーツ、フルーツ酸配合グリーンアッ プル)	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	
	フルーツ酸フレッシュコンバクト	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	
	エンジオイアワーズ台所用洗剤 (フルーツ、柑橘系)	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	
	マイキッチンK 4L	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	

日本石鹼洗剤工業会・日本石鹼洗剤工業組合から提供された情報・データ及び事業者から提供された情報・データより抜粋（10/11現在）

●注意事項（使用者の皆様へ）

- (1) 詳しくは、**【新型コロナウイルスに対する代替消毒方法の有効性評価に関する検討委員会最終報告】**(<https://www.nite.go.jp/data/000111315.pdf>)をご確認ください。
- (2) 本リストへの掲載判断は、事業者からの申告内容に基づき行っており、NITEでは製品中の界面活性剤の含有量の試験は行っておりません。また界面活性剤の安全性の検証も行っておりません。このため、製品中の界面活性剤の含有量及び製品の安全性についてNITEが責任を負うものではありません。
- (3) 「物品の消毒」を安全に行うため、製造者（事業者）が提供する説明書等に記載された用途、使い方に従い、使用上の注意を守って、正しくお使いください。誤飲誤用したとき（飲み込んだとき、目に入ったとき等）は、説明書等に記載された応急処置等を速やかにとってください。
- (4) 本リストに掲載していない製品にも、有効性が確認された界面活性剤が含まれている可能性があります。
- (5) 本リストに掲載していた製品であっても、界面活性剤成分の変更、市場における流通状況等によって、事業者からの申し出などにより、リストから削除される場合がございますので、製品を購入される際は、最新版のリストをご確認ください。
- (6) 本リストに掲載している事業者の企業活動の適法性や優良性をNITEとして保証するものではありません。
- (7) 本リストは、国民向け広報での活用を目的としたものであり、リストに掲載された個々の製品について、NITEとして薬機法（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）その他の関連する法令等における評価をしたり、効果効能等を保証するものではありません。

●注意事項（事業者の皆様へ）

- (1) 「**有効な界面活性剤を含有するものとして事業者から申告された製品リスト**」への製品の追加及びリスト更新受付は**2021年9月30日をもって停止しました**。
- (2) 界面活性剤成分の変更によって使用時に必要な濃度を満たさなくなったとき、製品の販売を停止したとき、長期間にわたって製品を供給できなくなったときは、速やかに`dmf-koho@nite.go.jp`までご連絡ください。
- (3) NITEに対して申告された内容に誤りがある等の理由により、使用時に必要な濃度を満たさないことが明らかとなったときは、事業者からの申し出の有無に拘わらず、当該製品をリストから削除します。
- (4) 本リストは、国民向け広報での活用を目的としたものであり、リストに掲載された個々の製品について、NITEとして薬機法（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）その他の関連する法令等における評価をしたり、効果効能等を保証するものではありません。事業者においては、商品の表示や広告において関連法規に注意して下さい。

●注意事項（9種の界面活性剤の名称と含有すべき有効濃度）

- ・直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム（0.1％）
 - ・アルキルグリコシド（0.1％）（＊2）
 - ・アルキルアミノオキシド（0.05％）（＊2）
 - ・塩化ベンザルコニウム（0.05％）
 - ・塩化ベンゼトニウム（0.05％）
 - ・塩化ジアルキルジメチルアンモニウム（0.01％）（＊2）
 - ・ポリオキシエチレンアルキルエーテル（0.2％）（＊2）
 - ・純石けん分（脂肪酸カリウム）（0.24％）
 - ・純石けん分（脂肪酸ナトリウム）（0.22％）
- （＊1）ここで「使用時の濃度」とは、説明書等に記載された希釈濃度のうち、一番薄い濃度をいいます。例えば、記載された希釈濃度が「50倍希釈」と「150倍希釈」の場合、「使用時の濃度」は「150倍希釈時の濃度」となります。（希釈せず原液のまま使うタイプの住宅家具用洗剤の場合、原液に含まれる界面活性剤の濃度が「使用時の濃度」となります。）
- （＊2）ここで「アルキル」とは、「長鎖アルキル基」を意味します。

参考

0.05% 以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



【使用時の注意】

- ・換気をしてください。
- ・家事用手袋を着用してください。
- ・他の薬品と混ぜないでください。
- ・商品パッケージやHPの説明をご確認ください。

以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。
商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター キッチンハイター	水 1L に本商品 25mL (商品付属のキャップ 1 杯) [※] ※次亜塩素酸ナトリウムは、一般的にゆっくりと分解し、濃度が低下していきます。購入から3ヶ月以内の場合は、水 1L に本商品 10ml (商品付属のキャップ 1/2 杯) が目安です。
カネヨ石鹸	カネヨブリーチ カネヨキッチンブリーチ	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
ミツエイ	ブリーチ キッチンブリーチ	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

(プライベートブランド)

ブランド名 (五十音順)	商品名	作り方の例
イオングループ (トップバリュ)	キッチン用漂白剤	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
西友 / サニー / リヴィン (きほんのき)	台所用漂白剤	水 1L に本商品 12mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
セブン&アイ・ ホールディングス (セブンプレミアム ライフスタイル)	キッチンブリーチ	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

※上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。
表に無い場合、商品パッケージやHPの説明にしたがってご使用ください。

洗剤の使い方はこちら▶▶▶

[こちらをクリック](#)



新型コロナウイルス対策

注意！

次亜塩素酸ナトリウム（塩素系漂白剤）とは別のものです。

「次亜塩素酸水」を使って モノのウイルス対策をする場合の 注意事項

アルコールとは使い方が違います

拭き掃除には、有効塩素濃度 80 ppm 以上のものを使いましょう

※ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム等の粉末を水に溶かしたものをを使う場合、有効塩素濃度 100 ppm 以上のものを使いましょう。
※その他の製法によるものは、製法によらず、必要な有効塩素濃度は同じです。

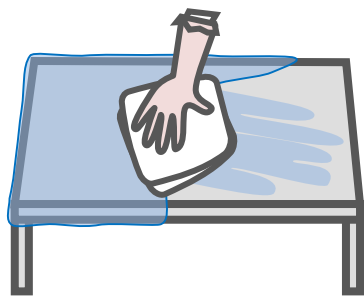
①汚れをあらかじめ 落としておく

目に見える汚れはしっかり落としておきましょう。

元の汚れがひどい場合などは、有効塩素濃度 200 ppm 以上のものを使うことが望ましいです。

②十分な量の次亜塩素酸水で 表面をヒタヒタに濡らす

アルコールのように少量をかけるだけでは効きません。



安全上の注意

- 製品に記載された使用上の注意を正しく守ってください。
- 希釈用の製品は正しく希釈して使いましょう。
- 酸と混ぜたり、塩素系漂白剤と混ぜたりすると、塩素が発生する危険があります。（また、開栓時は、塩素が既に発生している可能性に注意してください。）
- 人が吸入しないように注意してください。人がいる場所で空間噴霧すると吸入する恐れがあります。
- 濃度が高いものを使う場合、直接手をふれず、ゴム手袋などを着用してください。

効果的に使うためのポイント

- 使用の際は、酸性度・有効塩素濃度や使用期限等を確認しましょう。
- 有機物に弱いため、汚れを落としてから使用してください。
- 空気中の浮遊ウイルスの対策には、消毒剤の空間噴霧ではなく、換気が有効です。

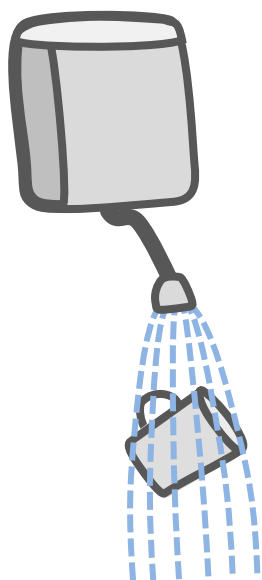
③少し時間をおき（20秒以上）、 きれいな布やペーパーで拭き取る

新型コロナウイルスに有効な
消毒・除菌方法一覧はこちら。



本資料は、2020年6月26日現在の知見に基づいて作成されたものです。修正されることがあります。

流水で掛け流す場合、有効塩素濃度 35 ppm 以上のものを使いましょう



①汚れをあらかじめ落としておく

目に見える汚れはしっかり落としておきましょう。

②次亜塩素酸水の流水で、消毒したいモノに20秒以上掛け流す

次亜塩素酸水の生成装置から直接、流水掛け流しを行ってください。

アルコールのように少量をかけるだけでは効きません。

③表面に残らないよう、きれいな布やペーパーで拭き取る

次亜塩素酸水を購入・使用するときのポイント

- 製品に、使用方法、有効成分（有効塩素濃度）、酸性度（pH）、使用期限の表示があることを確認しましょう。
- 紫外線で次亜塩素酸が分解されるため、遮光性の容器に入れるとともに、冷暗所で保管してください。
- 塩素系漂白剤等に用いられている次亜塩素酸ナトリウムは、別物です。人体への刺激性が強いので、間違えないよう表示を確認しましょう。
- ご家庭等で次亜塩素酸水を自作すると、塩素が発生する可能性があり、危険です。

※新型コロナウイルスに、次亜塩素酸水を20秒反応させたところ、35ppm以上（ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムは100ppm以上）で、有効性が確認されました。詳細はNITEウェブサイトをご覧ください。<https://www.nite.go.jp/information/koronataisaku20200522.html>
なお、本評価作業は対象物と接触させて消毒する場合の効果を評価したものです。手指等への影響、空間噴霧の有効性・安全性は評価していません。

※本資料では、「次亜塩素酸水」は「次亜塩素酸を主成分とする酸性の溶液」を指しています。
電気分解によって生成された「電解型次亜塩素酸水」と、次亜塩素酸ナトリウムのpH調整やイオン交換、ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムの水溶などによって作られた「非電解型次亜塩素酸水」の両方を含むものです。

※人体に付着したウイルスの消毒・除去や、感染の予防・治療を目的とする場合は、医薬品又は医薬部外品としての承認が必要です。現時点において「空間噴霧用の消毒剤」として承認が得られた製品は存在しません。

本資料は、家庭やオフィス、店舗などにおいて、次亜塩素酸水を新型コロナウイルス対策に用いる場合の使用方法をまとめたものです。薬機法、食品衛生法等に基づいて使用する場合は、各法令に従ってください。



児童生徒等や学生の皆さんへ

新型コロナウイルスが広がってから、皆さんは、学校はどうなるのだろう、この先どうなるだろうと、不安だったのではないのでしょうか。新しい学期を迎えるに当たって、皆さんに伝えたいことがあります。

まず、感染症にかからないようにするには、いくつかの方法があります。すでに皆さんが取り組んでいるように、話をするときにはマスクをしたり、手を洗ったり、具合が悪い場合には学校を休んだりしてもらうことです。そして何より、健康的な生活を送ることが大切です。それでも、これまでも皆さんは風邪をひいたり、インフルエンザになったりしました。今はさらに新型コロナウイルスが課題になっています。

この三つは、症状がよく似ています。ですから、今後、皆さんの誰もがこうした症状を経験することがあるでしょう。具合が悪い人の中には、新型コロナウイルスに感染したと診断される人も身近な人の中から出るかもしれません。もちろん、それが友達だと分かったら自分は大丈夫かなと不安になることもあるでしょう。

新型コロナウイルスには誰もが感染する可能性があります。感染した人が悪いということではありません。学校やクラスの中で感染することは悪いことだという雰囲気が出てしまうと、新型コロナウイルスに感染したと疑われることをおそれて、具合が悪くなくても、その後は言いだしにくくなったり、病院に行くのが遅くなったりしてしまいます。そうすると、さらに皆さんの地域で感染が広がってしまうかもしれません。

感染した人や症状のある人を責めるのではなく、思いやりの気持ちを持ち、感染した人たちが早く治るよう励まし、治って戻ってきたときには温かく迎えてほしいと思います。もし、自分が感染したり症状があったりしたら、友達にはどうしてほしいかということを考えて行動してほしいと思います。

すでに、感染した人達が心ない言葉をかけられたり、扱いをされたりしているという事例が起きています。こうしたことが皆さんの周りでも起きないように、皆さんにも協力してほしいのです。

また、高齢者や病気がちの人は、感染すると症状が重くなってしまう危険があります。自分は元気だから大丈夫ということではなく、そのような人たちに感染させることがないよう、思いやりの気持ちを持ってほしいと思います。

新型コロナウイルス感染症が広がり、皆さんの日々の生活は一変したと思います。以前のように、友達と会にくくなり、スポーツや文化に触れる機会も少なくなり、将来への不安やストレスを抱えている人も多いでしょう。

これまでも、私たち人間は、新型コロナウイルスのような新しい病気を経験してきました。そのたびに、世界中の研究者が病気の原因を探り、予防方法を見つけたり、薬の開発をしたりしてきました。そして、私たちは、病気と共存していく。この歴史は繰り返されています。新型コロナウイルスも研究が進んで解明されれば、予防と治療ができるようになり、新たな共存生活が始まります。

私たち大人は、皆さんの応援団として、将来の見通しを持ち、未来の社会の担い手である皆さんが学ぶ機会、遊ぶ機会、交流する機会を最大限作っていきます。それまで、皆さんは今自分ができる予防をしっかり行い、将来の目標を持ち、家庭や学校で日々の学びを続けてほしいと願っています。

令和二年八月

文部科学大臣 萩生田 光一

教職員をはじめ学校関係者の皆様へ

児童生徒等の学びを確保するための取組が行われているのは、学校の設置者や教職員の皆様が感染症対策と教育活動の両立に心を砕き、日々、大変な御尽力をいただいているおかげであり、心より感謝申し上げます。

本年六月から、ほとんどの学校において、教育活動が再開されていますが、児童生徒等や教職員など学校関係者の感染事例が見られるようになってきています。

そのような中、児童生徒等が新型コロナウイルス感染症を正しく理解し、よりよい実践ができるよう、学校における指導が一層、重要になってきていると考えています。

文部科学省では、今年の四月に、日常における保健の指導を念頭に置いた指導資料を作成し公表しました。更に、十月には、児童生徒等が感染症に対する不安から陥りやすい差別や偏見等について考え、適切な行動を取れるよう啓発する動画も作成する予定です。

児童生徒等への指導に当たっては、例えば以下の点を身に付けさせることが大切です。

- ・ 感染症を予防するには、運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続けることが有効であること。
- ・ ウイルスから、自分自身を守るため、そして、大切な人を守るため、基本的な感染症対策や、「三密を避ける」等の予防策の徹底が必要であること。
- ・ 誤った情報や認識、不確かな情報に惑わされることなく、正確な情報や科学的根拠に基づいた行動を行うことができるようになること。
- ・ 感染者、濃厚接触者等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないこと。感染を責める雰囲気広がると、医療機関での受診が遅れたり、感染を隠したりすることにもつながりかねず、地域での感染につながり得ること。
- ・ ウイルスに感染しても症状が出ない場合があり、自分が知らないうちに感染を広めることもあることから、重症化するリスクが高い高齢者や基礎疾患がある方に接するときは注意が必要であること。

これらに加え、医療従事者や社会活動を支えている人たちへの敬意や感謝も伝えてほしいと考えています。

また、大学等の高等教育機関においても、学生の感染事例が確認されています。各大学等におかれては、引き続き、「三密を避ける」ことなど、学生への適切な注意喚起等に取り組んでいただきたいと考えています。

文部科学省としては、差別や偏見等を防ぐための取組について、今後も継続して進めてまいりますので、学校の設置者や教職員の皆様におかれましても、組織的で継続的な取組をお願いいたします。

感染症への対応は、今後、長期にわたることが想定されますが、文部科学省としても、少人数によるきめ細かな指導体制の整備について検討するなど、令和時代のスタンダードとして新しい時代の学びの環境整備に引き続き取り組んでまいります。

令和二年八月
文部科学大臣 萩生田 光一

保護者や地域の皆様へ

学校において、児童生徒等の学びを確保するための取組を進めることができているのは、保護者や地域の皆様に感染症対策の取組に御理解と御協力を賜っているからであり、心より感謝申し上げます。

しかし、このような取組を徹底しても学校や家庭、社会において感染するリスクをゼロにすることはできません。誰もが感染する可能性があります。その上、新型コロナウイルス感染症には未だ解明されていない点があり、ワクチンも開発中であることから、この感染症に対する不安をお持ちの方が多くと思います。

私たちは、この感染症と、この感染症がもたらした社会の変化に対して、現時点での科学的な知見や見解に基づいて、正しく向き合うことが必要です。私からは、保護者や地域の皆様に次の二点をお願いいたします。

第一に、感染者に対する差別や偏見、誹謗中傷等を許さないということです。

誰もが感染する可能性があるのですから、感染した児童生徒等や教職員、学校の対応を責めるのではなく、衛生管理を徹底し、更なる感染を防ぐことが大切です。

そして、自分が差別等を行わないことだけでなく、「感染した個人や学校を特定して非難する」「感染者と同じ職場の人や、医療従事者などの家族が感染しているのではないかと疑い悪口を言う」など身の周りに差別等につながる発言や行動があったときには、それに同調せず、「そんなことはやめよう」と声をあげていただきたい。人々の優しさはウイルスとの闘いの強い武器になります。

感染を責める雰囲気広がると、医療機関での受診が遅れたり、感染を隠したりすることにもつながりかねず、結局は地域での感染の拡大にもつながり得ます。その点からも差別等を防ぐことは必要なことです。

第二に、学校における感染症対策と教育活動の両立に対する御理解と御協力です。

感染症への対応が長期にわたることが想定される中、学校では、感染症対策を講じつつ学校教育ならではの学びを大事にしながら教育活動を進め、子供たちの健やかな学びを最大限保障するための取組を進めていただいているところです。また、大学についても、感染症対策の徹底と、対面による授業の検討も含めた学修機会の確保の両立をお願いしております。

これからの予測困難な時代を生きていく児童生徒等や学生が、必要となる力を身に付けていくことができるよう、学校の教育活動の継続への御理解と御協力をお願いいたします。

新型コロナウイルスのみならず、感染症へ正しく対応するためには、最新の科学的な知見等を知ることが不可欠です。政府として、分かりやすい広報に努めているところですが、保護者や地域の皆様におかれても科学的な知見等を日々の生活に生かしていただきたいと思います。

令和二年八月
文部科学大臣 萩生田 光一

新型コロナウイルス感染症を理由とした 差別や偏見などでつらい思いをしたら

児童生徒等の皆さんの不安や悩みを受け止める相談窓口は、下記の通りです。一人で苦しまず、ぜひ利用してみてください。

□ 24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1306988.htm

□ 子どもの人権110番〈法務省〉 0120-007-110

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html>

□ 都道府県警察の少年相談窓口

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/soudan.html>

□ いのちの電話の相談 0120-783-556

一般社団法人日本いのちの電話連盟

<https://www.inochinodenwa.org/>

□ チャイルドライン(18歳までの子供が対象) 0120-99-7777

<https://childline.or.jp/>

□ 新型コロナこころの健康相談電話 050-3628-5672

一般社団法人日本臨床心理士会、一般社団法人日本公認心理師協会

<http://www.jsccp.jp/info/infonews/detail?no=730>

新型コロナウイルス

差別・偏見をなくそうプロジェクト

◆プロジェクト発足の背景

新型コロナウイルス感染症の影響が全国的に拡大し、学校においても感染者の発生が継続しています。こうした中、感染者やその家族、完治した人や感染症に関わる人に対する接し方について、あらためて子どもたちに考えてほしいという思いから、本プロジェクトを発足しました。子どもたちが感染症に対する不安から陥りやすい差別や偏見などについて考えるきっかけとなるような啓発動画や関連資料などを作成し、公開していきますので、学校での指導に活用いただきたいと思います。

◆啓発動画の内容

日本赤十字社が発信している「3つの感染症」の考え方を参考に、感染症に対する不安から陥りやすい差別や偏見などについて考える動画（約6分間）です。子どもたちが考えた結果を適切な行動に結びつけられるよう、ワークシートや授業用教材など、指導に活用できる関連資料もあわせて公開します。また、授業内容を保護者にも共有し、協力を促す保護者向けのプリントや、学校掲示用のポスターデータなどについても制作し、啓発活動を展開していきます。

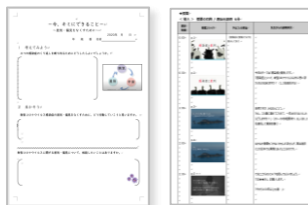
01 動画教材

出演：渡辺 裕太さん



動画教材では、実際に子どもたちの周りで起きている新型コロナウイルスに関する「差別・偏見」の具体的な事例を挙げ、なぜこのような「差別・偏見」の行動や考えが生まれてしまうのかを考えます。また、「病気」「不安」「差別」という「3つの感染症」の拡大をとめるために自分には今何ができるのか、不安を感じたらどうすればいいのか、感染症になった人・関わる人どのように接するべきなのかを考える内容になっています。

02 授業用スライド・指導例・ワークシート



学校の先生方が活用できる授業用のスライドやワークシート、指導例を作成しました。

03 掲示用ポスター・保護者向けだより



学校内で継続して啓発するためのポスターや、子供たちが学んだ授業の内容や大人が気を付けたいことを伝える保護者向けおたよりを作成しました。

申し込み締め切り日

11/30
月曜日

教材の利用にはお申し込みが必要となります

学校向け教材一式は各教育委員会からの事務連絡、または企画制作受託会社ARROWSから各学校あてに送付されるFAXやDMからお申し込みいただくことができます。

◆本件に関するお問い合わせ先

株式会社ARROWS 運営事務局 | TEL: 0120-568-317 営業時間：平日10:00～18:00

北海道の冬季の寒さに配慮した 学校の換気方法

新型コロナウイルス感染症のリスク要因の一つである「換気の悪い密閉空間」の改善には、**換気方法の工夫**が重要です。

文部科学省：学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2020.9.3 Ver.4）では、次のように示されています。

換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）、2方向の窓を同時に開けて行うようにします。

効果的な換気のためには、常時換気を行うことが望ましいことから（4頁【参考】を参照）、**冬季の寒さ感を緩和しつつ「可能な限り常時」換気するための方法**を提案します。

※感染を予防できる換気の基準は明らかとなっていないため、学校環境衛生基準等示されている換気の基準と温度を維持する方法の1つとして提案します。

換気方法の選択の流れ

教室に換気設備があるか

ある

ない

ある①

- 壁付け換気扇
- 天井埋込形排気装置



壁付け換気扇 天井埋込形

ある②

- 熱交換型換気設備
- 換気機能を持つ空調（暖房）設備



熱交換型

エアコンには換気機能がありません。
換気設備の有無と種類で
選択してください。

A.換気扇がある場合
2頁を見てください

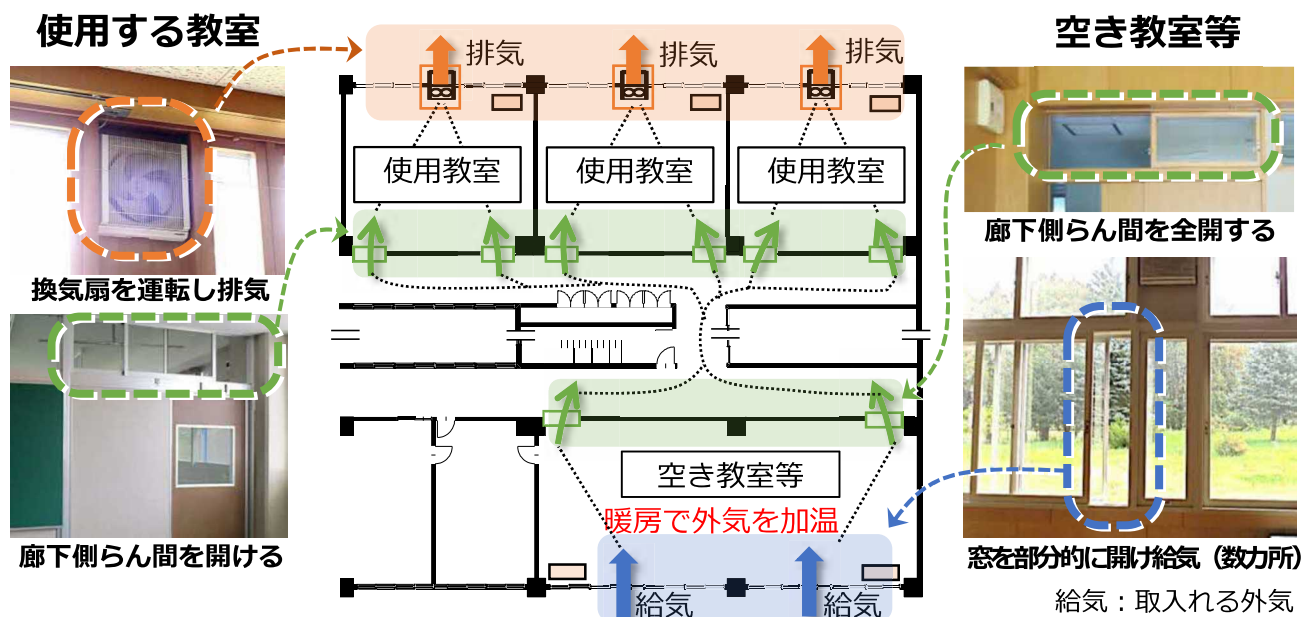
常時運転してください
（特別な工夫は必要ありませんが、フィルター等の清掃は必須です）

ない

B.換気扇がない場合
3頁を見てください

A. 換気扇がある場合

換気扇で常時排気＋空き教室等を利用し外気を暖め給気



- 使用する教室は、換気扇を常時運転し、排気します。
- 必要な給気は、空き教室または授業を行っていない特別教室等（以下、空き教室等）から取ります。使用する教室の廊下側のらん間と、空き教室等の窓と廊下側のらん間を開けます（下表参照）。
- 給気を暖めるために、空き教室等を暖房します。
- 給気のための空き教室等の窓開けは、寒くならないように、複数の空き教室等で行うことが望ましいです。
- 寒さを感じる場合には、空き教室等の暖房を強めましょう。使用する教室等も寒い場合は暖房を強めましょう。

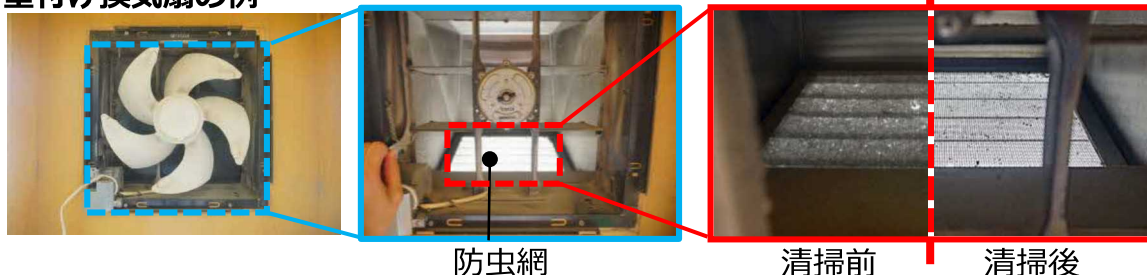
教室の換気装置を運転する場合の窓・らん間を開ける目安

使用する教室	空き教室等	
らん間	窓	らん間
[引違い] 1か所全開 または 2か所各半開 [上開き] 2枚全開	学校全体の合計で 使用する教室数×幅10cm	全開

防虫網やフィルターの清掃が必須

- 換気設備に防虫網やフィルターがついている場合、清掃が必須です。清掃を行わないと、十分な換気がされません。

壁付け換気扇の例



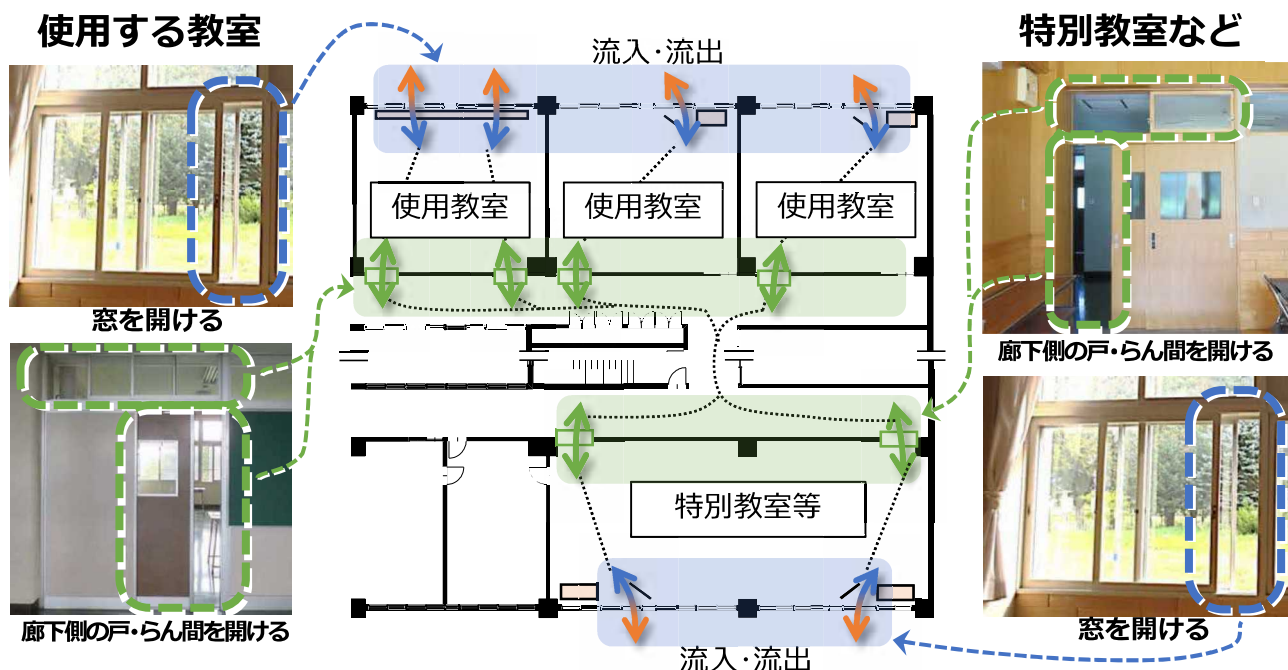
防虫網

清掃前

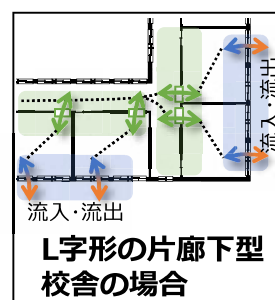
清掃後

B. 換気扇がない場合

開け幅を適切に調整しながら常時2方向の窓を開け、寒くなりにくい工夫をする



- 必要換気量を確保するためには、2方向の窓を開けることが有効です。
- 使用する教室と方向が異なる教室等（特別教室等）の窓と廊下側の戸・らん間を常時開けます。開け幅は下表を参照してください。
- 教室が寒い場合は暖房を強めましょう。
- 強風のときには換気量が増えるので、開け幅を小さくできます。ただし、完全に閉じると換気不足になりますので、最低でも下表の目安の1/4程度は開けましょう。



各教室等の窓と戸・らん間の開け幅の目安

必要換気量 [m ³ /h]	窓（網戸付）		戸		らん間
	3階建て以上の1階	左以外の階	3階建て以上の1階	左以外の階	
400	15cm	30cm	閉	20cm	全開
600	20cm	40cm	閉	35cm	全開
800	30cm	55cm	20cm	65cm	全開
1,200	40cm	80cm	35cm	100cm	全開

必要換気量

- 学校環境衛生基準（1棟あたり延べ面積が8,000m²未満の校舎）に基づく換気量は、以下の1人当たり換気量×教室の使用人数

幼稚園児・小学生（低学年）	10 m ³ /h/人
小学生（高学年）・中学生	15 m ³ /h/人
高校生・成人（教師）	20 m ³ /h/人

例）中学生30人教室 15 m³/h/人 × 30人 + 20 m³/h/人（教師1） = 470 m³/h

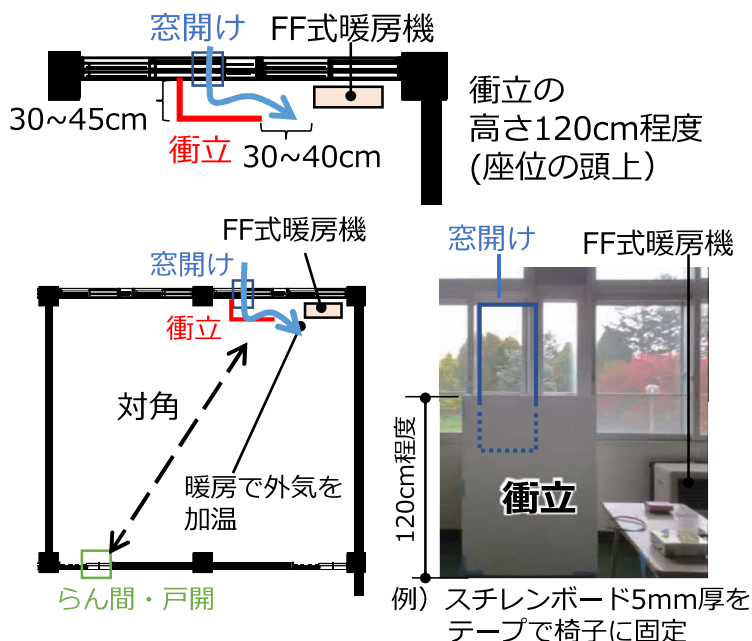
B. 換気扇がない場合

教室の窓を開ける際の工夫

- 外からの気流が直接人に当たらないように、また、流入する外気を暖房機で暖められるように、**衝立**などすると良いでしょう。

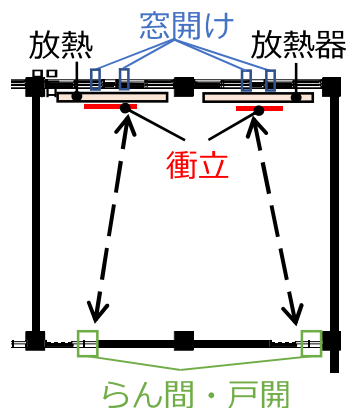
■FF式暖房機1台のとき

暖房機の近くの窓を開けます。ただし、排煙が室内に入らないように、排気筒の上は避けます。



■温水・蒸気暖房のとき

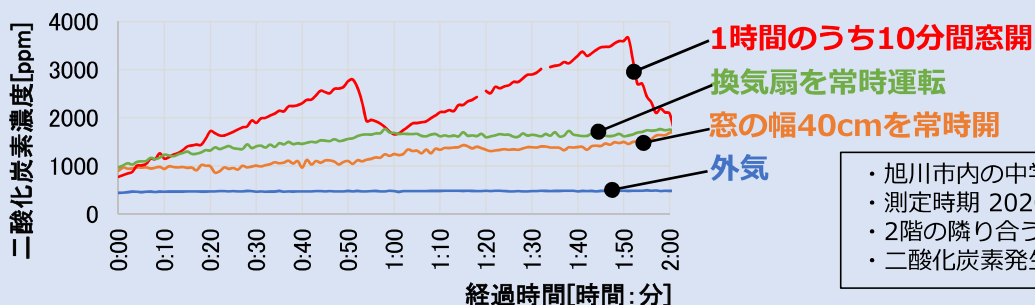
放熱器の上の窓を、分散して開けます。(例えば、開け幅40cmであれば、10cm×4か所、など。)



- 2方向の教室の窓がない片廊下型の場合でも、教室と廊下を可能な限り常時（3頁表の目安を参照）、困難な場合はこまめに窓を開けてください。

【参考】換気の基本は常時換気です

- 換気は、間欠換気より、換気扇の常時運転や2方向の窓を常時開けることが有効です。



- 旭川市内の中学校で測定
- 測定時期 2020年10月上旬
- 2階の隣り合う教室で比較
- 二酸化炭素発生量480L/h

【作成】

地方独立行政法人北海道立総合研究機構建築研究本部 北方建築総合研究所

- 【協力機関】 北海道、旭川市教育委員会
 【協力有識者】 北海道科学大学 教授 福島 明
 北海道大学 教授 林 基哉、准教授 森 太郎、准教授 菊田 弘輝
 札幌市立大学 教授 齊藤 雅也

お問合せ先 (地独)北海道立総合研究機構建築研究本部 企画調整部企画課
 TEL : 0166-66-4218

2020年11月18日 発行



2 文科初第 809 号

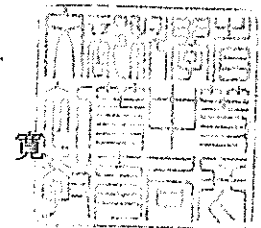
令和 2 年 9 月 3 日

資料15

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長
各国公立大学法人の長 殿
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
大学及び高等専門学校を設置する各地方公共団体の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
大学及び高等専門学校を設置する公立大学法人を
設置する各地方公共団体の長
厚生労働省医政局長
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省初等中等教育局長

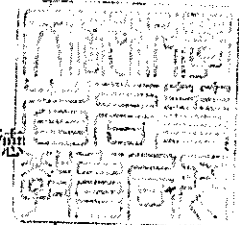
瀧 本



(印影印刷)

文部科学省高等教育局長

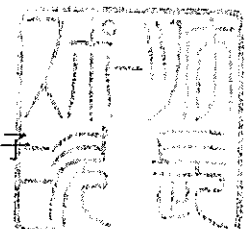
伯 井 美 徳



(印影印刷)

スポーツ庁次長

藤 江 陽 子



(印影印刷)

運動部活動に参加する学生等の集団における新型コロナウイルス
感染症対策の徹底について（通知）

国内の新規感染者数の増加に伴い、8月以降、運動部活動に参加する学生及び

生徒（以下、「学生等」といいます。）の集団において新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した例が見られるようになっていきます（文部科学省に報告があった事案のうち、8月1日以降、同一の運動部活動の構成員の中で5人以上の感染者が認められた件数は、大学7件、高等学校5件）。

これらの中には、校内での練習のみならず、練習場や対外試合への集団移動を繰り返し行っていた事例や、同じ寮で生活をしていた事例も見られます。

運動部活動については、各競技団体が作成している感染症対策のガイドラインにのっとり活動を進めていただきたいと思います。競技中・練習中のみならず、学生等同士での会食、長時間の集団での移動、寮生活等も含め、長時間にわたって学生等や指導者が行動を共にしている場合には、集団内での感染拡大の可能性が高まるものと考えられます。

このため、部活動の競技中・練習中だけでなく、同じ部活の学生等で食事をしたり余暇の時間を過ごしたりするなど、部活動の内外を問わず、学生等が集団で長時間の活動を行う場合には、学校の設置者及び部活動の指導者におかれては、以下のような感染症対策を特に徹底してください。

1. 飛沫感染に留意し、近距離での大声を徹底的に避ける。
2. こまめな手洗いを励行する。
3. 体調のすぐれない学生等は部活動への参加を見合わせ、自宅で休養する。
4. 部活動の練習場所や更衣室等、また食事や集団での移動の際の三密（密閉、密集、密接）を避ける。

寮生活を伴う場合には、行動を共にする時間がさらに長くなることから、学生等の健康状態に十分に留意し、発熱等の風邪症状がみられた場合には、仮に症状がすぐにおさまったとしても、主要症状（発熱や咳など）が消退した後2日を経過するまで、個室等に隔離し、部活動や寮生活等の集団活動には参加しないこととするなど、十分な警戒をもって感染症対策にあたってください。また、体調不良者が同時に複数名以上（例えば3名以上）発生した場合には、学校医又は医療機関に相談してください。

なお、中学校及び高等学校の部活動や寮生活に関しては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル ～「学校の新しい生活様式」～」（令和2年9月3日改訂版）（以下、「学校衛生管理マニュアル」といいます。）における記載事項を踏まえて適切に対応してください。

大学における運動部活動に関しては、各競技団体等のガイドラインや一般社団法人大学スポーツ協会の「新型コロナウイルス感染症対策としての「UNIVAS 大学スポーツ活動再開ガイドライン」」の内容にも御留意ください。大学の学生寮の感染防止対策については、「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインについて」（令和2年6月5日高等教育局長通知）のほか、「学校衛生管理マニュアル」も御参照ください。

感染が確認された場合には、感染者や濃厚接触者である学生等が、差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などの対象にならぬよう、十分な配慮・注意が必要です。差別・偏見等の防止の取組において必要な場合には、「新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見等の防止に向けた文部科学大臣メッセージ」等も御活用ください。

各都道府県教育委員会教育長におかれては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）に対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対し、各国公立大学法人の長におかれては、その設置する学校に対し、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長におかれては、その設置する高等専門学校に対し、大学及び高等専門学校を設置する各地方公共団体の長におかれては、その設置する学校に対し、各文部科学大臣所轄学校法人理事長及び大学を設置する各学校設置会社の代表取締役におかれては、その設置する学校に対し、厚生労働省医政局長及び社会・援護局長におかれては所管の専修学校に対し、周知いただくようお願いします。

参考資料1：「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル ～「学校の新しい生活様式」～」(令和2年9月3日改訂版) 関係部分抜粋

参考資料2：新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見等の防止に向けた文部科学大臣メッセージ

<本件連絡先>

文部科学省：03-5253-4111（代表）

○運動部活動に関すること

スポーツ庁 政策課 学校体育室（内3777）

○大学スポーツに関すること

スポーツ庁 参事官（地域振興担当）（内3932）

○寮に関すること

高等学校以下：初等中等教育局 健康教育・食育課（内2918）

大学：高等教育局 学生・留学生課（内2519）

感染リスクが高まる「5つの場面」

資料16

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で注意力が低下する。また、聴覚が鈍磨し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用は感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、例えば深夜のはしご酒では、昼間の通常の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- また大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケや野外のバーベキューでの事例が確認されている。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用施設での事例が確認されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での事例が確認されている。車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



2 文科初第 1344 号

令和 2 年 12 月 10 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
附 属 学 校 を 置 く 各 国 公 立 大 学 長
小 中 高 等 学 校 を 設 置 す る 学 校 設 置 会 社 を 殿
所 轄 す る 構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条
第 1 項 の 認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長
厚 生 労 働 省 医 政 局 長
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長

文部科学省初等中等教育局長

瀧 本 寛

(公印省略)

文化庁次長

矢 野 和 彦

(公印省略)

小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う
場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）

現在、国内の感染者数が増加していることに伴い、11 月以降、学校における合唱活動
等に関係した集団感染が複数発生しています。

学校の授業や部活動等において合唱を行う場合には、学校の設置者及び部活動等の指
導者におかれては、一般社団法人全日本合唱連盟が作成している感染症対策のガイドラ
インにのっとり活動を進めていただきたいと思います。特に学校においては、以下の
感染症対策にも取り組んでください。

1. マスク※は飛沫拡散防止の効果があるため、原則、着用することとします。
2. 合唱している児童生徒同士の間隔や、指導者・伴奏者と児童生徒との間隔、発表者と聴いている児童生徒等との間隔は、マスクを着用している場合であっても、前後方向及び左右方向ともにできるだけ2 m（最低1 m）空けます。
3. 立っている児童生徒の飛沫が座っている児童生徒の顔へ付着する飛沫感染のリスクを避けるため、立っている児童生徒と座っている児童生徒が混在しないようにします。
4. 連続した練習時間はできる限り短くします。常時換気を原則とし、窓等を対角方向に開け、十分に換気を行います。飛沫感染に留意し、近距離での大声を徹底的に避けます。

※ ここでいうマスクは、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の予防」の啓発資料による正しいマスクの着用（鼻と口の両方を隙間がないよう覆った）にのっとった形状のものをよぶ。

・マウスシールド、下部の開放が広いマスクなど、隙間のある形状のものは該当しない。

・フェイスシールドについては的確な取扱いを行わないと感染を拡大させてしまう危険があり、専門的知識のない方が扱うことは危険であるので、合唱活動においての着用は推奨しない。

歌唱時のマスクの着用により息苦しくなるなどのケースでは、十分な距離（最低2 m）をとってマスクを外して行うことも考えられますが、地域の感染が拡大しているような場合には、マスクを着用しないで行う合唱活動を一時的に制限するなどの対応も必要です。

ただし、屋外で、十分な距離（最低2 m）を確保して、向かい合わずに行う場合には、マスクを着用せずに行うことも考えられます。屋外に準じる程度に十分に換気の行き届いた空間（双方向の窓を全開している場合や、換気設備が整っている場合等）においても、同様とします。

なお、合唱以外の活動に関して、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル ～「学校の新しい生活様式」～」(令和2年12月3日改訂版)には、各教科における感染症対策を講じてもおお感染リスクの高い活動として、以下のような活動を挙げています。地域の感染が拡大している場合には、マスクを着用していても、このようなリスクの高い活動は慎重に行い、また特にリスクの高いもの(★)は一時的に控えるなど、適切に対応してください。

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」(★)
- ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「リコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」(★)
- ・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」(★)
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」(★)や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」(★)

各都道府県教育委員会教育長におかれては、所管の学校(専修学校を含む。以下同じ。)及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の学校に対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対し、厚生労働省医政局長及び社会・援護局長におかれては所管の専修学校に対し、周知いただくようお願いします。

また、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について(通知)」(令和2年12月8日付け2文科初第1327号文部科学省初等中等教育局長、文化庁次長通知)については本通知をもって廃止します。

(参考)

参考資料1：一般社団法人全日本合唱連盟「合唱活動における新型コロナウイルス感染症拡大防止のガイドライン(第2版)」(2020年11月26日策定)(PDF)

<https://www.jcanet.or.jp/JCAchorusguideline-ver2.pdf>

参考資料2：一般社団法人全日本合唱連盟「合唱練習時の感染拡大防止策汎用版(第2版)」(リーフレット)(2020年11月26日)(PDF)

<https://www.jcanet.or.jp/JCAchorustaisaku-ver2.pdf>

参考資料3：一般社団法人全日本合唱連盟「合唱公演時の感染拡大防止策汎用版(第1版)」(リーフレット)(2020年11月26日)(PDF)

<https://www.jcanet.or.jp/JCAchorustaisaku-concert-ver1.pdf>

<本件連絡先>

文部科学省：03-5253-4111(代表)

○合唱に関すること

文化庁 参事官(芸術文化担当)(内3163)

○学校における感染症対策に関すること

初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918)

緊急事態宣言下における学生・生徒が行う部活動について

緊急事態宣言下においては、大学および高等学校・中学校等における部活動・サークル等の扱いについては、感染拡大防止の観点から慎重な取り扱いが求められる。仮に、活動を行う場合には、いわゆる「三つの密」「感染リスクが高まる『5つの場面』」および大きな発声を避けるとともに、部活動に付随する、屋内での着替えや車での移動といった場面での感染対策に十分に留意することを前提とすべきである。

その上で、感染リスクが高い活動の目安として以下の考えで整理し、地域の感染状況等に応じて、これら感染リスクの高い活動については一時的に活動を制限することも含め検討するなど、感染症への警戒を強化すべきである。

1. 学生・生徒同士が組み合うことが主体となる活動
2. 身体接触を伴う活動
3. 大きな発声や激しい呼気を伴う活動